平成30年9月定例会

環境生活委員会
予算決算委員会(環境生活分科会)
会議録

長 崎 県 議 会

人

(安貝间討議)	
1、開催日時・場所	1
2、出 席 者	1
3、経 過	
≪委員会≫	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1
(第1日目)	
1、開催日時・場所	3
2、出 席 者	3
	3
4、付 託 事 件	3
5、経 過 。	
《分科会(土木部)》	
土木部長予算議案説明	5
予算議案に対する質疑	5
予算議案に対する討論	8
《委員会(土木部)≫	
土木部長総括説明	8
都市政策課長補足説明	8
議案に対する質疑	9
議案に対する討論	1 2
決議に基づく提出資料の説明	1 2
新幹線事業対策室長補足説明	1 2
陳 情 審 査	13
議案外所管事項に対する質問	26
(第2日目)	
1、開催日時・場所	6 1
2、出 席 者	6 1
3、経 過	
《委員会(環境部)≫	
環境部長所管事項説明	6 1
決議に基づく提出資料の説明 ·······	6 2
陳 情 審 査	6 3
議案外所管事項に対する質問	6 5
《分科会(県民生活部)》	0 0
県民生活部長予算議案説明	8 1
デクリング	8 1
予算議案に対する討論	8 2
《委員会(県民生活部)》	0 2
《安貞云 (原氏生石部) // 県民生活部長所管事項説明 ····································	8 2
決議に基づく提出資料の説明	83

陳 情 審 査	8 3
議案外所管事項に対する質問	8 4
「キャッシュレス社会の実現を求める意見書」	
についての委員間討議	9 1
(# O D B)	
(第3日目)	
1、開催日時・場所	9 5
2、出 席 者	9 5
3、経 過	
≪委員会(交通局)≫	
交通局長所管事項説明	9 5
決議に基づく提出資料の説明	9 7
管理部長補足説明	9 7
陳 情 審 査	9 8
議案外所管事項に対する質問	9 8
《委員会》	
分科会長報告等に関する委員間討議	1 1 2
塞杏結里報告書	1 1 5

(配付資料)

- 分科会関係議案説明資料
- 委員会関係議案説明資料
- ·委員会関係議案説明資料(追加1)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 9月10日

自 午前11時00分至 午前11時04分於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委	員		長	里脇	清隆	君
副	委	員	長	山本	由夫	君
委			員	八江	利春	君
IJ			田中	愛国	君	
	J.	ı		渡辺	敏勝	君
	J.	ı		瀬川	光之	君
	J.	ı		徳永	達也	君
	J.	ı		外間	雅広	君
	"			川崎	祥司	君
	J.	ı		坂本	浩	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

一午前11時00分 開会一

【里脇委員長】 ただいまから環境生活委員を 開会いたします。

これより議事に入ります。

会議録署名委員を、慣例によりまして、私から

指名させていただきます。

会議録署名委員は、瀬川委員、徳永委員のご両人にお願いいたします。

本日の委員会は、平成30年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行 うこととしたいと思いますが、ご異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議ないようですので、そのように進める ことといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に 切り替えます。

しばらく休憩いたします。

一午前11時01分 休憩一

一午前11時03分 再開一

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議しました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

一午前11時04分 散会一

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年9月25日

自 午前10時 1分至 午後 4時 9分於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 里脇 清隆 君 副委員長(副会長) 山本 由夫 君 利春 委 員 八江 君 愛国 IJ 田中 君 渡辺 敏勝 君 IJ 光之 瀬川 君 IJ 達也 IJ 徳永 君 外間 雅広 IJ 君 IJ 川崎 祥司 君 坂本 浩 君 IJ

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長 岩見 洋一 君 土木部技監 藤田 雅雄 君 土木部次長 天野 俊男 君 土木部参事監 村上 真祥 君 (まちづくり推進担当) 和広 監 理 課 長 井上 君 建設企画課長 川添 正寿 君 建設企画課企画監 松園 義治 君 新幹線事業対策室長 君 鈴田 健 都市政策課長 公彦 君 植村

道路建設課長 大塚 正道 君 道路維持課長 馬場 一孝 君 港湾課長 君 近藤 薫 港湾課企画監 井手 浩二 君 河 川 課 長 俊郎 君 浦瀬 河川課企画監 憲明 松本 君 防 課 比月 君 砂 長 田中 建 築 課 長 三原 真治 君 営 繕 課 長 平松 彰 君 宅 課 長 高屋 誠 君 住 住宅課企画監 崎野 義人 君 地 課 長 佐々木健二 君 用

6、審査事件の件名

○予算決算委員会 (環境生活分科会)

第107号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号) (関係分)

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

(1) 議 案

第114号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例

第115号議案

長崎県建築基準条例の一部を改正する条例

第116号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正す る条例

第117号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

(2) 請 願

なし

(3) 陳 情

・平成31年度 国政・県政に対する要望書

- ・平成31年度 離島振興の促進に関する要望等 の実現について
- ・諫早市特別要望(諫早駅周辺整備への協力と 支援について)
- ・諫早市政策要望(九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の着実な整備について外)
- ・一般国道324号(仮称) 茂木バイパスの早期 着手及び主要地方道野母崎宿線(長崎市千々 〜飯香浦)の整備促進に関する陳情書
- ・要望書(世界遺産登録を契機とした高校・大学での郷土愛を育む取組みについて 外)
- ・要望書(長崎県の施策に関する要望について)
- ・要望書(幹線道路網の整備促進について 外)
- ・要望書(一般国道34号の整備促進について)
- ・要望書(一般国道499号線の整備促進について)
- ・要望書(長崎外環状線の早期完成について)
- ・要望書(一般国道202号の整備推進並びに(仮 称)福田バイパスの早期事業化について)
- ・要望書●地域高規格道路「西彼杵道路」の建 設促進について
- ・要望書●地域高規格道路「長崎南北幹線道路」 の早期事業化について
- ・要望書(寄附講座「離島・へき地医療学講座」 の継続について 外)
- ・要望書(県市一体となったMICE誘致・受 入の推進について 外)
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

一午前10時 1分 開会 一

【里脇委員長】 おはようございます。

ただいまから環境生活委員会及び予算決算委 員会 環境生活分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第 114号議案「長崎県の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例」ほか3件でありま す。そのほか、陳情17件の送付を受けておりま す。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号)」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査 の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお 配りしております審査順序のとおり行いたいと 存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより土木部関係の審査を行い ます。

審査に入ります前に、理事者側から、7月及び9月の人事異動に伴う新任幹部職員について紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【岩見土木部長】土木部の新任幹部職員をご紹介いたします。

[新任幹部職員紹介]

以上でございます。

【里脇委員長】 ありがとうございました。 それでは、これより審査に入ります。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案についてご 説明いたします。

予算決算委員会 環境生活分科会関係議案説 明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正 予算(第2号)」のうち関係部分であります。

土木部関係の歳入・歳出予算はそれぞれ記載のとおりであり、本年6月から7月の集中豪雨及び台風7号の被害に伴う対策工事及び崩落の危険性が高まった急傾斜地の防災対策に要する経費を計上いたしております。

このほか、債務負担行為については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予 算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 おはようございます。若干質問させていただきます。

まず、いわゆる6月から7月の集中豪雨と、それから台風7号の被害に伴う対策工事及び崩落の危険性が高まった急傾斜地の防災対策の補正ということで、主に港湾関係、それから砂防関係で約8億1,455万円の増ということになっております。それで、もちろん当初予算にもそういうふうなことを想定して、想定してといいますか、若干組み込まれていると思うんですけれども、今回、この被害に対して、あるいは今後

の危険地域に対する備えといいますか、そうい うことで補正予算が組まれているというふうに 思うんですけれども、今回のこの台風及び集中 豪雨の被害の中で、今回のこの補正、それから 当初予算を含めて、ほぼこれで対策が十分にで きているのかどうなのか。予算上の制約もあろ うかというふうに思いますので、そこら辺を少 し教えていただければと思います。

【浦瀬河川課長】今回の土木部関係の被害状況 から、まず説明させてもらいたいと思います。

公共土木施設の被害につきましては、県が27 件で約4億2,000万円、市町が120件で15.6億円、 合計147件で約20億円の被害が出ております。

災害があったところについては、災害復旧事業で対応いたします。河川事業につきましては、 今、河川改修事業を行っていますけれど、予算が不足して足りない状況でございます。これについては、今後、補正予算等の可能性もあるということですので、引き続き補正予算を確保して、事業の進捗を図っていきたいと思っています。

また、減災対策につきましては、今、平成33年を目標に、県の水位情報周知河川等を中心に、ハード事業だけじゃなくて、ソフト対策も含めて対応するようになっていますので、そこについても減災対策を引き続き早期に発揮できるように努力していきたいと思っています。

【田中砂防課長】砂防関係を説明させていただきます。

まず、今回の7月豪雨で、土砂災害警戒区域 及び危険箇所内で発生したのが、土砂災害が約 70件ございます。小さいがけ崩れを含めますと、 全体で127件の災害が発生しているんですけれ ども、今回補正予算で上げさせていただいたの は、その豪雨に伴いまして、緊急性が非常に高 まったところを計上させていただいております。 そのほか、また崩れる可能性があるところは たくさんあるんですけれども、それに関しては、 河川課長は申しましたけれども、今後の補正予 算とか、来年の当初予算を含めて対応していき たいと考えております。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございました。

今回のこの防災の対策事業で、いわゆる国庫 負担の公共事業と、例えば地すべりで3分の2だ とか、急傾斜地で2分の1だとか、いろいろあろ うかと思うんですけれども、もちろん受益者負 担も、それに加えて当然あるだろうというふう に思います。

それと、あと、県単の部分でも予算を出されておりまして、例えば、今回出された予算の内訳を見てみますと、砂防関係で、8億1,455万円のうち約6億2,455万円、港湾関係で1億9,000万円というふうなことで、そのうち、それぞれ県単で賄っている部分が、砂防で約5,500万円、港湾で約4,000万円というふうなことになっております。それで、なかなか1回の補正でカバーできないということなんだろうというふうに思いますし、それから、県が先ごろ発表した中長期の財政見直しの中でも、先を見ると厳しい財政状況の中で、特に県の単独事業が減らされているといいますか、かなり厳しい状況に、今後もなっていくんじゃないかというふうに思っています。

その一方で、最近、いわゆる台風とか、水害とか、地震だとか、そういった自然災害が非常に頻発をしているというふうな状況の中で、なかなか受益者負担だけでは当然賄えない。いわゆる公助の部分をどうしていくかというのは、県も市町もでしょうし、非常に大きな課題だというふうに思いますので、厳しい財政の中では

あろうかと思いますけれども、県の事業、それから公共事業と県の単独事業、それから市町への補助事業も含めて、ぜひ予算確保には、土木部一体となって頑張っていただきたいということを要望として申し上げさせていただきます。 それから、次に、債務負担行為です。

石木ダムの事業進捗を図るために、今、工事が進められております付替県道工事について、 年度を越えて一括契約を締結するために、河川 総合開発費で1億2,000万円の債務負担行為が 設定をされているところでありますけれども、 この付替県道工事については、もちろん石木ダ ムをつくるという大前提の上での付替県道工事 だというふうに思いますけれども、現在の進捗 状況というんですかね、大まかでいいんですけ

【松本河川課企画監】石木ダムの建設事業につきましては、平成34年の完成に向けて、今、一生懸命頑張っているところでございますけれど、付替道路につきましては、今年度の初めに契約をいたしまして、約50%の進捗をしているところでございます。

れども、そこら辺をちょっと教えてください。

【坂本(浩)委員】 これは予定では完成時期といいますか、今年度から始めて、今、50%ということですけれども、予定としてはいつごろをめどに考えているんでしょうか。

【松本河川課企画監】 来年の1月末までには、 現在発注している工事を完成させることといた しております。

【坂本(浩)委員】 そうすると、1月末に、現在 の今年度の分は契約をしているということです けれども、ここに年度を越えて一括契約を締結 するというこの1億2,000万円というのは、これ は来年度の予定ということになりますよね。

【松本河川課企画監】 今年度、残りの予算がご

ざいまして、この予算を今後発注した場合に、 この工事につきましても年度内に完成する予定 でございます。

現場につきまして、今、妨害行為がありながら一生懸命職員の応援体制等を整理しましてやっているところでございますけれど、年度を越えて、今後また発注した場合に、重機の出し入れとか、また、妨害行為とかさまざまなことに対して安全を重視して事業をやる場合に、どうしても支障がございますので、切れ目なく現場で工事を行いたいということで、今年度の予算に加えまして来年度の1億2,000万円、これを債務負担で合わせて発注をしたいというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】 付替県道工事そのものについては、完成時期というのはいつごろを考えているんでしょうか。

【松本河川課企画監】予算の状況によりますけれど、予算がつきますと、今現在やっています 1工区につきましては、来年度に完成の予定でございます。

【里脇分科会長】 ほかにございませんか。

【田中委員】 今、石木ダムの関係で、妨害がある、妨害があるという話だけれども、妨害の内容を我々はあまり知らないので、どういう実態なのか。

県有地で県が工事をやっている。それに対して妨害がある。なんで妨害を押しのけてでもやれないのか。県有地でしょう、全部やっているのは。県有地で工事をやっているんでしょう。そして、妨害がある。実態をちょっとお聞かせ願いたい。

【浦瀬河川課長】 妨害について、経緯がございますので、説明させていただきます。

妨害については、2~3年前から工事に入った

時期に、まず、県道と場内、場内につきましては、河川とかダム用地につきましては、登記上は国になります。それを県が管理しているということになりまして、県道と国の用地が接するところの出入り口で、最初妨害をされていました。それで、昨年度に入ってから、今度は重機の周りで妨害する方、地権者の方たちが周りを囲って重機を動かさせないという行為になりまして、そこで非常に危険だということで、県としましては、約30回程度警察のほうに通報いたしまして、現地に来てもらって指導等を行ってもらっています。

その状況もございまして、今は、ダンプが通るところですね、今現在、土砂の山を掘削して、道路や残土処理場に盛土をする工事を行っているんですけど、ダンプが通りますので、その途中に地権者らがいすに座って妨害をされている状況です。地権者の方々は、妨害じゃなくて抗議行動だと言われますけど、我々は妨害だと思っています。

それで、朝9時から昼の12時までそういうふうに座り込んで、昼からは、今のところは妨害もなく端っこのほうにどいて監視をされている状況ということで、工事については、100%と言いませんけど、今年の5月以降ぐらいからは約70%、80%ぐらいの進捗で進んでいるものと思っています。

県の場内で妨害があるということなんですけれど、そこが、警察に通報等していますけど、なかなか排除までは至っていない状況でございます。

【田中委員】妨害がある土地は公有地なんですね。公有地で妨害があって進捗しないと。重機なんか置くところも公有地に置けるわけだろう。 その公有地の周りをまたこうやるわけ、それが ずっと続いているわけ。ちょっと確認しておく。

【浦瀬河川課長】公有地の中に無断で入ってきて座り込んで妨害をされているという状況です。

ただ、以前と違って、重機の周りを囲むとか そういう状況は、今、私たちも職員の応援体制 を組んで周りの監視をしていますので、そうい う状況には至っていないということで、以前よ りは妨害は緩くなっていると認識しております。

【里脇分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第107号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

【里脇分科会長】異議ありということですので、 改めまして、第107号議案のうち関係部分に賛 成の方のご起立を求めます。

[賛成者起立]

【里脇分科会長】 賛成多数。よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【里脇委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より総括説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】 土木部関係の議案について、 ご説明いたします。 環境生活委員会関係議案説明資料 土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第114号議案「長崎県の事務処理の特例に関す る条例の一部を改正する条例」、第115号議案 「長崎県建築基準条例の一部を改正する条例」、 第116号議案「長崎県建築関係手数料条例の一 部を改正する条例」、第117号議案「長崎県手 数料条例の一部を改正する条例」で、その内容 は記載のとおりであります。

なお、第114号議案については、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項につい てご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、和解及び損害 賠償の額の決定について、契約の締結の一部変 更について、公共用地の取得状況についてで、 その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご 説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、平成30年7月 豪雨による被害等について、石木ダムの推進に ついて、幹線道路の整備について、九州新幹線 西九州ルートの建設推進について、公共事業の 再評価、事後評価について、公共事業の事前評 価についてで、その内容は記載のとおりであり ます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わ ります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 次に、都市政策課長から補足説明を求めます。

【植村都市政策課長】 第114号議案「長崎県の 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例」につきまして、補足して説明いたします。

課長補足説明資料の1ページをご覧ください。 良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危

良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止を目的として、屋外広告物の設置や屋外広告業に関する規制等を定めました「屋外広告物法」並びに「長崎県屋外広告物条例」による事務につきましては、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、松浦市など県内12の市町に移譲しております。

屋外広告物法と屋外広告物条例には、景観行政団体である市町村が、屋外広告物に関する条例を制定できる旨の規定がございまして、これに基づいて松浦市が条例を定め、本年11月1日から施行する予定となっております。

松浦市の条例が施行されますと、現在、同市 に移譲しております事務のうち、広告物の設置 許可や許可の取り消し、立ち入り調査などにつ きましては、市の条例に基づいて実施できるこ ととなりますため、移譲事務から削除いたしま す。

また、違反広告物の除却や保管・処分など、 屋外広告物法を直接的な実施根拠といたします 事務については、松浦市が独自条例による事務 と一元的に処理できるようにするため、移譲事 務に追加いたします。

2ページに、移譲事務の一覧を記載しております。

現在、松浦市に移譲しておりますのは、「現在」欄に〇印のつきましたアからウ及びカからノの事務でございますが、今回の改正により、「改正後」欄に〇印のつきましたイからカの事務に変更となります。右端にある「区分」欄の記載は、Aが、市の独自条例に基づいて実施することとなりますため、移譲事務から削除いたしますもの、Bが、市で独自条例を定めても、

屋外広告物法が直接的な実施根拠であるため、 移譲を継続するもの、Cが、これまでは移譲し ておりませんでしたが、市がほかの事務と一元 的に処理できるようにするため、移譲事務に追 加するものでございます。

平成27年に大村市が屋外広告物条例を制定・施行した際にも、今回と同じ内容で移譲事務の変更に係る条例改正を行っております。

本改正条例の施行日は、松浦市屋外広告物条例の施行日にあわせ、本年11月1日を予定しております。

以上で、第114号議案に関する補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【里脇委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議 案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山本(由)副会長】 第117号議案の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する部分なんですけれども、今現在、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の長崎県の状況というのはどういうふうになっているんでしょうか。

【高屋住宅課長】住宅セーフティネットにつきましては、昨年度10月に制度が発足しておりますけれども、当初、県内で4件登録があったんですけれども、その後、オーナーさんのご都合で住宅を手放されましたので、現時点のところ、登録はゼロということになっております。

【山本(由)副会長】 今回、この改正には、国のほうで民間の住宅業者といいますか、そういった方に起因して、この手数料の部分が問題だろうというふうなことで、今回の改正をされるということですけれども、実際には、それが高齢者の方であったり、低所得者の方であったり、

障害者の方であったりということになると、やっぱりこの手数料だけではなくて、いろんな事情があるのではないかというふうに思いますけれども、そういったところについて、今、県のほうにも協議会があるようですけれども、そういった中で進まない理由というか、そういったものに対してどういう議論がなされているんでしょうか。

【高屋住宅課長】登録の手続きについて、申請の書類が非常に繁雑であったりとか、手間がかかったりというところで、まずはそこを簡素化しようということで書類の削減をして、手数料についても減額しましょうというのが、まず今回の動きでございます。

それ以外、従来、大家さんたちに説明をしたりとか、居住支援協議会で議論をしてきたところでございますけれども、まず、登録に手間がかかるというのが1点でございましたが、もう一つは、登録しようとする住宅が古かったりとか、あるいは耐震性が不足していたりということで、これを賃貸住宅として供給するためには、オーナーさん側は改修をしないと供給ができないといったような事情があると、それでなかなか登録ができないということでございました。

一方で、そういった改修に対して国のほうの 補助金もございますけれども、そういった補助 金を受けた場合には、今度は、高齢者であると か、所得の低い方であるとか、そういった住宅 確保要配慮者に限定した賃貸住宅になってしま い、10年間はそういう方たちに限定して供給し なければいけないということで、入居者に対し て縛りがかかるということがございます。

そういったところで、現状では、オーナーさん方にこの制度が、今のところメリットを感じていただけていないというところが、なかなか

登録が進まない要因になっていると考えており ます。

【山本(由)副会長】 今度は需要者側のほうなんですけれども、高齢者であったり、障害者の方であったり、低所得者でなかなか公営住宅に入れないとか、そういった方に対する需要の状況というのは、何らかの形で把握をされているんでしょうか。

【高屋住宅課長】 県営住宅については、定期的 に募集をしておりますが、やはり高齢者である とか、そういった世帯に対する公営住宅の応募 倍率というのは非常に高いものになっております。

そういうことで、やはり住宅の需要というものは非常に大きいということで考えております。 【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【渡辺委員】議案の中で、今回、課長補足説明 資料として、都市政策課が補足説明資料を出し ていただいているんですが、ほかの議案につい ては、控え室に来られて説明されるんですよ。 できれば、やはりこういった議案の補足説明資 料をちゃんと出していただいて、改正の趣旨、 県の立場、県の考え方、こういうことをこの委 員会の中でちゃんと説明するように、今後、課 長補足説明資料の中で説明していただくように。 そうしないと、委員会として議事録に載らない わけですので、ぜひともそういう要望を私がし ておきたいと思いますので、見解があれば、よ ろしくお願いします。

【里脇委員長】今後のことでありますけど、とりあえず、まず、それぞれで、今回の議案でも、この内容、例えば115号がわからないからもうちょっと詳しく説明をということであれば、求めることができますが、いいですか。

【渡辺委員】 いやいや、いいですよ。それはも

う聞いているんですけど、今後のあり方として、 私が今言った要望に、どうぞ。

【里脇委員長】 要望としてお受けいたします。 【渡辺委員】 見解がないですか。

【天野土木部次長】ただいま渡辺委員からご指摘をいただきまして、まことに申しわけございませんでした。

今後、関係議案の説明につきましては、委員 会のほうでもしっかりご説明させていただきた いと考えております。

よろしくお願いいたします。

【川崎委員】第117号議案、今、副委員長が質問された件で、もう少し追加でお尋ねしたいのですが、現在、登録目標が2,500件に対して、実質はゼロと。オーナーさんが進めづらいということでは、書類が繁雑、手数料の件は、今回改正をされようとしています。対象物件が古い、耐震性がないということから、改修が必要なため、そこにオーナーとしての支出が伴うということ。そして、入居者さんが10年間縛られるということで、なかなか進めづらいというお話でした。

一方、ニーズは高いと。これは私も、前回か前々回かの議会で公営住宅の競争率を踏まえながら確認をしたところでありますが、需要と供給が一致してなくて、やはり住宅確保要配慮者に対する施策が、法律が整備されたとはいえ、現実的には前に進んでいないと。

では、何をどう、改修したらよいのか、法律なのか、さまざまな支援施策なのか、ソフト、ハード両面から、何が不足し、何を加えていけばこれがぐっと前に進んで、住宅確保要配慮者の皆様に応えることができるのか、お尋ねいたします。

【高屋住宅課長】現在のような所有者の方に負

担を求めて、それが登録されるのを待っている ような状況ではなかなか登録は進まないという のが現状でございます。このセーフティネット だけではなくて、一般的に空き家を活用する空 き家バンクの制度なんかもございますけれども、 そちらのほうもなかなか登録が進まないという ような状況でございます。

現在、検討しておりますのは、所有者にそういった負担を求めるのではなくて、住宅を借りる側が負担をして改修をするというような形が考えられないかとか、あるいは第三者が住宅を借り上げて改修をして、ほかの方に転貸をするとか、そういった形で、所有者ではない方が何とかそういった改修費の負担をして、住宅を活用していくというようなことができないかというようなことを、今検討しているところでございます。

【川崎委員】 そうしますと、今、まさに改修に向けていいご提案といいますか、借り手側のほうに負担を求める。まあ、改修の程度によるんでしょうが、なかなか厳しい方がこういった住宅セーフティネットを求めておられる中で、どこまで負担ができるのかということもあろうかと思います。

最後におっしゃった、第三者によるということについては、ちょっと期待ができそうな感じがいたします。そういう情報をもう少し、新たなオーナー制度というんでしょかね、オーナー制度じゃないな、そういった支援の要素というものを含んでいきながら、広くそういったことが実現できるように、もう少し施策を具体的に前に進めていっていただきたいなと思います。

要は、ニーズが高いということは、私のほう にも、とにかくよくお問い合わせがあって、大 変困っておられる方がたくさんいらっしゃるん だなということは、もう肌で感じているところ でございますので、ぜひこれはスピードを上げ て対策を講じていただきたいと要望いたします。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】ほかに質疑がないようですので、 これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、 採決を行います。

第114号議案ないし第117号議案は、原案のと おり、それぞれ可決することにご異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、それぞれ可 決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明 性等の確保などに関する資料」について説明を 求めます。

【井上監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明をいたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、 1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に 対する対応状況、附属機関等会議結果報告とな っております。

なお、今回の報告対象期間は、平成30年6月 から8月までに実施したものでございます。 初めに、資料の1ページをお開きください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事 関係の委託、建設工事、その他の3つに区分を し、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付し ております。

2ページから102ページまでが建設工事関係の委託、103ページから335ページまでが建設工事、336ページから346ページまでがその他となっております。

次に、資料の347ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、 県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもの についての県の対応状況を記載しております。

最後に、405ページから423ページまで、附属 機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【里脇委員長】 次に、新幹線事業対策室長より 補足説明を求めます。

【鈴田新幹線事業対策室長】九州新幹線の建設 費について、ご説明いたします。

横長カラーの新幹線事業対策室補足説明資料 をご覧ください。

去る8月21日に国土交通省並びに鉄道・運輸機構の方が長崎県にお見えになり、現在、整備中区間の総事業費が増加する見込みとの説明を受けました。

現在行われております新幹線工事の内容、コスト縮減などを含めた事業費増の内容確認といった部分について、土木部 新幹線事業対策室のほうで担当しておりますので、その際配られた

資料についてご説明いたします。

1ページ目は概要図、路線の概要、進捗状況で、記載のとおりでございます。

2ページ目は、現在の整備状況写真で、こちらも添付のとおりでございます。

3ページ目に、今回の建設費の見直し内容が記載されております。現在の建設費総額約5,000億円が、約1,200億円増加する見込みとされており、その要因としては、関係機関との協議により約440億円の増額、現地状況の精査により約300億円の増額、労務単価の上昇等により約520億円の増額、耐震設計標準の改訂等により約110億円の増額となっております。

また、コスト縮減については、残土運搬先の 見直しなどにより約170億円を縮減したとされ ております。

4ページ目からは、代表的な事例が掲載されております。

4ページは、道路付け替えに関する増額事例 でございます。

5ページは、工事用進入路に関する増額事例 でございます。

6ページは、急速施工、工事期間の短縮に関する増額事例でございます。

7ページは、景観対策に関する増額事例でご ざいます。

8ページは、斜面防災対策に関する増額事例 でございます。

9ページは、物価上昇についての説明でございます。新幹線工事の建設費について、年度ごとの実際の上昇状況が赤の折れ線で示されておりますが、平成24年度に武雄温泉―長崎間の認可を受ける以前は、年平均1%程度の上昇率だったのが、平成24年度以降に、平成29年度までの5年間で11%の上昇があり、年平均にすると

約2%の上昇となっております。

その要因の一つである、労務単価の変化について、緑の折れ線で示されておりますが、この5年間で約39%の上昇となっており、建設費上昇の大きな要因となっているとされております。

最後のページには、今回の増加額の県別の内 訳が示されております。1,188億円のうち、長崎 県にかかる事業費の増額が951億円となってお ります。

以上が、今回説明を受けた事業費の増加額及 び増加の要因となった代表的な事例に関する内 容でございます。

県といたしましては、今回の説明及び提供いただいた資料だけでは、このような多額の事業費の増加について受け入れの判断はできないと考えており、より詳しい説明を求めているところであります。

今後、国や鉄道・運輸機構との協議を重ね、 今回の増額がやむを得ないものであるのか確認 していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

【里脇委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情 審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、 陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願い ます。

審査対象の陳情番号は、19から25、27から33、 35、36、39の計17件です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 【川崎委員】 陳情、4点お尋ねいたします。

まず、22番の諫早市の要望の件です。17ページ、一般国道207号の改良整備促進。多良見町 佐瀬地区の佐瀬拡幅と、多良見町佐瀬地区(崎 辺田バス停付近)~長与町岡郷の佐瀬拡幅の延 伸というこの2点でありますが、整備促進の協議会も熱心に活動、今年の年明けだったと思いますが、要望書を土木部長宛ても提出をするということで、非常に頑張っておられるところであります。

特に、佐瀬地区の拡幅については、少しずつ 進んでいるものの、②の崎辺田と岡郷のほうに ついてはまだまだ手つかずと、事業化もまだと いう状況かと思いますが、まず、現在の整備状 況と、そして、推進にかかわる課題について説 明いただきたいと思います。

【大塚道路建設課長】 一般国道207号諫早市多 良見町の佐瀬地区についての整備状況と事業推 進に向けた課題ということへのご質問でござい ます。

佐瀬拡幅事業につきましては、国道207号、 諫早市多良見町伊木力地区から長与町塩床地区 間の未改良区間のうち、最も狭隘で交通の支障 となっております箇所、約2.5キロメートルにつ きまして、平成24年度から拡幅改良を行ってい るものでございます。

これまで用地の取得、工事を並行して鋭意行っておりまして、平成29年度末までの事業費ベースでの進捗率は約7割強という状況でございます。

事業進捗に向けた課題ということでございますけれども、これにつきましては、先週末に、最後の取得用地でございました地権者様との契約の合意を無事いただいたところでございまして、用地につきましてはすべてご了解をいただいたところでございます。

このため、今後は鋭意工事を進めていくことになりますけれども、ご存じのとおり、非常に狭隘な現道において、交通を確保しながら工事を進める必要があることから、しっかりとした

安全管理、それから工事計画の策定というもの が今後重要になってくるものと考えております。 加えて、これは最大の課題でございますけれ ども、残事業費がまだ約8億円程度残っており ますことから、予算の確保というものが今後重

一日も早い完成を目指すためにも、課題解決 に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまい ります。

要になってくると考えております。

【川崎委員】確認ですが、今お進めいただいて、一つ、推進の課題として、用地取得があったと。 陳情・要望の対応状況ということで資料もいただいて、361ページには、用地取得が難航していると、地元の協力をお願いしたいということでしたけど、これはクリアをしたということですね。 じゃ、後はもう、もちろん事業費ということについては非常に大事なことでありますので、知恵を絞りながら、汗出しながら頑張っていただきたいと思います。

次の陳情は、19番の長崎県町村会、22ページ、 No.18、土地区画整理事業予算の確保についてと いうところです。

予算配分が大幅に削減をされ、事業の早期完成が困難な状況ということから、どこということではなく、町村会からの要望が上がっているわけですが、特に着眼しているのが、報道でも大きく上がりましたけれども、長与町の高田南南東部宅地整地事業工事、専決処分の報告もいただいているところでありますが、これについて少し個別にお尋ねしたいんですけれど、事業主体は長与町で、県は事業の受託者ということは承知をしておりますが、これが何十年、大げさに言っているわけでもなく、かなりの期間、時間がかかってやっているような状況です。

まず、計画そのものがどうなっているのか、

お尋ねいたします。

【高屋住宅課長】長与町高田南地区の区画整理 事業をやっているところでございますけれども、 本事業は、昭和60年に着手をしておりまして、 既に30年以上が経過しているところでござい ます。

現時点で、宅地のベースで約57%が完了しているところでございます。現在、鋭意整備を進めているところでございますけれども、これまで町のほうの予算がなかなか確保できないところもありまして、単年度事業で工事発注を繰り返しておりまして、施工の効率が非常に低かったということもございます。土質が非常に固かったとか、周辺の騒音・振動対策が必要だったということで工期が延びているわけでございますけれども、現在の計画としましては、残事業ですが、当初、平成32年度から、今後、平成42年度まで延長するという予定にしております。

それと、事業費につきましても、281億円から316億円に増額するという予定にしておりまして、この内容につきましては、先月の県の公共事業評価監視委員会により、「事業継続が適当」ということで意見を受けているところでございます。

【川崎委員】 ありがとうございました。昭和60年スタートで、もう既に33年ですね。さらに、今の説明だと、平成42年ですから、まだあと12年ほど、単年度事業でということでの進捗が遅いのは事実でしょうが、今、予算も増額という説明もありました。

事業主体が長与町ということで、県は受託者ですから、言葉は悪いですけど、工事をやっておけばというようなことにとどまらず、いろんな知識、経験、ノウハウ、いろんなものをお持ちだと思うので、ぜひそういったものを結集し

て、1年でも2年でも前倒しで進めていけるよう に、協力体制を強化してほしいんですが、いか がでしょうか。

【高屋住宅課長】区画整理事業の推進につきましては、現在、長与の都市開発事業所を開設しておりまして、そちらに所長をはじめ県職員、技術職員3名を置いて事業を推進しているところでございます。

今後は、長与町のほうも、他の区画整理事業が一段落つきましたので、一定予算を確保できる見込みを立てております。そういうことで、今後は、造成工事の残りの工事の一括発注と、あと、あわせて保留地の分がございますので、その分の処分を一体的に行うことができるように、町と協議をしながら進めていきたいということで考えております。

【川崎委員】 ぜひよろしくお願いいたします。 次に、25番の大村市の要望ですが、要望番号 の12番、自転車活用推進に向けた大村湾沿岸の 環境整備についてということです。

「大村湾 ZEKKEI ライド」というものが催され、今年が2回目なんでしょうかね。今、開催のPRをずっと新聞等でも拝見しているところでございますが、求めてある内容は、要するに、自転車が走行できる安全対策だったり、さまざまな環境整備ですね。大会がスムーズに行える環境整備ということでありました。

前回の議会の一般質問でも、「自転車活用推進計画」ということが示されている中で、年度内に県も策定をしていくというような方針もご答弁をいただいているところでございます。これは「大村湾 ZEKKEI ライド」ということに端を発して、この自転車活用推進計画をどういうふうにして、ハードのところにも入っていると思いますが、整備推進計画がどのようなもの

で、現在どういうふうな状況になっているのか、 年度内の策定ということでありますが、ぜひ方 向性もお示しいただきたいと思いますが、いか がでしょうか。

【馬場道路維持課長】自転車活用推進計画の策 定についてのお尋ねでございます。

昨年の5月1日に自転車活用推進法が施行されまして、国におかれましては、今年の6月に、 国の自転車活用推進計画というものがまとめられております。

また、県や自治体が策定いたします地方版の 自転車活用推進計画の策定の手引というものが、 先月末ぐらいにまとめられたところでございま す。この手引に従いまして、本県の自転車活用 推進計画というものを策定したいと考えている ところでございます。

今年の5月に、県庁内部の関係課及び全市町の担当部署にお集まりいただきまして、今年度内の自転車活用推進計画に向けてのいろんな情報交換であるとか、どういった内容でつくっていこうかと、今後話していきましょうということについて、情報交換等を行ったところでございます。現在、もろもろの情報等を整理いたしまして、年度内策定に向けて進めていきたいと思っているところでございます。

具体的には、国の計画内容につきましては、 自転車通行空間の計画的な整備指針の推進であるとか、サイクルツーリズムの推進であるとか、 自転車事故のない安全・安心な社会の実現といったもろもろの項目がございます。こういった ところを県の実情に合わせたところで、関係部 署と連携をしまして、策定してまいりたいと思っているところでございます。

【川崎委員】 ありがとうございました。 ぜひ具体的に進めていただきたいと思います が、23日、長崎市の南部のほうで、「ツールド・ちゃんぽん」という名称の自転車イベントがありました。タイムを競うとかそういったものではなく、地域を楽しんでいこう、長崎の食を楽しんでいこう、そういったイベントでして、正確な数字は、私も承知はしておりませんが、恐らく600台は超えるような参加者があったと思います。それこそ小さなお子様から高齢者まで、いろんなコースをつくっていきながらやっておられました。7割が県外の方だそうです。伊王島でしたので、近くの宿泊所等に泊まられておられたんでしょう。平たく言えば、経済効果も非常に高い、そういったイベントであるということが目に見えてわかる、そのような状況でありました。

大会が開催されるということで、私も事前に 情報をいただきましたので、コースあたりのと ころもどうなのかということで、ご協力いただ きながら、野母崎のサイクリングロードの点検、 整備とかもご協力いただいたところであります が、「大村湾 ZEKKEI ライド」にしてもそう ですけれど、離島にしても、対馬でもやられた と思いますが、まさに県外から多くの方がお越 しになる、非常に地域振興に資するイベントで あるということが、ここ数年、実証ができたと いうふうに思っております。

企画振興部長にも意見をお伺いしましたら、 ぜひ力を入れてやっていきたいということをおっしゃっておられました。そういった意味で連携をしていきながら、この自転車の活用で地域 振興ということを大体的にできる環境づくりを ぜひお願いしたいと思います。

前回の定例会でも、南島原におけます、島原 鉄道の廃線利用もいかがかということも提案さ せていただいておりまして、南島原市長も前向 きに進めておられるということも伺っておりますので、ぜひ関係者、行政機関だけに限らず、 そういった大会をずっと続けておられる方の意見を聞いて、計画を策定されてはどうかなと思いますので、これはご提案ですけど、よろしくお願いいたします。

最後に1点、陳情の39番の長崎県身体障害者 福祉協会連合会から、グレーチングの改善につ いて、これもよろしいですかね。

これは、恐らく今回初めてじゃなく、毎度出ていることかと思いますが、まず、この対応についてお尋ねいたします。

【馬場道路維持課長】 グレーチング (溝蓋) の 改善についてということでございますけれども、 通常、歩道内、人が歩くような部分についての グレーチング、鉄鋼製蓋につきましては細めの ものを使用いたしまして、杖や車いす、あるい はハイヒール等が入らないようなものを使用し ているところでございます。

そういったところを日ごろの点検であるとか、 あるいは地域等からのご要望に対して対応をさ せていただいているところでございます。

今後も、日ごろの点検であるとか、そういった地域の皆様方の声を聞きながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】ポイント、ポイントで、ここは穴が大きいですよ、すき間が広いですよということを指摘して対応いただくことは多分にあるのかと思いますが、まさにバリアフリーの世界において、障害をお持ちの方が自由に出歩く環境ということについては、皆さんやっぱり同じ思いで整備を進められていると思うんですね。そうすると、指摘を受けて修繕をします、改修します、取り換えますじゃなく、何か基準を設けて、歩道であればこの基準というようなことか

ら、速やかにこの対策を講じていただきたいと 思うのですが、そういったお考えはございませ んか。

【馬場道路維持課長】先ほど申しましたように、 歩道であるとか人の歩く部分につきましては、 細めのグレーチングというのをもう基準として 考えておりますので、道路を新たに設置する場 合、または改修する場合も、そういったものを 設置しております。

また、いろいろ老朽化等も進む中で、地域の 皆様方から、あそこが壊れているよとか、そう いった対応ができていないよというご指摘あっ た場合には、そう多くはないと思っております けれども、そういったことには至急対応させて いただいているところでございます。

【川崎委員】 ありがとうございました。

しつこいようですけど、ぜひ点検をやっていただいて、もう2020年、東京オリ・パラと言っていて、本当に日本全体がそういう機運にあるわけですから、長崎もそういった意味では、国際観光都市であるので、バリアフリーに向けての推進はぜひともお願いしたいと思います。

【八江委員】川崎委員にも関連をするんですけ ど、諫早市に関係することで、大変恐縮ですけ ど、1~2点、お伺いさせていただきます。

幹線道路の関係で、一般県道久山港線の道路 改良というのが、県道の整備の中の④項目に入っています。それともう一つ、一般国道207号 の正久寺~猿崎間の東長田拡幅の問題。これは なんで申し上げるかというと、もう5年近くに なると思います。私が一般質問でお願いした時 に、即対応いただくようなことで知事の表明も いただいておりまして、鋭意、今、努力はして いただいておるようでありますが、両線とも一 向に見えないんです。用地買収等で問題になっ ているのか、あるいは本線、側道等に問題があっているのか、そのあたりがちょっとわからないために非常に困っております。

特に久山港線のところには、諫早市が第1野球場を7月1日にオープンをしました。そして、間もなくサブグラウンドが、野球場がまたできるようになっておりますし、その隣接のところには、またサッカー場が、県の運動公園にあるサッカー場の移転問題も伴って、そこにサッカー場の開設も進めておりますし、そしてまた、スケートボードの関係もあって、完成をしております。

もろもろの問題を解決して渋滞対策、駐車場 対策等についても、そこにできるからというこ とで、すぐ進めていただくようになっておるん ですけれど、なかなかそれが進んでないという こと。ですから、久山港線の問題と、もう一つ は国道207号、諫干の堤防道路まで持っていく ために、正久寺から猿崎、深海橋のところまで は進んでないというか、測量も杭も打ってある のかどうかよく見えない状態にあります。それ はどのようになっているのか、現況をまず報告 してもらいたいと思います。

【大塚道路建設課長】 一般県道久山港線、一般 国道207号の東長田拡幅、その2件についてのご 質問でございます。

委員ご指摘のとおり、久山港線、東長田、いずれも平成27年度から事業を開始しておりまして、今年で4年目の事業でございます。

いずれの工区につきましても、既に測量設計 を完了いたしておりまして、用地買収交渉に着 手しているという状況でございます。

久山港線につきましては、平成29年度末まで の事業費ベースの進捗率約3割と、それから、 東長田につきましては、若干遅れておりまして、 進捗率約1割という状況でございますけれども、 いずれも用地買収を行っているという状況でご ざいまして、現地のほうはまだ工事に入ってお りませんので、進捗がまだ見えないのかなとい うふうに考えております。

久山につきましては、予算等も比較的順調についておりますけれども、国道34号に隣接するところからの事業計画というところで、大型の商業施設とかお店等と交渉する中で、事業に対するいろんなご質問とご懸念等ございまして、そこの交渉が一部時間を要しているという状況でございます。

東長田につきましては、地元のほうのご了解 は比較的順調にいただいているところであるん ですけれども、こちらのほうが思うような予算 措置ができずに、なかなか事業が進捗しないと いうような状況でございます。

【八江委員】 207号の件については、昨夜も関係機関の皆さんと自治会長さんたちにお会いして、早く進めてくれというお話をいただいて、正直言って、小長井、高来方面の皆さん方もそれが見えないと、次のステップが踏めないというか、期待感が薄れてしまうというか、そういう経緯もありますので、早く着手して、短い距離ですので、早くやっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

そして、もう一つ、久山港線については、一番混雑状況にあります諫早インターから降りたところの貝津の交差点、中核工業団地に入る交差点が諫早の中で一番混雑していると思います。そういう中で、特に大村方面から来る道路、それから、諫早の西部台方面から来る車両の交通が非常に混雑をしております関係から、久山港線のほうに向きを変えながら、そこで交差することによって半減するという期待もあります。

野球場その他、スポーツの施設も充実はしておりますけれど、それ以上に交通の渋滞対策には大きな影響があると思いますので、その点はぜひひとつ進めていだきたいとお願いをいたしておきたいと思います。

もう一つ、本明川ダムの件について要望もあっております。このことについては、ご案内のとおり、先ほど石木ダムの問題はお話がありましたが、地権者その他、反対が多くて、なかなか進んでいっておりませんが、本明川は幸いに地元の皆さんのご理解もいただいて、順調に進んでいる。反対が全く見えないというわけじゃないけど、そういうような状況で進んでいただいて、県道、市道の付替道路等についても順調な説明がなされているものと思います。

そして、またそれに、ダムの中に水没する家 屋の移転問題、そこには集団移転、一部個人的 な移転等もありますけど、この問題も徐々に解 決し、またいろいろ進めていただいております けど、そういったことを考えれば、これは何と か順調よく、国の直轄事業でありますけど、県 の附帯関係の事業もありますので、その点はし っかりとさせながら、失敗がないように、いろ いろなことがこじれないように、地元の要望に 応えていけば、必ずやそれは完成できるものと 思っております。その意味では、あそこの中に 行っていかなきゃならないものもあります。例 えば富川渓谷の問題のところには、自然公園等 の問題もありますので、そういったものを加え て、そして集団移転、あるいは移転の問題につ いてのまちづくり、こういったものをどのよう に県として今後進めていこうとしているのか確 認をしておきたいと思いますけど、いかがでし ようか。

【松本河川課企画監】本明川ダムにつきまして

は、現在、水源地整備計画の策定について、県 のほうもかかってまいりまして、今年度、水源 地域の指定ということをやろうというふうに、 今準備しているところでございます。

【八江委員】 滞りなく順調に、早めに進めてください。

それから、今年のこれだけ多い台風、大雨、 災害等もありました。長崎県は幸いに他県のよ うにはなかったんですけれど、しかし、豪雨は 結構、諫早方面は降っていた。

ところが、諫早湾干拓事業ができたおかげで、 全く、1軒もというぐらいに水没する家屋がな くて、順調にできたのは、諫早湾干拓の潮受け 堤防ができたからということが、十分県民も、 あるいは全国の皆さん方も理解ができるように、 しっかりと報道もしておかなきゃならないと思 います。

防災等については、特に国が、あるいは各県がこれから真剣に取り組んでいく一つの大きなものでありますけど、その大きな手本が、私は諫早湾干拓事業の潮受け堤防の役割というのがそこに見えてくるんじゃないかと思います。だから、それは土木部としてもしっかりと世の中に、今の状況等についても報告いただくことが必要だと思うと同時に、それと、本明川ダムとの利益的なつながりがあって、地域の安全・安心な町が完全にでき上がりますので、本明川ダムはしっかり整えてやってほしいというのも申し上げているところです。

その中にあります本明川の下流域には、全国で一番というぐらいのコースができるボート場がそこに新たに設置されました。3キロ、あるいは4キロある世界最大のボート場がそこに設置できるということは、本明川に関係するものの一つでありまして、これも河川の関係からい

けば、これから長崎県をアピールできる大きな 材料になるんじゃないかと思いますので、その ことを進めていこうとする地元、あるいは県、 国ということもありますけど、その点は、県の 考え方としては、本明川の利用についてはどの ように、干陸地を含めて考えておられるのか、 それだけをお尋ねしておきたいと思いますが、 いかがでしょうか。

【浦瀬河川課長】本明川ダムについては、諫早湾干拓の関係で議員のほうからもご説明がありましたけど、諫早湾干拓の調整池で水位を落とすことを前提に本明川ダムというのは計画されています。諫早湾干拓は河口部あたりの浸水被害、本明川ダムはまちなかの浸水被害を軽減するということで、本明川ダムについては県も負担をしていますし、また、用地取得についても、今年度から用地国債で契約等も県はバックアップしています。引き続き、本明川ダムについては、県としましても、地元の県としてバックアップしていきたいと思っています。

また、本明川の利活用、ボートの件がございましたけど、これにつきましては、6月の一般質問でも、他部局のほうでお答えしていると思いますけど、今後の活用については、地元の諫早市、県の教育委員会とボート協会と精査していく必要があるということで、管理区間については、今のところ本明川の本川のほうで計画されていますので、これについては国のほうが協議の窓口になりますけれど、県のほうとしても全面的にバックアップしていきたいと思っています。

【八江委員】 今、諫早湾干拓は本明川ダム、それから本明川、こういった一連の水の流れというのが、今まで県の皆さん方をはじめ努力した結果、うまくいっていると思います。そして、

今、諫早湾の訴訟問題、裁判問題等もありますけど、それも徐々に解決する方向にありますので、干陸地を含めた本明川の河川の利用がこれからますます高まってくるものと思いますので、県当局におかれても、国の問題だとか、地元だということではなくて、関連するものは、県の関係はたくさんありますので、その点をしっかり管理をいただきながら、次なるステップにつなげていただきたいと思います。

そのことについて土木部長はどのようにお考えなのか、本明川と本明川ダムと今のようなものを含めて考えてみた時にどのようにお考えなのか、お尋ねして終わりたいと思います。

【岩見土木部長】本明川ダム、本明川の河川改修、それから諫早湾干拓事業、これらはセットになりまして、地域の防災と地域振興を進めていくということで、非常に大きなプロジェクトでありますし、県としても非常に重要だと考えております。

私どもも国の河川国道事務所、それから諫早市等とここは十分情報交換しながら、この地域について、本当に安全で安心で、地域活力がみなぎるという地域にしていきたいと考えております。

また、先ほど委員からございました、潮受け 堤防の効果についても、いろんな形でアピール といいますか、PRができないかと、そういう ことにつきましても、関係機関と調整しながら 進めていきたいと思います。

いずれにしましても、長崎県にとって非常に 重要な地域であり、プロジェクトでございます ので、私自身も関係機関とさまざまな面で協力 し合いながら進めていきたいと考えております。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【田中委員】この陳情書を見ているんだけれど

も、今定例会は特別多いのかな。1年に4定例会 あるので、毎回、毎回、これだけの要望が出て くると、13市8町から、大変な量になるなと思 っているんですよ。私も内容は全部わからない けれども、大変な内容だなと。これ、しかし、 行政からこういう形で上がってくると、大半十 木部ですから、答えていかなきゃいかんわけで すよ。この要望に対して答えていかなきゃいか ん。もちろん、皆さん方が丁寧に一つひとつ回 答書をつくって、この要望先に送付しているの は、私も知っている。そこまでよくやってくれ ているなと思う。これだけの要望が出て、それ に対する答えをちゃんとね。ただ、言葉は悪い けど、「近々のうちには要望にかなえません」 という回答も、結構私は見たことがある。だか ら、こういう要望が毎議会出てくるわけですよ。 内容的には、私もつまびらかではないけれど、 同じようなものは結構上がってくる、毎年、毎 年、同じようなものがね。

それともう一つは、土木部の中で各課において、最低でも4~5年ぐらいの事業の件数とか、事業量とか、スケジュールは大体つくっておられると思うんですよ。各課において、4~5年ぐらいは、あるんでしょう。スケジュールがあるかどうか、どこかでまとめて回答してください。 【川添建設企画課長】土木部では、新規事業を興す時には、土木部政策検討委員会を開いております。そこには部長をはじめ各課長の参加のもと評価をしている状況です。

その際には、いつもスクラップ・アンド・ビルドというか、事業が終わるもの等を見定めながら、新たなものを見出しているという中で、新たなものを見出す時には、各事業課がスタミナ表というのを一応つくっておりまして、それを見ながら毎年やって、長崎県の予算が極度に

落ちないような、そういったことを念頭に置いて、そういった委員会を開いて事業を興しているというような状況でございます。

【田中委員】私がちょっと経験する感じで申すと、新規の事業採択はありがたい。ただ、従来事業採択しているものは、まだ緒についてないようなものもあるね。そういうものがあるのにどんどん、どんどん新規採択していくのは、それはそれとして、やらなきゃいかんことかもわからんけれども、ちょっと内容的にはどうなのかなという感じもします。

もう一つは、こうやって各行政から上がって くる。そうすると、県のスケジュールはあるの はあるんでしょう、災害等々を除いて、大体何 年かの。それとの整合性はどうしているのか。 要望すれば繰り上げられるのか、ちょっといじ わるな質問になるけれどもね。要望すれば、皆 さん方のスケジュールと比べた時、要望された ら繰り上げ、繰り上げるということは、ほかの は繰り下げになるわけだから、県のスケジュー ル表とこの要望についての総括を、建設企画課 長でもいいですよ。

【川添建設企画課長】先ほど申しました土木部 政策検討委員会の時に、新規事業を評価する際 には、確かにこういった要望というのが、一つ の指標にはなります。

また、それ以外に、それぞれの道路とか河川とかにおいても、やはり事業に対する優先順位があります。優先順位というのは、受益の大きさとか、事業費の大きさ、地元からの熱意、そういうのを総合的に見ながら評価していって、それなりに評価指標というのをつけて、点数化して、そこの順位をつけていますが、順位が上だからといって上げるわけじゃなくて、そこには様々な総合的な判断のもとで評価を行いなが

ら、新規事業というのを興しているというよう な状況でございます。

【田中委員】これは新規事業はそうでもないんだよね。既存の事業の促進というのが結構入っている。大半はそうかもわからん。新規事業の採択はそうかもわからんけれどね。

だから、要は、皆さん方が13市8町に対して、 熱意があるところから、それは県当局もやりま すよと、要望があるところ、熱心に要望がある ところからやりますよということならば、これ はちょっとハッパをかけてまたやってもらわな きゃいかんしね。そこら辺は総合的に評価する という話だったけれども、総合的な評価の内容 を若干知りたいんだけれども、それは個人的に 聞かせてもらおう。公式にはちょっといろいろ 問題があるだろうからね。

しかし、スケジュール表はスケジュール表で ちゃんとやらなきゃいかんと思う。そうしない と、事業が進んでいかない。これは陳情に関し ての質疑だから、これにとどめて、後でまた時 間をもらって、最後のほうでやらせていただこ うと思うけどね。終わります。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【坂本(浩)委員】 陳情書の、特に長崎市、西海市をはじめとしたそれぞれの幹線道路の建設促進期成会から出されている分について、幾つか質問させていただきます。

まずは、通学路など歩行者の安全にかかわる部分について、国道202号とか、あるいは34号線の部分があります。陳情番号で言うと、まず、202号の分が31番になります。これは、一般国道202号道路整備促進協議会というところから出されておりますけれども、私も前々回ですかね、この委員会の中でもちょっと質問させていただきました。福田バイパスもあわせてあるん

ですけれども、特に福田本町の202号のところが、ちょうど通学路になっているものですから、今は随分と整備がされてきているようでありますけれども、なお、幅員が狭いところがありまして、特に大型車が離合に窮するような、車道でさえそういうところがあって、歩道がきちんとなっていないところは、通学している子どもたちのすぐそばを10トンダンプだとか、あるいは路線バスだとかが走っているというふうなことが見受けられております。

前に質問した時に、今は工事が進めてられていると思うんですけれども、とりあえず、現在の進捗というんですかね、その部分になろうかと思いますけれども、そこら辺について、今どれぐらい進捗しているのか、教えていただけますか。

【馬場道路維持課長】 国道202号の福田本町工 区におけます交通安全施設の整備事業について のお尋ねでございます。

現在までの進捗といったところでございますけれども、平成24年から事業を開始しておりまして、当面、平成34年度の完成目標を掲げて進めておるところでございます。全体延長770メートルでございまして、事業の進捗としましては、平成29年度末で60%でございます。用地につきましては、8割が解決しておりまして、解決したところから、暫時歩道の整備等もできるだけ進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後も用地確保にしっかり努めまして、早期 完成を目指して頑張りたいと思っております。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。平成 34年完成で、まだ現在、前年度末で60%という ふうなことで、着実に進められていると思うんですけれども、ただ、前にも質問しましたよう

に、なお、それでも残っていて、平成34年ということですから、まだ3~4年あるというふうな 状況の中で、常日ごろ子どもたちがそういう状 況に、通学の時にあるという現状が続くわけで すよね。

それで、例えば路線バスの場合はなかなかそういかないかと思うんですけれども、いわゆる大型ダンプが小江のほうの砕石場から長崎市内の工事現場等へ行っている、その路線にちょうど当たるわけなんですけれども、例えば子どもたちが、要するに通学時間帯だけでもどうにかならないのかなというふうなことを前回質問させていただきまして、課長のほうは、トラック協会等とも話をしたいというふうなご答弁だったと思いますけれども、そこら辺は少し話が前に進んでいるのかどうか、いかがですか。

【馬場道路維持課長】朝夕の大型車の通行によって、子どもたちが危険な状態にあるので、そういったところの対策としてということでございます。

先般、委員からご意見をいただきまして、トラック協会等にも、そういった声があるので、何とか対策等は講じられないでしょうかというようなお話もさせていただいております。なかなか難しい面もございますが、管内が長崎振興局になるんですけれども、工事発注に当たっては、当方の工事でそういった大型車両が発生する場合もございますので、そういったことについて、請負業者等にも、歩行者の多い区間については、そういった時間帯をできるだけ省くような話もさせてはいただいているところでございます。

今後も、具体的な対策というところまではいっておりませんけれども、そういった声は随時 お伝えをしているところでございます。 【坂本(浩)委員】 経済活動ですから、そう簡単にはいかないだろうと思いますけれども、業者の皆さん方も、特にダンプの運転手さんも、本当にすぐそばで小さな子どもが歩いて、そのそばを通るんですよね、私も実際見ましたけれども。ダンプは、当然、運転席が随分上にありますから、本当に死角に入ったりとか、運転手さん自身もあそこら辺を通る時は随分気を使われて走っているはずでありますので、ぜひそこら辺は継続的に協議をして、いい方法をぜひ見つけていただきたいと思いますし、それから、特にこの事業の早期完成に向けて、私のほうからも改めて要望させていただきます。

それともう一つ、国道34号の関係になります。 東長崎地域の整備促進ということで、これも長 崎市長、促進協議会のほうから出されておりま す。

これは陳情番号28番になりますけれども、この中で2点目に、平間歩道整備事業の早期完成ということが載せられております。これも、先ほどの福田本町と同じように、平成24年から実施をされております。現地に行きましたけれども、前に比べると、本当に歩道が広くて、随分整備がされているんじゃないかと思いますけれども、平間歩道整備事業の進捗状況をお尋ねいたします。

【大塚道路建設課長】 一般国道34号の平間地 区の歩道整備についてでございます。

委員ご存じのとおり、34号は直轄国道でございますので、国のほうで事業を進めているものでございまして、平間地区の、ちょうど高速道路が上空を走っておりますが、その前後付近、約880メートル間において、両側歩道の設置という事業を進めていただいております。

国のほうにお聞きしたところによりますと、

一部用地が難航している箇所がございますけれども、それ以外の部分につきましては、今年度、 ほぼ事業が完了し、歩道の整備がある程度できるというふうにお聞きをいたしております。

【坂本(浩)委員】ご承知のとおり、この地域は、随分と人口が増えている地域でもありまして、特にその関係もあって、新しい団地、新しい小学校等できている地域でありますので、今年度ということで、大体めどがついたようでありますけれども、まだそれ以外にも、国道端の歩道等あるようでありますので、ぜひ国のほうとも話をきちんとしていただいて、整備のほうをよろしくお願い申し上げます。

それと、あと、長崎市内の慢性的な交通渋滞、 南部のほうで499号だとかあるんですけれども、 特に長年の懸案事項である国道206号線の渋滞 というのは、本当に大変な状況で、毎日のよう に宝町のところに道路標示が出て、特に夕方の ラッシュの時には、あそこに表示が、「渋滞1.2 キロ」とか、「2キロ」とか、そんなのが出る ような状況でありますけれども、これは陳情番 号の36番の5ページのところに、長崎南北幹線 道路・西彼杵道路の整備促進と道路予算の確保 ということで記載をされております。

現在は、西彼杵道路と南北幹線道路がずらっとなって、206号の迂回路といいますか、バイパスみたいな構想だと思うんですけれども、現在、南北幹線道路の供用率が40%ということになっておりまして、特に茂里町から時津町の野田郷までの約7キロが未整備という状況があります。ここをやっぱり整備しないと、この206号の渋滞緩和というのはなかなか厳しいんじゃないかなと。もちろん、この間の県議会の議論の中で、例えば川平有料道路が迂回路として非常にいいんじゃないかというふうなことで、あ

そこは有料道路ですから、無料化だとか、あるいは金額を下げるとか議論もあっているようでありますけれども、それはそれとして、この未整備区間、茂里町から時津町の野田郷まで、ここら辺についての状況というんですか、見通しといいますか、そこら辺はいかがなんでしょうか。

【植村都市政策課長】長崎南北幹線道路の検討 状況に関するお尋ねでございますけれども、委 員ご指摘のとおり、国道206号長崎市北部地区 から時津町にかけての交通渋滞というのが非常 に深刻な状況が続いておりまして、これを大幅 に改善しますためには、地域高規格道路の計画 路線でございます、長崎南北幹線道路の早期整 備供用ということが非常に大きな効果があるも のと、私どもは認識をしております。

過年度から、こちらの路線の未整備区間、茂 里町から時津町の間約7キロにつきましては、 ルートの検討等の作業を行ってきておりますけ れども、何分、市街地の中をどうしても避けら れない路線でございますので、非常に多くの移 転家屋が生じまして、それに伴い事業費も相当 なものになるであろうと予想されますことから、 少しでも移転家屋を減らすための詳細なルート の比較案を幾つも、現在、検討しておるところ でございます。

また、あわせて、本年の2月から利用ができるようになりました最新の交通量のデータをもとに、整備した場合にどれぐらいの交通量が国道から転換するのか、あわせて、国道はじめ周辺の道路はどれだけ交通量が減ってくるのかということを分析しますための交通量の予測調査を行っているところでございます。

それを踏まえまして、整備の費用対効果の検 証等も進めてまいりたいと考えているところで ございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。ここは、本当に市街地でありますので、用地取得を含めて大変ご苦労をされているんだろうというふうに思いますけれども、とにかく今、あそこを通勤で使っている方は、ほんと慣れてしまったというか、今、そこに浦上川線がありますけれども、そっち側に迂回する車が、今度は先のほうで随分とたまってしまうという、206号の渋滞が周辺にも波及をしていっているというふうな状況でありますので、そこら辺も十分おわかりだろうと思いますので、ぜひ取り組み方を進めていただければと、要望を改めて申し上げさせていただきます。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【外間委員】 陳情番号の32番、地域高規格道路「西彼杵道路」の建設促進について、現況についてお尋ねをいたします。

最近は、西海市長を中心に南北の自治体の首 長さんたちにお集まりをいただいて、この西彼 杵道路について、格段のご高配を賜らないとと いうことで、陳情要望を強くなさっている地域 でもありますし、県の抱えている重点事業の地 域高規格、島原とこの西彼杵と東彼杵は大きな 柱の一つであるということで、私も長いこと同 僚議員、瀬川県議と一緒になって、この西彼杵 道路について常に要望している人間の一人なん ですけれども、特に、今は時津の区間です。工 事にかかっていると思いますけれども、この進 **状況と見通しといいますか、大体いつごろ完 成して、あそこの交差点の渋滞が一気にどのよ うに解決していくのか大変楽しみでありまして、 期待をしているところなんですけれど、このと ころについての状況のご説明をいただければと 思います。

【大塚道路建設課長】 西彼杵道路で、現在、唯 一事業を行っている時津工区についてのご質問 でございます。

時津工区につきましては、平成25年度から社 会資本整備総合交付金で事業化を行いまして、 翌平成26年度から国庫補助事業ということで、 本格的に事業を始めております。

ご存じのとおり、先ほどお話もございましたけれども、事業延長3.4キロの中で、ほぼ半分の延長を占めます、(仮称)久留里トンネルの事業が、現在進捗しておりまして、トンネルの掘削が、この8月時点で約6割の進捗となっております。

今後、トンネルを中心に事業を進めまして、 その前後の取付道路等についても鋭意事業を進 めていく計画でございますけれども、先ほど委 員からもお話がございました島原道路、西彼杵 道路など大型事業を数多く、県のほうで補助事 業でやっておりまして、今後、予算の確保とい うものが非常に重要になってまいります。

ということで、地元期成会等にもご協力いた だきながら、国などへもしっかりと要望活動を 続けているところでございます。

【外間委員】 ありがとうございました。トンネル6割の掘削が進捗ということで、ご報告をいただいたところであり、予算さえつけば順調に進んでいるというふうに理解をいたしました。

今後も、しっかりと予算立てとともに、島原、 西彼杵道路、東彼杵については全く手つかずの 状態なんですけれども、予算の執行についても、 島原の次は西彼杵道路のどの部分なんでしょう か。次は、例えば大串から、未整備区間である、 時津に向かっての50キロの中の最大の未整備 区間だというふうに理解しているんですけれど、 この区間についての今後のかかわり方、私たち 議員の熱心な要望も大切な一つかとも思いますけれども、行政当局として、大串から時津にかかるこの区間についての見解をいただければと思います。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘のとおり、西 彼杵道路につきましては、現在、計画延長約50 キロのうち3割程度しか完成をしていないとい う状況でございます。

ご指摘の西海市の大串インターから、現在、建設を行っております時津工区の日並インターの間、約20数キロになろうかと思いますけれども、これにつきましては、当然のことながら、現在、事業を進めております時津工区の後に、どこをどうやって事業化をしていくかというのが、今後の大きな課題となってまいります。

先ほどもちょっと申しましたけれども、時津 工区のほうがなかなか十分な予算が確保できて いない中で、それを早く完成させていくという のが、まずは県として一番重要なことかなとい うふうに考えております。

未着手区間の事業着手に向けての動きにつきましては、現在の時津工区の進捗状況なども踏まえまして、今後の状況を見て、しっかりと調査、検討に着手していきたいと考えております。

【外間委員】どうぞよろしくお願いいたします。 現在供用している14.2キロの大塔インターから大串間まで、快適な道路でありまして、昔、この道路がなかったころは、同僚議員の瀬川県議の自宅まで1時間強かかっていたのが、今は白仁田まで40分ぐらい、もしかしたら30分強で着くぐらい、そういう区間で、本当に高規格道路の効果を存分に発揮しておりますので、早く供用していただきたいことをお願いしておきます

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、 陳情につきましては、承っておくこととします。 続きまして、議案外の所管事務一般に対する 質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【渡辺委員】この分厚い資料をちらっと見させていただきまして、何点か質問させていただきたいと思います。

委託契約の関係が1ページから7ページまで 載っておりますけれども、79件中、一般競争入 札はたったの8件、あとは全部指名競争入札に なっているんですね。これは、一般競争入札と 指名競争入札、一般競争入札の割合がもう少し 高くなければいかんと思っているんですが、そ の辺はどういう違いがあるんですか。

【川添建設企画課長】委託に関する一般競争か、 指名競争かというところの判断についてどう考 えているのかというご質問かと思います。

ざっと見ていただいて、一般というところに書いてあります委託の分につきましては、基本、委託関係も県内企業に出すというのが一応前提なんですけれども、なかなか県内企業ではできない高度な委託業務がございます。そういうものに関して、業界のほうから、自分たちのほうもそういうものについてやりたいというような要請があっている中で、一部、県内と県外のグレーゾーンのところを一般競争で出すことによって、県内単独で実施していただいたり、あるいは県外業者と県内のベンチャーを組んで、子のほうに県内業者が入っていただいたりすることで、一般競争にしています。そういった県内業者の活用という視点から、一般競争をこうい

った委託関係にも導入しているというような状 況がございます。

【渡辺委員】 そうしたら、委託については、原 則は指名競争入札でいきますよということにな っているんですか、どうなんですか。

【川添建設企画課長】そのようになっております。

【渡辺委員】 そうしたら、指名に入る、入らないで、よく相談がくるわけですよ。「なしてうちの会社は指名に入らんちゃろうか」と。一般競争入札にすれば、資格のある人は全部入られるわけでしょうが。その辺の考え方はどうなんですか。私は、原則は一般競争入札で競争性を高めるべきだと思っているんですが、その辺の考え方はどうなんですか。

【川添建設企画課長】 今、例えば250万円から 1,000万円については7者指名、1,000万円以上 については10者指名というような状況を行っ ております。

指名をする過程においては、恣意的な考慮を 排除するために、システムというのを導入しま して、いろんなところから客観性、公平性を担 保しながら指名をしている状況がございます。

今、委員ご指摘は、指名をやめて一般競争に したらどうかというようなお話でございますが、 業界全体がそういう意向かというと、そうでも ございません。

逆に、今回、委託はちょっと置いておいて、 工事のほうですけれども、工事のほうを指名を やめて、今、一般競争のほうに拡大しようとい うことに対しても、そこに県としては持ってい こうとしているんですけれども、なかなかそち らへの施策の実行もそれなりのエネルギーが要 るような状況がございます。

そうした中で、そういった委託に関しても総

合評価とか、そういった世の中のいろんな動き がございます。県としましては、本県のそうい った業界の事情、あるいは全国の他県の状況な どを見ながら、そこについては慎重に検討して いきたいと考えております。

【渡辺委員】 やっぱり公平・公正に競争力が失われないように、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、72ページと87ページのところを 見ていただきたいと思いますが、まず、72ページ、最低制限価格でぴったりかんかん合って、 4者が抽選になっているんですよね。続きまして、87ページ、ここも最低制限価格にぴったしかんかんで、6者がぴたっと合っているので抽選になっているんですよ。こういう状況を見て、どうですか、土木部として。

【藤田土木部技監】 72ページについてお答え しますけれども、これにつきましては、県のほ うでは、まず最低制限価格がありまして、それ につきましてランダム係数というのを掛けてお ります。それは、係数はランダムで変わってい くものですから、それによりまして、最低制限 価格が変わるということですので、恣意的にこ ういうふうになるのではなく、たまたま抽選で、 こういう格好で4者同額ということになったと 考えております。

【渡辺委員】 87ページの6者も全く一緒、そういう考えですか。

【川添建設企画課長】ただいま技監がランダム 係数の関係があったとしても、こういった状況 があるというようなお話をしました。県として は、これまでは75%というのを最低制限に据え て、それにランダム係数を掛けていました。そ れを、今回4月からは、公契連モデルという、 国が全体的に使っているルールがあるんですけ れども、同じものを導入しています。背景としましては、業界から、最低制限価格を上げてくれというような要請の中で、国が使っているモデルを採用して行っている状況があります。

そのモデルの中でも、ある一定の幅のところにはランダム係数を掛けるんですけれども、その計算の過程において、一定の幅を出る時があり、その時にランダム係数を掛けない場合がございます。この事案が、そういう事例であるのか、今手元に資料がないのでわかりませんが、仮にその範囲を超えた時には、自動的に計算ができるところが、この最低制限価格になっていますので、業界としては、そこら辺は、当然試算でわかる数字なので、そこについては、こういう状況が生まれるのも不思議ではないというふうな理解をしております。

【馬場道路維持課長】上五島トンネルの点検業務委託に関するものでございまして、最低制限価格のほうが、先ほど建設企画課長が申したように、75%を公契連のモデルに変えたということで、80%といったところが最低価格になっておりまして、おおむね業者の積算のほうが精度が高くなっておりまして、そういった80%といったところの数値をかなり厳密に出してきたのではないかというふうに考えておりまして、しかしながら、入札等においては問題はないのかと考えております。

【渡辺委員】 やっぱり1,000万円を超える契約で、1,000円単位までぴったりかんかんで6者も合うというのは、何かおかしいんじゃないかなと感じたもんだから、この辺ちょっと再チェックか何かしてみてくださいよ。

それと、最後に、129ページのエレベーター の増築工事の入札なんですが、これは5者指名 競争入札をやっているんですけど、4者が辞退 をして1者が落札しているんですけど、こういう場合は再入札のやり直しということにならないんですか。

【川添建設企画課長】確かに、委員おっしゃるとおり、今回ここでは、前ページもあわせて見ていただきたいと思うんですけれども、一応15者います。このうち10者が辞退で、5者が対象となっていまして、1者については、同じ時期に一つ出していますので、次の130ページの落札者である山総建設がこちらのほうを先にとられたので、今ご指摘の128ページのほうは、類似落札済みということで、ここでは落札者にせず、129ページの親和土建のほうを落札者にしているというような状況でございます。

【渡辺委員】前のページからの続きで、ちょっと勘違いしておりまして、失礼をいたしました。 【里脇委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 それでは、土木部関係の審査を 続行することとして、しばらく休憩いたします。 午後は、1時30分から再開いたします。

一午前11時54分 休憩 一

一午後 1時31分 再開一

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

次に、議案外所管事務一般について、ご質問 はありませんか。

【川崎委員】 幾つかあります。

前回もお尋ねした件が1点、まず、県営住宅 の連帯保証人のことでございます。

国土交通省の発出した「公営住宅の入居に際 しての取り扱いについて」に基づいて、質疑を させていただきました。民法の改正も予定をさ れている中での通知ということでして、わかり やすく言えば、保証人の確保に大変困難な方も おられるので、十分配慮した取り組みを行って くださいということでございました。

前回は、他県の状況であるとか、政令市などの状況、そういうものを踏まえて検討していきたいとの答弁でございましたが、その後の検討状況についてお尋ねをいたします。

【高屋住宅課長】国土交通省の通知の趣旨につきましては、連帯保証人を確保するのが難しい方が増えているということで、そういった方々の入居の支障にならないように、特段の配慮が求められているということで認識をしております。

具体的には、高齢者であるとか、障害者、または生活保護受給者等が該当すると思われます。そこで、本県では、現在、連帯保証人は2名を必要としているところでございますが、民法改正であるとか、単身高齢者の増加なども踏まえまして、全国的に見ても1名の事業主体が増えております。

また、県内の市町におきましても、佐世保市 については、既に1名ということで、平成27年 度から実施をしております。

今後、こういった最新の全国的な調査結果を 踏まえながら、保証人の人数の変更ということ について、慎重に検討を進めてまいりたいと考 えております。

【川崎委員】 今、保証人の人数を2名から減ら していくというお話がありました。それも十分 相手の立場に立った改正かなということでは評 価はいたしますが、そもそも国土交通省が出さ れた通知に合わせて標準条例というのが示され て、そこには保証人に関する規定そのものも削 除をするというようなことまで求められており ますが、いまだ2名を1名にということでありますが、保証人を残すことの意味について、ご説明いただきたいと思います。

【高屋住宅課長】基本的に保証人を置いていただきまして、滞納等が発生した場合には、一緒になって負担をしていただくということで、連帯保証人を置いているところがございます。

もう一つ、さまざまトラブルがあった場合に、 連絡先としても活用させていただくということ でございます。

この保証人がなくなってしまうということになりますと、本当に入居者本人にすべての債務がいってしまうということになりますので、それはそれでなかなか難しい問題があるのではないかということで考えております。

【川崎委員】わかりました。じゃ、改正が一歩踏み込んだというところですので、当面、状況を見ながら、また新たに手を加えないといけなければ、またその時に議論もさせていただきたいと思います。

連絡先だけお尋ねをしておくということについては、さほどハードルが高いように思えませんし、そういったことよりも、おっしゃるように、滞納だとか、そういったところのほうが一番リスクが大きいんでしょうね。ぜひ種々検討して、前に進めていただければと思います。

次に、河川や道路の維持ですが、よく樹木や 雑草などの伐採について、多くご要望を受けま す。この樹木、雑草については、一度切ってそ れで終わりかということではなく、短期間でも とに戻ってしまうというような状況です。根絶 やしにしない限り成長をしていくというもので ありまして、本当に自然の力はすごいなと思う んですが、ただ切って、それでもう二度と生え てこないような、伸びないような施工をするん だったら、それはそれで県費をつぎ込む価値も あると思うんですが、同じことをずっと繰り返 していく、そういったことで、本当に予算の使 われ方としてどうなのかということを疑問に思 っているのは事実です。

近所の方がちょっとした掃除をする、もしくは雑草をカットする、そういったことが日常行われていたんでしょうけれども、高齢化、人口減少、地域力が低下をしていっているということは紛れもない事実。河川改修で、ありがたくも整備をしていただいて、これが深く、広くなってくることから、簡単に立ち入りできないということも、一方であるわけです。

そういった中で、私が2年前、平成28年11月 定例会で、官民連携による維持管理体制が構築 できないかということを質問させていただきま した。官民連携ですから、民間の力をかりてと いうことです。例えば県有資産を広告媒体に提 供し、広告料をいただくかわりに役務で提供し ていただく。つまり、雑草を刈っていただくと か、そういったものを役務で対応していただく ことはどうでしょうかと、そういった提案をお 話しさせていただいたところです。

その時にご答弁があったのは、「厳しい財政 状況の中、インフラの維持管理に民間の資金や 役務を活用することは非常に有効な手段である と考えている。活用の可能性を検討してまいり たい」ということでございました。まさにこれ をぐっと進めていく時がもうきているんじゃな いかと思いますが、現在の検討状況、そして対 応を速やかにやっていただきたいと思いますが、 ご所見を賜りたいと思います。

【浦瀬河川課長】委員からのご質問につきましては、平成28年11月定例会の一般質問で、土木部長が質問に対して答弁した記憶がございます。

何点か区切って、現状を説明したいと思っています。

まず、河川の維持管理の官民の連携の取組につきましては、県民参加地域づくり事業ということで、平成15年から、地元の愛護団体とか自治会等で草刈りとか、簡単な伐採の一部については実施していただいております。ただ、近年は、委員言われますように高齢化とかが進みまして、なかなか活動数が増えていませんで、減少傾向にございます。

それと、前回話の中で、平成23年度に河川の 占用許可の基準というのが変わりまして、都 市・地域再生等占用特例制度というのがござい ます。これはほかの県では、全国で46カ所ぐら い推進している事業なんですけど、要は、河川 敷に賑わいのある水辺空間の利用として、地域 の合意のもとに、河川管理者が一定の区間を指 定すれば、民間の方が、例えば看板をつけたり とか、オープンカフェを開いたりとかして活用 できて、その河川敷の占用料をいただいて、そ ういう維持管理とか何かに活用している事例だ と思います。特に、大阪の道頓堀とかそういう ところは、社会実験等でもかなり進んでいると 聞いております。

県内の実態からしますと、この事業というのは、もともと地元の市町からとか、民間からの要望に基づいて行うものでございまして、今のところ、本県におきましては、残念ながら、そういう事例はございません。

また、観光地ですので、オープンカフェなんかも開く場所があるかもしれませんけど、例えば中島川におきましては、眼鏡橋の右岸、左岸の両岸にちょっとしたスペース、広場がございます。それと、今回、出島の整備で右岸側が公園になっていますけれど、そういう土地につい

ては長崎市の公園の用地になっておりまして、 残念ながら、河川の占用区間が及ばない範囲に なりますので、適用外になります。

そういう場所というのが、実態としてなかなかないのと、あと、やっぱり人が集まるところについては要望というか、活用できるものだと思うのですけれど、人の動線なり、人が集まるといった場所が限られているということで、非常に難しい問題じゃないかと思っています。

ただ、委員が言われますように、財政の支出 の抑制につながる手法でありますので、この件 については他県の事例とか、引き続き情報収集 して、官民連携の可能性については、今後も引 き続き検討してまいりたいと思っています。

【馬場道路維持課長】道路の維持管理について の官民連携の取り組みといったことでございま す。

道路の伐採や除草につきましては、県単独費用を活用しまして、道路管理者自らが行っているものと、また、先ほど河川課のほうからも説明がありましたが、県民参加の地域づくり事業ということで、道路愛護団体、あるいはアダプト団体等を登録しまして、道路清掃等の活動を行っていただいているところでございます。

平成30年8月末現在で、道路関係のアダプト団体としましては109団体、愛護団体としましては384団体等が登録していただいて、実際に道路清掃等、あるいは除草等を実施していただいているところでございます。

今後も、世界遺産登録等もございまして、沿線地域の除草であるとか伐採についてのご要望も多くいただいているところでございます。市町とも連携をしまして、そういった地域の皆様方のご協力等もいただきながら取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

それから、道路広告等を利用しての収入を道路維持に生かすというふうなことでございますけれども、道路の広告につきましては、やはり道路交通の安全性、あるいは良好な道路環境等に支障のおそれがあるというふうなことで、現在のところでは、そういった取組は進んでない状況でございます。

【川崎委員】前向きな姿勢は感じられるんですが、本当に雑草、樹木を伐採するということに対して予算を充てるということの、言葉は悪いんですが、無駄といいますか、資産がなかなか構築されないというところについては、本当に真摯に考えてもらいたいなと思っています。

一つ事例で、先般お願いしたことがありました。写真をお見せして、河川の中のいわゆる雑草でしたが、かなり伸びていて、こういう要望がきていますとお尋ねしたら、「6月に切ったばかりです」といったことを言われました。県費を充てても、わずか数カ月でもとに戻ってしまう。何のために予算を使ったのか。それは確かに役務で、どちらかの連関表に当てれば、経済効果もあるのかもわかりませんが、果たして本当にそれでいいのかということについては、甚だ疑問で仕方がありません。

やはり県有資産、河川とか道路ですけど、さまざまな課題はあるのかもわかりませんが、民間のお力を活用して、お知恵をかりながら進めていくということは極めて大事なことかと思います。広告媒体の価値をぜひ見出して、代理店とかにご相談をしながら、「こういったところには価値があるからいけますよ」みたいなところをぜひ見出していただきたいなと思うんです。

私もそういった目で見ていくと、できる、できないとか、法律の云々、縛りはちょっと置いておいても、かなり魅力的な広告媒体になると

ころはいっぱいあるんですよ。背が高い斜面地とか、遠くから見ても、言葉を変えれば、いいキャンパスですよ。そういったところにナショナルブランドみたいなところが出てくると、それはそれでまた価値も上がるし、景観もよくなったりするんだろうなと思っています。

いたずらに交通を阻害するような、安全を損なうようなことはだめかと思いますが、実際、先ほどの河川で言えば、全国46ぐらい事例もあるというようなこともおっしゃっておられましたので、ぜひ本県で、まず一つ取り組んでみて、そこで反応をもらいながら、そして広げていく。ぜひそういったことを考えて、県民の皆様も日常メンテナンスしてきれいな道路、河川、そういったことであれば非常に喜ばれるわけですので、何とぞ前に進めていただきたいというふうに要望いたします。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。【外間委員】 2点、お尋ねをいたします。

1点目は、サンセットロードの、実際、所管 として取り組んでおられることについてなんで すが、先ほど川崎委員からも、サイクリングロ ードを使ってのイベントによる地域の活性化と いうこと、県外から600台の自転車でイベント をやられたというふうなところにちょっと反応 したんですけれども、実は同じようなことで、 冒険家の風間深志さんというライダー、この方 はパリ・ダカールの二輪部門にも参加をされた、 南極・北極の6,000~7,000メートルところでも バイクに乗って冒険をするという、ツーリング の世界では神様のような扱いをされている方が 長崎に来られて、地域の活性化ということで、 日本中のバイク乗りを長崎に集めたという例が あって、そのときにサンセットロード、特に長 崎県のサンセットロードについて、そういうふ うな展示物もあったものですから、実際所管で サンセットロードに関する、まちづくりの活性 化という意味での役割に大きく貢献しているの ではないかと思いますけど、どこの所管かわか りませんが、サンセットロードについての現況 をお話をお聞かせいただければと思います。

【馬場道路維持課長】サンセットロードについてのお尋ねでございます。

サンセットロードとは、現在、全国に141、 九州では14ルート、国土交通省が登録した「日本風景街道」の一つでございます。

平成19年11月に、このサンセットロードも登録をされているところでございます。北は平戸市、松浦市から、南は長崎市まで、県西部の美しい海岸部の道路をメインとした約340キロのルートでございます。この沿線地域で見られる夕日であるとか、教会であるとか、あるいは、私どもが管理をする大きな橋であるとか、美しい景観、歴史的文化資源を活用して、多くの方々においでいただきながら、さまざまな道を舞台として地域活性化の取組を推進しているところでございます。

具体的には、沿線の地域活動団体とか、関係 市町の81団体で組織します、「ながさきサンセットロード推進協議会」というものをつくって おります。県としましては、その事務局になっておりまして、その活動を支えているところで ございます。

活動としましては、「見どころマップ」の作成であるとか、340キロ全体での一斉清掃の取組であるとか、先ほど委員からも教えていただきましたフォトコンテストをやりまして、そういった優秀作品を集めまして、皆様に道の駅であるとか、あるいはいろんな催し物ごとに展示をしていただくような取組も行っております。

フォトコンテストにつきましては、第4回を昨年の12月1日から今年の5月31日に募集をしまして、優秀作品を選定しまして、近く表彰式も県庁内部でやるようにしております。

それから、一斉清掃ということで、昨年度は 11月19日に実施しております。今年度は11月17 日に実施をする予定になっておりますけれども、 昨年度は1,500名程度の参加をいただいて、道を きれにしようという取組を行っておるところで ございます。

今後も、そういった活動をさらに盛り上げまして、沿線には世界遺産登録の構成資産も多くございます。そういったものを生かしながら、多くの人がおいでいただくような、あるいは、先ほどバイクツーリング等のコースとしても最適なルートでございますので、そういった方が多くおいでいただくような取組を推進していきたいと思っているところでございます。

【外間委員】 ありがとうございました。

このイベントなんですけれども、私がこの間、 佐世保市長と一緒に参加をさせてもらったんで すけれども、鹿町の長串山公園に全国各地から バイクで、北は北海道から南は鹿児島から200 台ぐらい集まってきたんです。それは壮大でし たよ。そこで、地元佐世保が、「ようこそ」と いうことで歓迎のイベントをやりながら、その 場所に、今、課長がお話をなされたサンセット のフォトコンテストもご披露されていて、ちょ うどその日が、また天気がよくて、北九十九島 の夕日が、それは見事で、ライダーたちを大歓 迎ということで、土木部所管がこういう形で地 域の活性化に大きく貢献しているのかと思うと、 ただ単に公共事業という投資とか、安全・安心 とかいうことのみならず、むしろこういった経 済の活性化、地域の振興策にも大きくつながる、

そういう意味での道路の整備というのは非常に 大事なんだなと。

特に、なぜ佐世保かということについては、もう少しご説明いたしますと、日本の、本土の最西端ということで、北海道は稚内が最北端、根室の納沙布が最東端、最南端が鹿児島の南大隅町、この4カ所の東西南北を走破すれば、それぞれの市長、町長の証明書があって、その4枚の証明書を重ねて裏返しにすると、走破・踏破証明書というふうにでき上がっていて、よくよく凝っているんですね。そういったものをライダーたちが、それぞれの最東端、最西端、佐世保の小佐々町の最西端の地に行っていただいて、そこで証明書のコインとか、佐世保市長の証明書をもらうために、ばらばらでわざわざ来ていただくということになっているんだそうです。

そういった時に、どうも最西端の小佐々町の 場所が、もうちょっと道路整備をしていただけ れば、来ていただいた方々の印象がもっと上が るので、道路維持課長、道路建設課と一緒にな ってもう少しあの辺をよく調査していただいて、 道路の整備にも一役買っていただければありが たいなと思っておりますので、よろしくお願い いたします。

そして、200台近いバイクが、翌日の朝6時には、最南端の鹿児島に向かって出発をしていったというふうな、なかなか格好いいイベントがありましたので、川崎委員のようなサイクリングのイベントもさることながら、そういうサンセットロードを使ってのイベントとしてご紹介をさせていただきましたので、どうか所管として、そういった意味で、今後しっかりと観光客に大きく貢献できるような所管であってほしいなと思ってご質問させていただきました。

それから、もう一点ですが、板山トンネルの ことについてお尋ねいたします。

3月の委員会で、私は、板山トンネルの状況 についてご質問させていただいた際には、世知 原町側の地元の交渉は大体終わったというふう にお話を聞いて、次から、佐世保市側の用地交 渉に入るというふうなお話をなされていたよう ですけれども、その後の板山トンネルの進捗は どのように進んでおられるのか、お尋ねをいた します。

【大塚道路建設課長】板山トンネルの事業に関 してのご質問でございます。

委員のお話のとおり、今年度は佐世保側の用 地買収に着手するとともに、既に用地取得が完 了しております世知原側の工事用道路の建設に 着手するということでご説明をいたしておりま した。

世知原側の工事用道路につきましては、順調 に工事が進んでおりまして、来年の3月の完成 を目指しております。

それから、佐世保側の用地につきましても、 年度当初より鋭意交渉を続けておりましたけれ ども、去る21日、先週の金曜日なんですけれど も、すべてご了解をいただいて、交渉が完了し たところでございます。

【外間委員】ありがとうございました。トンネルがほとんどの工事でありますので、これでいよいよトンネル工事にかかるということでありますが、長かったですね、本当に、ここまでくるのに。大分長く地域の人たちも見守っておられたんですけれども、これでいよいよ工事にかかられるということですが、その工期について、見通し等も含めまして、今後の工事の取組についてお話を聞かせていただければと思います。

【大塚道路建設課長】先ほどもご説明いたしま

したとおり、先週、用地取得がすべて完了いた しましたので、今後、トンネル工事発注に向け た準備に入っていきたいと考えております。

用地取得が完了したばかりですので、あまり 細かいところまでは決めきっていないんですけれども、現在、計画の考えとしては、年明けには、できれば工事公告をしたいなというふうに考えておりまして、その後、発注の手続きを進めまして、来年の夏から秋ごろには受注業者が決定して、現場のほうに乗り込んでいけるぐらいのスケジュール感を持って進めていきたいなと考えております。

【外間委員】 ありがとうございました。

一定工事公告、手続き、来年の夏から秋にかけてということで、具体的にお話をお聞かせいただきました。どうぞ、工事の安全と無事に完成することを祈っております。

【八江委員】 道路の話が出ておりますので、私からも道路の件について。

長崎県の中で大きな高速道路、高規格道路というのは、島原道路とか西彼杵道路、それから 西九州道路の3つが大きなものだろうと思いま す。3大高速道路ということになっています。

これは、鋭意努力をいただきながら進めていただいておりますので、いつ完成するのかというのは、なかなか言いにくいわけですけど、そのことをあえてお尋ねしておきたいと思います。島原道路がいつぐらい完成で、西九州道路がいつ完成で、西彼杵道路がいつ完成か、この3つができれば、ぐるっとできるわけですけど、その完成の予定と、総額は、大体トータルすれば、あと幾らかかるのか、誰がそれをしていかなければいかんのかと。これは国の直轄道路でありますから、国の予算、あるいは国会議員の先生方の努力にかかっているのかなと思いますけれ

ども、そのことを含めて、概略で結構ですから、 目の覚めるような話をちゃんとしておかないと、 眠ってばかりおってはいかんなと思いましたの で、あえてお尋ねしたいと思います。

【大塚道路建設課長】 すみません。ちょっと、 逆に眠くなるような答弁になるかもしれません けれども、お許しください。

委員がお話しいただきました3つの規格の高い道路でございますけれども、まず西九州道でございますが、これにつきましては、長崎県内の区間におきましては、現在、伊万里松浦道路が今年度末完成ということで、松浦インターまでの工事が進んでいるところでございます。ですから、この区間については、残事業費はほとんどないということになります。

それから、松浦佐々道路でございますが、こ れはまだ道路が通ってないところに新たに規格 の高い道路をつくるという事業でございますが、 これは平成26年度から事業を開始いたしまし て、全体事業費が約800億円というふうに聞い ております。これも国の直轄事業ということで、 国土交通省のほうで事業を進めていただいてお りますが、現在、松浦と平戸の区間の用地買収 を重点的にやられておりまして、現時点で約6 割程度の用地の取得率だというふうに聞いてお ります。工事についても、平成28年度ぐらいか ら少しずつ始まっております。残りの区間につ きましては、まだ調査、設計、それから用地取 得の準備を進めているところでございまして、 最終的に何年度に完成するかということにつき ましては、国のほうから明らかになってはおり ません。

それと、もう1区間事業をやっておりますのが、今年度から、NEXCO西日本において事業が始まりました、西九州自動車道の佐々大塔

間の4車線化事業、これにつきましては、今年 度事業着手いたしまして、全体事業費が約890 億円というふうに聞いております。こちらにつ きましては、有料道路事業ということで、完成 年度が平成39年度ということで明らかになっ ております。

それから、島原道路でございますけれども、こちらにつきましては、いつもご質問いただいて、そのたびにご回答させていただいているところでございますけれども、現在、国で1工区、県で4工区の事業を進めておりまして、供用率は、全体のまだ4割程度ではございますけれども、島原市の有明と雲仙市の瑞穂区間の約10キロメートル、それから、諫早市内の尾崎長野間の約2キロメートル以外の区間につきましては、供用中ないしは事業を進めているところでございます。

諫早市内の区間につきましては、前回の委員会におきましても、諫早インター工区、長野栗面工区、もう間もなく完成に近づいている時期には差しかかっておりますけれども、それ以外の工区につきましては、まだまだ工事もほとんど手つかず、用地補償にもまだ入れていないという工区もございます。先ほど申しました未着手区間もございますので、これらにつきましても、何年度に完成するかというところにつきましては、今のところはまだはっきりわからない状況でございます。

それと、午前中にもお話がございました西彼 杵道路でございますが、これにつきましても、 約3割弱の供用率ではございますけれども、現 在、時津工区1工区のみの事業中ということで、 残り20数キロについてはまだ未着手という状 況でございます。同じような理由で、こちらに つきましても、その完成のめどというのは、ま だ現時点でははっきり申し述べることはできな いという状況でございます。

【八江委員】県の事業関係については、道のほうは随分推進を図っていただいて、順調に進んでいるような気もします。ところが、国の直轄道路というのが、我々も島原道路なんかも30数年、もう40年近く進んできても、まだいまだに部分的なところが大きく残っている。西九州道路だって、西彼杵道路だって同じだと思います。

何を言わんかというと、県はよく頑張っていただいているなと思って、あと、国の直轄がなかなか進まないのは、事業の取り方というか、要望の仕方が、県は、一生懸命県の立場でやっている。国は直轄で、国任せというところがあって、うまく推進できてないんじゃないかと思います。

今度、組閣も変わります。場合によっては、 国土交通大臣が変わられないでそのままおって もらえば、また特別にお願いして、一括して長 崎県として、あるいは佐賀県としても、そうい うことも考えながらやっていかないと、もう先 が見えない勝負ばかりしていたって始まらない なと。気が気でならないという思いがありまし て、質問をさせていただきましたけど、その点 はもう少し的確に、3道路をどのようにして進 めていけばいいのかというのは、国は国で考え ていただいているかと思いますけど、もう少し お願いの仕方、やり方、あるいはそういったも のへの考え方があってもいいんじゃないかと私 は思ったんですけど、その点、部長、いかがで すかね。部長が手を挙げながら走って回れば、 あるいはトップセールスすればできるんじゃな いかと思いますけど、いかがですか。

【岩見土木部長】国の直轄事業につきましては、 基本的には地元の要望の声というのが非常に重 要でございまして、いろんな機会あるごとに、要望については力を入れてきております。

その際に県選出の国会議員、それから要望の際は、沿線の自治体はもとより経済界や、いろんな期成会、協議会の中でも輸送関係ですね、トラックだとかタクシーだとか、そういった関係の方もいらっしゃいますし、そういった方々とともに声を出していくというのは非常に重要だと思っております。

実は、今年、直轄事業は、当初予算において かなり伸ばしていただいております。県のほう はそれほど伸びなかったんですけれども、直轄 のほうは伸ばしていただいたところもありまし て、やはりこういったことを地道にやっていく というのは非常に重要だと思います。

それから、国土交通省のほうも、やはり全体の事業予算が増えないと、なかなか予算が限られていますと。それは当然のことなので、長崎県としましても、特に財務省等に公共事業の予算の確保ということを声を出しておりまして、そうしたこともしながら、いかに予算を確保していくかということについて、今後も精いっぱい努力していきたいと思っております。

【八江委員】国の道路、国直轄というのは、生活道路とは若干違いますけど、都市間交通からいけば、一番大事なことです。新幹線なんかもその中の一つでありますけど、都市間の交通利便性がなければ、地域は発展しないと、大きく言えるわけですから、その点をもう少し、何か方法があるのかなと、あるいは政治力が足らないのかなと、我々の動きが足らないのかなと思ったり、反省もしながら、やっぱりそれはしっかりと理由をつけて進めていくことも必要じゃないかと。他県と長崎県とどうなのかということも、比較対象することも必要じゃないかと。

行ったところどころ、いいところばかり見てきますけれども、長崎も大分遅れているんじゃないかという思いもありますし、まだここは大きく進んでいるというところもあると思います。 道路行政においては、ひとつ手遅れじゃないように、しっかりやっていただきたい。これは大きな問題としてお願いをしておきたい。

そういう中で、今度は県の関係で、諫早の外環状線のことをお願いして、お尋ねしておきたいと思います。

私は外環状線の近くに住んでいる者でありますが、順調に進めていただいていることは事実なんですけれど、完成が、地盤の沈下等があったりして、少しずれている部分がありまして、1年半ぐらい遅れたという話もあります。そして、そこにインターができたとすれば、土地利用の関係が出てくるんです。そこには農業振興地域であるものが、インターができれば、ある程度は自動的に農振の除外ができるということもあって、まちづくりを進めていく中で、半年、1年遅れてくると、大きな障害がそこに出てくるわけであります。

それで、一番心配するのは、いつ完成するのかなと思っておりますけど、その中の一つが、長野インターのことなんです。長野インターは1年半、2年遅れるという話なんですけど、その点はもう一度確認をしておきたいと思います。いつごろ完成ということがはっきり言えるなら、ここで教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【大塚道路建設課長】諫早外環状線の諫早インター工区、長野栗面工区、鋭意事業を進めているところでございます。

前回の委員会でもご答弁させていただきましたし、今回の一般質問でもご答弁させていただ

いたところであるんですけれども、現時点で私どもの掲げている目標といたしましては、諫早インター工区の諫早インターと小船越インター工区の間を平成31年度完成目標と。それと、長野栗面工区につきましては、平成32年度以降の完成目標という形でお示しをさせていただいております。

というのも、基本的に用地の取得については、 ほぼ支障なく完了したところでございますけれ ども、前回も申し上げましたけれども、長野栗 面工区につきましては、トンネルの地質が想定 以上に悪く、非常にトンネルの掘削に、当初の 計画よりも2年ぐらい時間を要したということ。 それと、用地の取得にも時間がかかったんです けれども、今、最大の問題としては、予算の確 保というところがございまして、国のほうに一 生懸命お願いをしているところであるんですけ れども、なかなかこちらの思惑どおりの予算の 内示をいただけないという状況でございまして、 現在としては、今そこまでの答弁しかできない ことをご容赦いただきたいと思います。

【八江委員】 先ほど平成32年以降という話、 今、平成30年ですから、完成は2年ぐらい遅れ ると、すべてじゃないかと思いますけど、ある ところでは、1年半ぐらいでできる部分もある かもしれない。

それをお尋ねするのは、この前も何回か申し上げたこともあるんですけど、ちょうど今のところ、長野インターのところは、長野町と鷲崎町の基盤整備をしているところに隣接するところにおりてくるようになっておりまして、そこが、両方合わせると30ヘクタールあまりの土地になります。農業振興地域、農振の除外も、一部長野町はできます。

そこで、長い間、諫早は、土地利用が十分じ

やなかったために、ようやく郊外店の推進を図 っていこうということから、地域に大型のショ ッピングセンターの計画を進めていただいてお ります。そこが、県下最大のショッピングセン ターということを考えながら、大体50万人を対 象にしていこうとなってくると、10ヘクタール 前後の大型のショッピングセンターがそこに出 てくるわけですけれども、それとまた別のとこ ろには、流通物流センターを含めて10ヘクター ルぐらいのものを事業すると。20ヘクタール前 後がそういったものに使えるとすれば、諫早の 中心市街地にそれが編入できることになると。 そうなれば、関連する県道、有喜諫早線の道路 改良なんか、ここに答弁で書いてありますけど、 まだまだ予定は予定ですので、十分なことはで きないから、改良計画はなしと、難しいとか、 いろいろ書いていますけど、端的にそれが2~3 年後にそういったものがあらわれてくるから、 前もってお尋ねしながら、道路計画の方向もあ る程度緩和し、また、交わしていただくことが できるんじゃないかと、このように思って、お 尋ねしながら要望をしておきたいと思います。

我々にとっては、諫早の市民としては、今まで土地利用がなされてなかった。市街化調整区域のために全く市内の拡大ができなかった関係が、今回はインター等ができて、商業地域等も拡大できるということから、一大イベントとして進めていく大きな要素でありますので、その道ができなければうまくいかないということになりますので、その点を改めてですけれど、早急に、そしてまた、遅延なくすると。土地の協力はできるだけしていると、先ほどもお話がありました。土地には問題はないと、あと、予算の問題だということですので、予算を確保しながらやっていただくようにお願いをしたいと思

いますけれど、改めて、そういったものに対応 するためにどうすればいいか。皆さん方は、道 をつくればいいんだということだけど、その波 及効果は最大なものがあるわけです。そのこと について認識を改めてしていただいているかど うか、それを確認したいと思いますけど、いか がですか。

【大塚道路建設課長】委員が今お話しになられた件につきましては、前回の委員会の中でもお話しいただきました。ただ、具体的なそちらのほうの年次計画とかそういった部分、詳細なものが、こちらのほうは、まだ情報としていただいておりませんので、ある程度具体的な年次計画なり、あるいは店舗の規模なり、集客の予定なり、そういったものがございましたら、また、関係機関同士でしっかり協議をさせていただいて、調整できるところはしっかりと調整していくというような形で進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【八江委員】 栗面インターの近くには、20へクタールの大型工業団地、産業団地が着工する運びになっておることも、ご案内のとおりです。そこに関係する飯盛線の県道の関係もこれからまた、混雑状況になってくることも考えられますし、川床線の問題もあります。そしてまた、諫早の周辺の大きい混雑状況に当たるためには、部分的な改良が相当出てくるんじゃないかと、このように気をもんでおりますので、その点も含めてしっかりと計画を立てながら、一歩一歩前進できるようにお願いをしておきたいと思います。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【田中委員】 私も事業の進捗状況を中心に、お 聞きしていきたいと思います。 25年近くなると、我々も先があまり長くないので、ここら辺で少し総括をしておかなきゃいかんなと思って、お聞きをしておきます。

私の事務所の大体2~3キロぐらいの感じでお聞きするんですけれども、まず一つは、佐賀県との県境、国道35号線が西有田から三川内のほうに入ってくると、寂しくなりますね、道路の整備状況が、佐賀県に比べて。歩道が満足にない、国道35号線、2桁県道なんだけれどもね。202号で有田のほうに行っているものも、両側はちゃんと歩道をつくって整備されていますから、佐賀県が整備が進んでいるなという感じがするんですが、国道35号線の歩道が寂しいと。これはやっぱり要望をやらないと何もしてくれないんですね。もう25年近く見ているけれども、2箇所ばかりちょっと手直ししたようなところはあるけれども、25年間ぐらいのうちでね。寂しいと。

それから、西九州道路の、先ほどは4車線化の話もあっていたけれども、武雄大塔間の4車線化はどうなのか。これはやるとすれば、どこがやるのか。国土交通省がやってくれるんじゃないかと思うけれども、まず、この2点をお聞きします。

【大塚道路建設課長】 国道35号の歩道の整備 状況でございますけれども、確かに委員ご指摘 のとおり、35号線の歩道、すべての区間で両側 歩道が整備されているということではございま せんし、ご指摘のとおり、歩道が整備されてい るところにつきましても、2メートルの幅員に 満たない区間も多数ございます。

どうすれば整備が進むのかということでございますけれども、この道路は国のほうで管理している直轄国道でございますので、すみません、 具体的な内情はよく把握はしておりませんけれ ども、当然のことながら、必要な部分についてはしっかりと管理をなさっているというふうに考えておりますが、特に地域の方々から強い要望と必要性等の声はしっかりと上げていただくことが、やはり早期の整備につながるのではないかというふうに考えております。

それと、西九州自動車道の武雄大塔間の4車線化事業でございますけれども、こちらのほうはNEXCO西日本が管理している区間でございますので、実際に事業を行うのであれば、NEXCO西日本の事業になるかと思います。

しかしながら、実際に施工の命令を出すのは、 先ほど委員がおっしゃったように、国土交通省 でございますので、県といたしましては、幸い にして今年度から、佐々大塔間が4車線化事業 に着手していただきましたけれども、従来から、 武雄大塔間につきましても、政府施策要望等に おいて4車線化をお願いしているという要望の 経緯はございます。

【田中委員】 国道35号線は、三川内から大塔 までぐらいが、両側なんてぜいたくなことは言 いませんよ。片側でもできていない、2桁国道 で。私は、2桁国道は、大体国のほうで目を光 らせてくれているかなと思うけれども、全然進 まない。前部長は、現場を見に行ってもらった ことがあるんですよ。もう3年ぐらい前になる けれども、早苗町の一帯はそんな感じで。それ から、佐賀県との比較をした時に、ちょっと残 念だということだけは話しておきたいと思う。 県境周辺の雰囲気がね。

それから、次に、針尾バイパス、先ほど直轄 は進んできたとおっしゃったけれども、針尾バ イパスも直轄なんですけれども、来年度、平成 31年度の供用は大丈夫なんですかね。プラス国 道205号の東彼杵道路はどういう流れになるの か。一番は、あと3年ぐらいで新幹線が長崎一 武雄間はできるんですよね、フルでね。そうす ると、新嬉野駅が、佐世保から車で行くには一 番近い。そういうことからすると、東彼杵道路 の進展は、やはり重要なポイントになるので、 針尾バイパスと国道205号についてお聞かせ願 いたいと思う。

【大塚道路建設課長】針尾バイパスと東彼杵道路についての質問でございます。

針尾バイパスにつきましても、これは今年の2月のお話でございましたけれども、要望活動を行った際、石井国土交通大臣が、江上の高架橋、交差点の部分ですが、これにつきましては、平成31年度中に完成させるということではっきりと明言をいただいたということで、それに向けて、江上の高架橋部分については完成するものと、こちらとしても考えております。

それと、東彼杵道路につきましては、これにつきましては従前より、地元の皆様からも強い要望はございますし、これまで地元と一緒に必要性等について勉強なども行ってきているところでございます。

引き続き、IRの誘致というお話もございまして、長崎空港からのアクセスをどうするのかといったような問題もございますので、今年は地元のほうも一生懸命その必要性等を考えていただいておりますし、県も一緒になって、今後とも国のほうに早期の計画段階評価に着手ということについて要望を続けていきたいと考えております。

【田中委員】針尾バイパスの件は、国がどうのは、私はあまり言わない。ただ、中村知事が竣工の時に、浦頭のあの地元がいっぱい集まった中で、政府が責任を持って4車線化をやりますと、知事が話しているからね。確認してくださ

いよ、知事に、間違いないのかどうか。地元に、 あの会場で。針尾で起工式をやった時にね。それを頭に入れておいてほしいと思います。

もう一つの国道は、県が管理している202号、これは浦頭鳥越間、2キロの4車線化、年度計画は大体どうしているんですか、道路建設課としては。これは、やるということになっているわけですね。船が、あと1年半ばかりで来るんでしょう。だから、地元はもう大騒ぎしていますよ。あれだけの大きな船が来ると、バスも相当台数並ぶだろうということでね。だから、この問題については、私も地元として黙っておられないところがありますので、ぜひお聞かせ願いたい。年度計画。

もう一つは、202号に関して言うと、パール ラインについて、もう20年近くなるんですかね、 新西海橋ができてから。まだ20年にならないか な。そろそろ無料化の話が地元でも、「もう無 料化してもらわんと」と。200円ですけれども、 手前から行くと300円かな。この有料を無料化 にするについては、いろいろな問題もあるので、 起債がどのぐらい残っていて、現状の委託費と 収入との関係で、大体想定されるのはいつごろ 無料化できるのかということをお聞かせ願いた い。

【大塚道路建設課長】 国道202号線に関して、 2点ほどご質問をいただいております。

まず、1点目、浦頭地区の4車線化事業でございますが、これも何度も委員会等でご答弁させていただいておりますけれども、既に測量設計を終わりまして、詳細な計画を入れております。今年度に関しましては、早ければ今月末ぐらいから用地買収の交渉に入っていきたいと考えております。その後、買収をさせていただいたところから、順次、工事ができるところから工事

をやっていくということで考えております。

もともと平成32年の春以降にクルーズ船が 入ってきた時に、最大125台程度の大型バスが 出入りするということで、この事業を始めてお ります。特に、最も支障になるであろう浦頭交 差点の改良については、当初から平成32年3月 までに何とか完成をさせたいということでやっ ておりますし、それ以外の区間につきましても、 できるだけ早い時期の完成を目指して鋭意努力 をしていきたいと考えております。

それと、西海パールラインでございますけれども、先ほど委員のほうからもお話がございましたけれども、1期工事、北側の部分です。江上と針尾の区間につきましては、平成3年度から事業を始めまして、平成10年11月30日に完成をいたしております。それから、南側の区間、新西海橋がある区間でございますが、これは平成9年度から平成17年度まで、平成18年3月5日に完成供用しております。全体事業費は、両方合わせまして約320億円程度でございますが、そのうち有料道路事業として57億円を投入いたしております。

収支に関しましては、これは平成29年度の実績でございますけれども、収入約5億円に対しまして、支出が2億7,500万円ということで、償還のほうに2億3,000万円程度回しているという状況でございますが、償還計画につきましては、平成29年度末実績で計画の30億3,800万円に対し、未償還の金が約37億円残っているということで、若干計画よりも償還が遅れているという状況でございます。

今後、管理の改善とか増収に向けての努力等 も行っていくわけなんですけれども、現時点で の見通しといたしましては、当初の計画どおり、 平成41年4月まで料金徴収を続けさせていただ きたいと考えております。

【田中委員】残念だけれども、そういうことならば、また改めて話を聞かせてもらうけれども、浦頭鳥越間のこの4車線だけは、やっぱりある程度責任持って早めにやってもらわないと、地元で本当に大騒ぎになる可能性があるので。昔、オランダ村のオープンの時に大変だったんですよ。あのころ、2年から3年の間はね。2020号は使えなかった、日常生活に。そんな経験もあるものだから、みんなが早くできることを期待しています。よろしくお願いしておきたいと思います。

道路に関しては、私の周辺に、県道だけでもまだ9本あるんです。これは言いません、一々やっていると大変だから。

あと、河川で一つだけ。二級河川が、日宇川まで入れると5本あるんです。宮村川、金田川、小森川、日宇川、早岐川。この早岐川については、もう少しお聞きしておきたいと思います。

早岐川の進捗が、私としては、どうしても遅れている。15年近くかかってようやく事業化してもらったけれども、まだ用買が進んでいないのでね。あと何年ぐらいで用地交渉がうまくいくのか。家が、何しろ40数軒あったので、もう半分ぐらいは済んでいると思うけれども、そこら辺も含めて、詳細をお聞きしたい。

【浦瀬河川課長】早岐川についてのご質問でございます。

早岐川については、今現在、進捗については、 事業費ベースで、昨年度末で7%でございます。 用地につきましては、約40戸の移転家屋がございまして、これまでに、平成28年度から大型の病院の補償に着手しまして、昨年度末までに6 軒、今年度も約4億3,000万円の予算を確保しまして、新たに9軒の家屋の移転契約を見込んで おります。

今後につきましては、国の財政、非常に厳しい中で、補正予算も含めて、なるべく優先的にとっていこうと考えています。

用地の見込みについては、今のところ、何年 までという定めはしていませんけど、現場の状 況で、随時どこがいけるかとか情報を入手しま して、当初予算、補正予算に対応できるように していきたいと思っています。

【田中委員】今の実態を見ていると、私は素人だけれども、幾ら頑張っても30年はかかるなと。普通だと40年かかるなと、1期工事でですよ。2期工事もあるんですよ。極端に言うと、100年の事業ですよ。危機管理的な問題で早岐川を改修するのに、100年の事業ではちょっと困る。昨今はゲリラ豪雨というかな、ああいう雨が降ったりなんかして大変なのよ。そのときに、50年でできますなんて言われても困るけれども、50年でも間違いなくできますと言えない実態なんだな。予算がつかないということが一番なんでしょうけどね。

ただ、一つだけ困っているのは、土木部長、 少し検討してもらいたいんだけれども、もう20 年待っていると、早く買収してくださいと、家 屋をね。私はもう売りたいんですよと、もう20 数年待っておられるわけだから。早岐川をつく ろうということで立ち上がってからね。早く買 ってくれという人が、極端に言うと、全員です よ。今の実態でいっていると、用地交渉でさえ 20年先だ、30年先かもわからない。それでは、 やっぱり一生懸命頑張って事業化してもらって、 協力しようという皆さん方が、本当に浮かばれ ませんよ。だから、家屋だけでも先行して買収 できる方法をやっぱり考えてもらわなければ。 生きているうちに買収してくださいと言われる んですよ。私も生きている自信がないので、確 約できないんだけれどもね。こんな30年なんて 先の話は、確約できませんよ。これは家屋だけ ね、用地は後でも仕方ないと思う。家屋だけで も買収してもらえれば、早く動きたいという人 たちの実態なんですよ。それは、河川課長は大 体わかっていると思う。だから、あえて先行し て取得する方法を、やっぱり土木部で知恵を絞 ってほしい。これは部長でも、技監でも構わな いから、答弁をお願いします。

【浦瀬河川課長】 先ほど説明の中で、補足を含めて説明させていただきたいと思っています。

早岐川につきましては、現状の予算状況等も加味しまして、やはり最重要課題として早岐川の整備をしないといけないと思っています。

その中で河川課としましては、平成45年までを全体の1,840メートルの事業の完成。それと、特に、河口から340メートル区間については1期工事として、今行っておりまして、先ほど家屋は40戸と言いましたけど、全体では100戸あります。そのうちの1期工事340メートルに関して40戸ですけど、この40戸については、特に先行して買って、一気に工事をしないといけないということで、そこについては、とにかく予算を集めて執行に努めていきたいと思っています。(「知恵はないの、先行して買収する知恵は」と呼ぶ者あり)

それと、昔は、物価上昇時代におきましては、 用地の先行取得ということで、用地国債という 手法がございました。これにつきましては、今 現在、例えばダムとか、高規格道路とか、そう いう大規模な工事については認められているん ですけれども、通常の事業については、物価上 昇がないということで、なかなか国のほうも認 めてもらえないという実態がございまして、県 としましては、なかなかほかのシステムがない ということで、とにかく補正予算あたりで国に 強く要望していきたいと思っています。

【田中委員】私もあまりはね、いろいろと事業をやってもらっているから、言いたくないけれども、やっぱり30年とかというスパンの事業というのはおかしいよ。その前、15年陳情してきているんだから。ようやく事業化してもらった、15年ぐらいかけてね。20年かかったかもわからない、事業化までに。それから30年で、確約ができるかなという感じがする。その40戸でもやってもらえばいいですよ。40戸の人が喜びますよ。県が、ここ1~2年のうちに買収してくれるというだけでも、長生きしてもらえると思う。間違いないですか、本当に。ここ1~2年のうちに買収できるかな、40戸。私は10年かかるだろうと思っているんだけれども、

【浦瀬河川課長】先ほどから予算の話をさせて もらっていますけれど、予算については、とに かく最大限努力します。

ただ、40戸できるかといいますと、そこは予算、まだ地元の地権者の状況も踏まえて、そこはできる限りの対応はさせていだきたいと思っています。

【田中委員】 だから、予算のことよりも、先行して取得できる知恵を土木部に求めたいと思うんです。 先行して取得できる知恵を。 予算は、国が相手で、しかし、知恵は県でできるんじゃないの。

ここで40戸ばかりあるけれども、あと30戸ばかりの用地交渉、家屋移転の必要性がある箇所がありますよ、道路建設課でね。あと30戸ぐらい。だから、用地課は大変なんですよ。進まない、言うと、相手があることですから。あまり言うと、個人情報で言えませんという感じ。進

まない、個人情報で言えません。しかし、これ は知恵を働かせてもらわないと、我々は立場が ない。お願いしていて、向こうが協力するとい うのに、買えないんだから。

用地課長にも、一つだけお聞きしたいと思うけれど、共有地の問題で買収できなくて、道路維持、歩道の関係だけれども、先延ばしになっているところがある。国のほうで少し共有地の使い方については、何か法制化というか、進展しているようなことも聞くんだけれども、あの当時は、共有地は裁判にかけてやらないといかんので、10年~20年かかるので、もう諦めますと、共有地は買収するのは諦めますと、別の方法を考えますということでやったんだけれども、共有地を買収できる、使用できる方法が少し日の目を見てきたんじゃないですか。そうではないですか。ちょっとお聞かせください。

【佐々木用地課長】 今のご質問は、恐らく所有 者不明土地の対応に関してだと思います。

先般6月に、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」というのができております。これは、今言われた共有地とか、あるいは相続登記がされずに、相続人の共有地になっているような土地で、その中に不明者がいる場合に、一定の調査をしてもなお判明できない時には、県の裁定をもとに、10年程度の利用権を設定できるという制度なんですけれども、今言われたように、共有者がたくさんいるとわかっていて、その方々の反対でどうしても用地買収ができないというものまで活用できるものではありません。

ですから、どうしても共有者の中で反対者がいるということになりますと、土地収用法による収用とか、あるいは、今用地課のほうで検討を進めているのは、民法の共有物分割請求訴訟

というのがあります。こういう場合、同意をいただいた方の持ち分を取得して、反対の方に関しては、どうしても同意をいただけないなら、その民法を活用して取得していけないかというのを検討しております。

ただ、先ほど言いました所有者不明土地の問題に関しては、その後も国のほうとしてはいろいろな、例えば相続登記を義務化したりとかというのを考えられていますので、これからの状況によっては、いろいろ活用できるものになっていくのではないかと考えております。

【田中委員】不明というか、共有地に関しては、 反対かは聞いてない。相続が簡単にいかない。 一人でも、極端に言うと、20ぐらいの印鑑をも らわないといかんのが40人もおられるんです よという話なんです。だから、裁判でやろうと しても、早くても10年はかかる。それ以上かか るから、もう仕方なくて路線を変更してやって いるのが事実なんだけれどもね。そこら辺、検 討してください。反対じゃない、反対じゃない ですよ、共有の皆さん方はね。ただ、相続がで きないという話なんです。

最後にしますが、そういう補助事業、交付金事業に関しては、国の対応が影響するけれども、 県単事業に関しては、あなたちの力で財政課と 話ができるんじゃないの。連動はしますよ、長崎県の懐も、幾らでもお金があるわけじゃないから。連動はするけれども、努力はできると思う、県単事業に関してはね。私は、本会議でどなたかが質問されて、ああ、私が思っていることを質問しているなと思って聞いていたんだけれども、その後、すぐ資料をもらった。やっぱり5年前に比べると、道路だって65%に、35%減だね。3分の1減。河川は58%だから、42%減。海岸で59%だから、41%減。砂防だって40%の 減。これは、121億円あった県単事業が79億円、 もう3分の2に減らされて、年々減らされている。 ずっと下降線。歯止めがきかないし、もっとど っと減らされる。

これは、財政課とあなたたちの問題なんだから、県単は。これは頑張ってもらわないと。補助事業の対象にならない、ちょっとした事業があるのよ、県単でやらなきゃいかん。河川で言うと、木の伐採とかね。これも危機管理的なものが結構多い。これは、努力してくださいよ。一丸となって、財政課に当たってくださいよ。我々ももちろん財政課を責めてますけどね、おかしいぞと、長崎県の予算の組み方がおかしいぞという話をしている。これはひどすぎるよ、この県単事業の推移は。そんな感じなので、ひとつ頑張ってください。

終わります。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【渡辺委員】 何点か質問させていただきます。 まずは、柳埠頭の現在の進捗状況と完成予定 を、わかっておれば教えてください。かなり長 期スパンになっているので、完成目標を聞かせ ていただければと思います。

【近藤港湾課長】長崎港の柳埠頭の進捗状況でございますけれども、柳埠頭に関しましては、 一応外郭、岸壁の整備はほぼ終わっていまして、 今、埋立地の埋め立て工事、並びにコンテナヤードの整備とか、ガントリークレーン整備はほぼ終わりまして、ガントリークレーンのレールの設置工事を行っています。

完成目標につきましては、平成32年度を目標 に、今進めているところでございます。

【渡辺委員】現在の進捗率はどれくらいなんですか。

【近藤港湾課長】金額ベース等でなかなかご説

明できませんが、ほぼ概成という形でご説明で きるかと思います。

【渡辺委員】 わかりました。あとは、大型のトンネル工事とかなんとか、残土も出てくると思うので、ぜひ早めに完成に向けて頑張っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、新駅舎ができているんですが、この 辺の周りの交通関係を確認しておきたいと思い ますが、旭大橋からおりてきた時に、中央郵便 局のほうに行く列が、どうしても渋滞で並んで しまうんですよ。あの道路は県の事業なんです か、市の事業なんですか。もし計画があれば、 示していただきたいと思います。

【植村都市政策課長】 今、委員ご質問の長崎駅 の南口から郵便局の横に抜ける道路のことかと 思いますが、これにつきましては、市の街路事 業で、現在実施中でございます。

【渡辺委員】 そうしたら、何車線で向こうの東口のほうにつながるんですかね。

【植村都市政策課長】 4車線の計画でございます。

【渡辺委員】そうすると、今、私どもが聞いているところは、平成32年に新駅舎が開業するわけでしょう。その前に道路ができるわけでしょう。それと、先のほうから、今度は駅の本通りのほうに抜ける道路がありますよね。この道路は、県の道路なんですか、市の道路なんですか。

【植村都市政策課長】 すみません、今、駅の本 通りのほうに抜ける道路とおっしゃいましたの は、もう一度教えてください。

【渡辺委員】 西口と言うんでしょう。新しい駅舎の前の道路から、駅の向こうのほうに行ったところから、今の駅の電車道のほうに抜ける道があるわけでしょう。あの道路。

【植村都市政策課長】 こちらにつきましても、 長崎市の市道として、区画整理事業で整備する 道路でございます。路線名は、長崎駅中央通り 線と申します。

【渡辺委員】 そうしたら、今度、浅田議員も質問したんですが、旭大橋そのものは、事業そのものがまだ残っていると、期間が残っているということで聞いているんですが、その期間が切れるのは何年になるんですか。

【植村都市政策課長】旭大橋線につきましては、昭和57年に完成しておりますが、補助金上の耐用年数が45年間でございまして、現在36年が経過しております。あと9年間残っている状況でございます。

【渡辺委員】 今のところ、あと9年間はそのままにしておく計画なんですか。今のところでは。 【植村都市政策課長】 旭大橋につきましては、今、耐用年数があと9年間残っていると申しましたけれども、現在、適切な維持管理が行われておりますために、健全に利用できる状態が保たれております。これが、補助金上の耐用年数9年が過ぎるともう使えなくなるというような状況ではございませんので、耐用年数が過ぎれば架け替えるということは、現在のところ考えておりません。

【渡辺委員】わかりました。そうしたら、新しい駅舎ができて、平成34年に新幹線が来た時に、この通りの動線がどうなるのか心配なので、その辺は交通渋滞を招かないような対策を打っていると思うんですけれども、旭大橋がなくなるんじゃないかと私は思っていたんです、低床化の話が出ていたものだから。そうしたら、当面は、この旭大橋はそのままにしておいて、平成34年の新幹線開業を迎えて、その後も旭大橋はまだ使っていくという計画でいいんですか。こ

の橋の下を通っていかないといかん道路になってくるわけなので。

【植村都市政策課長】 旭大橋につきましては、 先ほど申しましたように、耐用年数が過ぎれば 架け替えるという計画ではなくて、浦上川の西 側のエリアのまちづくりと一緒に、低床化する かどうかということを考えていくべきものとい うふうに考えております。まちづくりの主体で あります長崎市と連携しながら、低床化の時期 については検討していくものということでござ います。

新幹線が開業いたします時期には、長崎駅の 東側と西側の両側に新しい駅前広場ができて、 それぞれに幹線道路からのアクセスがとられま すので、今は東側1カ所のアクセスというとこ ろが、両側からのアクセスができるようになる ということで、交通の分散が今より少し進むの ではないかというふうに考えております。

【渡辺委員】最後に、先ほども質問したんですけど、入札の中で辞退をする会社がたくさん出てきていますよね。この辞退の要因というのは何かチェックしていますか、調べていますか。例えば、人手がいないから辞退しているのか、その辺の要因はわかっていますか。

【川添建設企画課長】今年度の状況についてご 説明したいと思います。

平成30年度の土木部発注工事、250万円以上の枠内で申しますと、一応7月末時点の段階で、入札件数が299件に対して、不調・不落は6件発生している状況でございます。

先ほどは、一つの案件で何社か辞退があった という話でしたが、今申した6件というのは、 業者の数ではなくて、工事の入札自体が成立し なかったというような件数が6件ということで、 この6件の規模が、例年に比べてどうかという 話では、これまでと比べると、極端に多いとい う状況ではございません。

先ほど委員のご指摘がありました理由について、どう把握しているのかというところですが、辞退の理由としましては、この6件は、一応調べた例からいきますと、施工体制を整えることや下請を確保することが困難、先ほど委員がまさにご指摘いただいた件ですけれども、それが1件。それと、工事の規模が小さくて、とりにいこうというところがそがれたという要因が2件、それと、手間がかかる工事のためにそこを避けたというものが3件、6件それぞれいろんな理由から、業者としては積極的な姿勢がなかったというような状況がございました。

【渡辺委員】 そうしたら、平成30年度における入札辞退の現状は、前年度とあまり変わらないという傾向と見ていていいですか。 人手不足というのが、よく新聞等で出てくるんですけど、そういう影響はまだ出てきてないということで理解していていいですか。

【川添建設企画課長】 昨年は、年間通して43 件ございます。先ほど6件というのは7月末の状 況ですが、昨年度は、5月~6月合わせて5件な ので、あまり変わらないというような状況です。

平成29年度は、今からの時期に不調・不落がずっと伸びていった状況があります。今後はどうなるのか、よくわからないんですけれども、あまり変わらないような状況かと思っております。

【渡辺委員】 わかりました。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【坂本(浩)委員】 2点、お尋ねをいたします。

一つは、部長の説明資料にある、2つともそうなんですけれども、1点目は、石木ダムの問

題です。

先ほど、午前中の補正予算では、私も起立採決に加わりませんでした。当初予算と同様の理由で反対させていただきました。今、土地収用法に基づいて、行政代執行に向けた手続きが進められておりまして、それも選択肢の一つとした予算であるというのが理由であるんです。

この部長説明資料に、3ページから4ページにかけて、7月9日のいわゆる事業認定の取り消し訴訟ですね、これは国が被告であります。この訴訟の判決の内容、それから、最後のほうには、反対の地権者との話し合いは、今現状こうですよと、調整していますと、そういうことが記載をされているところであります。

特に大きな争点といいますか、この問題の根元的なところは、4ページの7行目から9行目に書かれています。「本件起業地が事業の用に供されることによって得られる公共の利益は、原告らの失われる利益(反対地権者の皆さんが、石木ダムができることによって失われる利益)に優越していると認められました」と、こういうふうなことなんですね。このことに、反対地権者の皆さんは納得をしてないということなんですよね。単なるわがままで居座っているんじゃなくて、やっぱり自分たちがここに住む利益と、ダムによって得られる利益、公共の利益を生むところが、どうしても納得してない。この結論に対して、今回の地裁の結論に対して納得してないということなんです。

今回、国が被告での裁判ということであるんですけれども、事業主体は長崎県だと思いますので、今回、1審の判決で、原告側が控訴しましたけれども、国の責任とか、あるいは今回の裁判の被告の国でも、裁判所でも、説得する責任はそこじゃないと思うんですよね。やっぱり

説得する責任は、県が、主たる事業者としてあるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、そのことについて県として、そういう認識に立っているのかどうか、そのことを改めてお伺いいたします。

【浦瀬河川課長】裁判については、事業認定の 取り消し訴訟ということで、国のほうが訴えら れますけれど、同内容について、工事の差し止 めの訴訟においても、反対地権者弁護団は、県 及び市、事業者のほうにも訴えられています。

県としましては、これまでも事業の必要性、 公益性については、あらゆる機会を捉えて説明 しておりまして、それが、反対弁護団の動きに よりまして、今、裁判に移っているわけでござ います。

そういうことで、県としましては、地権者に、本当に事業の必要性について説明したくて、これまでも最大限努力してきた。その中で今までの経緯があるということで、その結果、8割の地権者はおりていただいて、今、13世帯が残っているという状況なんです。

それで、県としましては、面会の話等もありますけど、この件については、県も訴えられております裁判の中でも、同様に原告のほうから、そういう内容で訴えられていますので、裁判の中で、そこについては明らかになっていくものだと思っています。県としましては、これまでも最大限努力したという認識でございます。

【坂本(浩)委員】 そうすると、今も裁判という ふうなことになっておりますので、係争中とい うことで、その裁判の中で明らかにするという ことが、今の県の姿勢ですね。

ただ、そうはいっても、反対地権者の皆さん 方が、先ほど言ったようなところを納得してな い、しきれてないということなんですよね。こ れをしない限りは、最悪の、いわゆる強制立ち 退き、行政代執行というところに行き着いてし まうわけですから、それは何としても避けてい ただきたいと私は思っています。

特に、平成27年度の長崎県の公共事業評価監 視委員会がこの事業について審査して結果を出 しました。その際に意見書が出されて、これは 前々回の3月の委員会の中でも申し上げました けれども、「この事業は進めていいけれども、 反対地権者の疑問点なりについて説明を継続し て、円満な解決が図られるように最大限努力す ることを求めたい」というふうな意見書もちゃ んとあるわけですから、そのこともきちんと頭 に置いてしていただきたいなと思います。

それから、県のいろんな資料なんか見まして も、ほんの一部の反対地権者の皆さんだけが反 対をしているということなんです。確かに、今 回の裁判も、土地の問題ですから、地権者が原 告になるわけなんですけれども、ただそうはい っても、この事業は県費ですね、多くの県費を 出しているわけですから、やっぱり県の税金を 使うという意味でいけば、県民の皆さんにもき ちんとした説明が必要じゃないかと思います。

昨年の5月に世論調査が行われています。インターネット調査なんですけれども、楽天リサーチというところが、5月23日から5月31日まで実施をしております。2,500人の皆さんが回答しまして、この石木ダムに対する長崎県の説明、必要性をきちんと、十分に説明してきたかということに対して、「そうだ」という人が20.7%、

「説明が不十分だ」という回答が79.3%、それから、単純にこの建設自体に賛成か反対かということについては、「賛成」が21.9%、「反対」が27.5%、「わからない」が50.6%いるという結果が出ているわけですよね。これが、私は絶

対の数字だとは言いません。ただ、メディアの 世論調査もかつてやられた時に、同じような傾 向、つまり「よくわからない」というふうなこ とがかなり多いんじゃないかというふうな気も しておりますので、ぜひそういった、県民に対 する説明というのも、今後きちんとやっていか なければいけないんじゃないかというふうに思 っていますけれども、こういった去年の5月の アンケート結果についての認識はいかがですか。 【浦瀬河川課長】アンケート調査の結果につい ての認識なんですけれど、これについては、ア メリカのアウトドア用品の一企業が調査を行っ

県としましては、このアンケートのやり方というのは、いろんなやり方があるんでしょうけど、そのあたりのやり方の結果も踏まえて、そういう結果が出たのかなと思っています。

たものだと思っています。

県としましては、過去にもやはり県民に対して、そのあたりが十分に理解されているのかというご意見もございましたので、広報誌等を活用して、石木ダムについてご理解いただけるように努力しているところでございます。

【坂本(浩)委員】 もうこれ以上は言いませんけれども、私の思いは、最後の土地収用法に基づく行政代執行、強制立ち退きのところまで想像したくないわけなんですよね。感情的に想像したくありませんから、そうならないように、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

次に、新幹線の問題についてであります。

今日、補足説明資料で、建設費についての増額の問題が言われました。内訳で言うと、長崎県の負担が951億円ということで、増加する理由がいろいろ、事例が挙げられています。

私が気になったのが、一般質問でも6月定例 会で、若干、同じような観点だったんですが、 この説明資料の9ページに「物価上昇について」ということで、こういうふうに上がりましたよ、単価が上がりましたよという表が出ています。この中で、いわゆる設計労務単価が緑色で、平成24年から平成29年、5年間で約39%、年間にして約8%ぐらい上昇しましたと、これだけ突出してどーんと出ているわけですね。

私も6月定例会の一般質問で言いましたよう に、確かに設計労務単価は、単価上は上がって いるんですけれども、ただ、実際にそこで働い ている人たちには、そこがきちんとそれだけ、 年間7%~8%いってないというふうな指摘も 業界のほうから上がっているということを指摘 させていただいたんですけれども、この新幹線 の建設現場でも、たくさんの皆さんが働いてい ると思うんですよね。恐らく、下請も非常に重 層的な構造になっているんじゃないかと思うん ですけれども、そういったところまで含めて、 この設計労務単価、これだけ上がったというの が、そこで働いている人たちにきちんと還元さ れていると、行き渡っているというふうな検証 というんですかね、そこら辺がきちんとできる のかどうなのかですね。そういう重層的な下請 のところまで見きれないというのもあるのかも しれないですけれど、そういうのをきちんとし た上で、要するに、951億円という税金を使う わけですから、それはそれにきちんと充当され るような、理解できるような説明の根拠が要る んじゃないかというふうに思ったものですから、 そこら辺はいかがなんですか。きちんと検証で きるのかどうか、いかがですか。

【鈴田新幹線事業対策室長】新幹線事業費の増額に関連するご質問ですけれども、委員がおっしゃいましたように、9ページのところにお示ししましたように、労務単価が、平成24年から

平成29年で39%上がっているということでご ざいます。

一個一個の工事において、それぞれの労務者に設計単価どおりの金額が払われているかというのを、新幹線の工事に限って私どもが調査しているということではないんですけれども、設計労務単価自体の決め方が、毎年、国のほうで労務費調査というのが行われておりまして、代表的な工事について、受注業者から聞き取りして、その支払いの状況を踏まえて、この労務費調査というのが決まっているような仕組みになっていたかと思いますので、そこら辺は設計労務単価、設計された単価とほぼ同じような支払いがなされているものと、こちらでは考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】この設計労務単価の出し方は、そういうふうな出し方ということで理解はしているんですけれども、ただ、実際そういう現場の声があるものですから、ずうっとですね。「こんなには上がってない」というような声があるものですから、あえてお聞きしたんですけれども、そこのところは十分に、この表でぽんと上がって、ここで本当に、この設計労務単価に伴って、そこで働いている人たちの賃金が上がっていれば問題ないんですけれども、ぜひそういう問題意識を持っていただきたいと思います。

それから、新幹線に絡んで、若干、先ほどの 渡辺委員に関連するんですが、長崎駅舎が新し くできるということで、今、ご承知のとおり工 事があっています。

先般の一般質問の中で、私も総務委員会の中で質問したと思うんですけれども、いわゆる改札を、今、1カ所で計画をされていて、どっちかというと東西に向けて改札を1カ所つくるという予定で、「そうじゃなくて、やっぱり港が

見えるほうに要るんじゃないですか」ということを問うた時に、「JRが、もう1カ所しかつくらないと言っているからできません」というのが、県の答えだったんですけれども、先般、知事の答弁では、要するに、負担を県がすればできるような可能性の答弁がありました。

お聞きしますけれども、今の長崎駅舎のところについては、長崎市の整備計画がずっとあっていますから、その中で県もJRも長崎市も入って、いろんなところが入って協議しながらやっていると思うんですけれども、その後のそういう経過の中でそういうふうになったのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

【植村都市政策課長】新しい長崎駅舎につきましては、平成27年度に策定をしました駅舎のデザイン基本計画の中で、海や港に開けた長崎駅の特徴を生かすということで、南側に展望デッキを設けて、また、改札口を設けて、新しい県庁舎のほうにデッキを渡して、さらには大波止、常盤方面のほうまで歩いていける動線を確保するということを計画の中に構想として盛り込んでおりますけれども、今、現実的には、南口改札については、JR九州並びに長崎市が否定的な見解を持っておりまして、検討が進んでいない状況でございます。

JRについては、長崎駅程度の乗降客の駅で 複数の改札口を設けると、運用が非常に非効率 的になってしまうということで否定的であると。 また、長崎市においては、大黒町や元船町の国 道沿いを経由してまちなかのほうに人の流れを つくっていきたいということで、今の中央の改 札口1カ所あれば十分だという見解でございま す。

さきの一般質問の答弁で、県のほうで費用を 負担すれば南口改札ができるのではないかとい うふうなご認識を与えたかもしれませんけれど も、現実的には、JRのほうから、県のほうで 費用をすべて負担するとしても、実際の運用上 は対応が困難というふうに、今の時点では言わ れております。

【坂本(浩)委員】 当初の平成27年のデザイン、そのときにも、当然長崎市と一緒ですよね。長崎市も県もJRも関連も含めて、そのときには、最初の長崎駅の新しい駅舎のデザインというのができて、それに基づいて基本設計に入ってきたはずなんですけれども、先ほどの旭大橋の話じゃないですけれども、どうしても接続デッキができないというふうなことも原因なのかもしれませんけれども、変わっていったということに、私はものすごく疑問を抱いたんですよね。

それはなぜかというと、ここは、長崎駅というのが一番海に面した、世界にも稀なる、いわゆる海が見える頭端駅と、ここで終わりですから。そのために、こっち側に展望デッキをつくって、そのために庁舎と県警の間の駐車場棟は3階に抑えているわけじゃないですか。それが全く生かされてないということだと思うんです。

接続デッキで言えば、1階のロビーに庁舎の 模型がありますよね。そこには、今でも接続デ ッキが出ているんです。その接続デッキは、こ の旭大橋の下を通っているんですね。一瞬、こ れでいくのかなと思ったら、ちゃんと説明書き には、「接続デッキは、低床化の後に設置する 予定です」みたいな注釈がついているんですけ れども、先ほどの課長の答弁で言うと、まだま だ随分と先の話みたいな感じがするんですけれ ども、そこは、ちょっと誤解を与えるような展 示じゃないかというような感じがしました。

この頭端駅を生かす一つの方法が、南口のほうに改札をつくって、そこに人を流すという作

業をしないと、多分素通り、誰も向かないです よね。みんな東と西のほうしか向いていかない というふうなことになるというのがあるんです けれども、そういう人の動線が全くアンバラン スだと、当初の頭端駅を生かす計画になってい ないということです。

それともう一つは、私も長崎市、それから県とも話をしました。要するに、今の長崎駅前の高架広場から、国道を越えた向こう側に渡る方法です。これが、今、なかなかですね、特に途中の電停とかでは、障害者、車いす利用の方がおりられないということもあって、できるだけ平面で、フラットで行けないかという話もしたんですけれども、なかなか厳しいようなんですけれども、なかなか厳しいようなんですけれども、例えば南口にそういう出入り口をつくることができれば、エレベーターを設置して、おりて、こっちの旭大橋の東口のほうが、4車線で向こうのほうに抜けますから、そうすると、容易に国道の向こう側に渡れるんですよ。

だから、そういうのも含めて、長崎市のほうからも、国道202号のバリアフリー化が不十分であるというふうなことも陳情で出されていますので、ぜひそういった観点からも、この南口のところは、ぜひ努力をしていただきたい。

前、総務委員会だったか、この委員会で言った時に、参事監か技監だったか、どちらの方かが、とりあえずこれでつくって、その後に、できた後に、またそこら辺は検討したいということなんですけれども、一回できると、本当に可能かどうか疑問が残りますので、ぜひそういったことでお願いしたいと思うんですけれども、そういったバリアフリーの観点というのはどんなに考えますでしょうか。

【馬場道路維持課長】駅からおりられた方が大 黒町等に行く場合のバリアフリー化についてと いうことでお答えいたします。

確かに、市のほうともこれまでいろいろ協議をしてきて、道路を平面で横断するような検討等もしましたけれども、警察、市、県と協議する中で、交通量、あるいは安全に渡る上では、なかなか平面での横断歩道は難しいということから、立体歩道橋、現在も歩道橋で渡っているわけですけれども、そういった形で渡るほうでバリアフリー化を検討するということになっております。

バリアフリー化については、現在、路面電車のほうには階段でおりていくというような形になっておりますので、路面電車利用の方が、駅を利用したり、駅利用者が路面電車を利用する場合のバリアフリー化といったところは、我々としては、エレベーターの設置等で対応したいというふうに、今、市とも協議中でございます。

【里脇委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 3時20分 休憩 —

一午後3時35分 再開一

【里脇委員長】 委員会を再開します。

【徳永委員】 では、質問いたします。

今般、皆様ご存じのように、集中豪雨被害が、中国、四国等大変大きな被害が出ました。そういう中で、本県も非常に急傾斜が多い。先ほども補正で出ておりましたけれども、そういう中、そしてまた、昭和57年にも299名の重大な被害を出したということもありまして、その後、長崎県も防災対策については一生懸命やられたことを私も認識しておりますけれども、それからもう約35~36年たっております。

そういう中で、今後のそういった災害対策等 に、今、土木部として、県としてどのようにや られているのか、まずその辺の状況を質問した いと思います。

【浦瀬河川課長】各分野によって方針が違いますけれど、まず、河川関係についてご説明いたします。

国土交通省では、近年の甚大な災害発生により、逃げ遅れによって多数の死者とか甚大な被害が出たことを踏まえて、今までは施設の整備によって洪水の発生を防止するものから、施設整備だけでは防ぎされない、大規模な洪水は必ず発生するという意識を根本的に転換して、ハード、ソフト対策を一体として水防災意識、社会の再構築の取り組みというのを平成29年度から行っております。

その中で、県としましても5カ年計画で進めておりまして、その中で県の取組としましては、「長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会」というのを平成29年6月に設立しまして、これは県、20の市町及び海洋気象台からなる組織でございますけれど、その中で、ハード、ソフトの取り組みについて議論いたしました。

その中で、河川の整備率というのはまだ 56.4%で低いんですけど、ハードだけではなか なか予算も追いつかないということで、ソフト 対策についても取り組むということで、円滑な 迅速な避難のための取り組みとしまして、現在、水位情報周知河川が13河川でございますけれ ども、それに14河川を加えて、その14河川といいますのは、各市町に少なくとも1河川設定するということで、27河川に拡大しまして、その河川におきまして浸水想定区域図、これは県が 策定します。ハザードマップ、これは市町が作成します。それとタイムラインの作成などを行いまして、関係機関と情報を共有することとしております。

また、今年度、昨年度の補正予算をいただき

まして、危機管理型水位計の設置も167基、今 年度中に設置する予定になっています。

【田中砂防課長】土砂災害関係で言わせていただきますと、委員が先ほどご説明いただいた57災ですね。ハード事業というか、工事を進めたのが昭和40年代からなんですけど、半世紀たって、今まだ整備率は24%程度しかなっておりません。

一朝一夕でハード事業を進めていくわけにいかないので、今、ソフト対策に力を入れています。ご承知と思いますけれども、土砂法に基づく指定をかけて、あと、避難警戒体制をとるというふうなことに力を入れているんですけれども、今回、特に平成30年7月豪雨で問題になったのが、広島県が一番亡くなられた方が多かったんですけれど、全国的には119名の方が亡くなられて、その中の8割の方々が土砂災害警戒区域内で亡くなられているんです。どういうことかというと、結局避難をされてないという実態がありまして、それは国のほうも非常に重く受け止めております。

我々も情報提供はかなり努力はしているんですけれども、今後避難というものをより自治会に合った避難というか、かなり高齢化が進んでおりますので、年寄りの方が年寄りの方を避難して連れていくというのはかなり難しい面がありますので、今後は避難ということを考えた時に、地元に応じた避難というのをどうとっていくかというのをやはり検討すべきじゃなかろうかという問題点を我々は持っております。

ただ、今申しましたとおり、ソフト対策とい うのは、鋭意、今後も進めていきたいと考えて おります。

【徳永委員】 57災を一つの教訓としていろいるとやられていることは、私もそれは認識して

おりますけれども、ただ、このハード事業になれば、やはり相当の予算、そしてまた、事業としては非常に時間もかかるわけであります。しかし、災害はいつ、どこで起きるかということですので、今、砂防課長が言われたように、やはり避難というものも非常に大事なことであります。

そういう中で、ハザードマップもつくらてお るということ、そしてまた、県内で危険地域を、 今調査されておるということを聞いております けれども、ただ、今、作製中でもあり、そうい う中で地元自治会への説明をして、自治会に呼 びかけをするけれども、なかなかここも出席が 少ないということで、いわゆる認識が、危険が あまりないような感じを受けて、非常にそこは 心配なところもあります。これは何を言いたい かといいますと、先ほど言われた広島が、同じ ところが2回か3回災害になっているというこ とで、そういう意味では、長崎県も、先ほど言 われた、調査をしてここはわかってくるわけで すから、今後こういったところでハード的な面 と、そしてまた、ソフト的な面をどうやってい くのか。

そして、またもう一つは、例えばもうここは 非常に危ないということで、やはりほかのとこ ろに移住してくれということもあると聞いてお りますけれども、ただ、このことが自己負担と いうことで、なかなか移転・移住というのが難 しいという問題もあります。

こういうところを含めたところで、県として どうやっていくのか、これもまた答弁をお願い したいと思います。

【田中砂防課長】 今おっしゃるとおり、土砂災 害防止法に基づいて指定をかけまして、住んで いる住民の方に対しては周知は進んでいると思 うんですけれども、それが確実に避難につながっていないという現実がございます。当然、説明会にもすべての住民の方が来られているわけではありませんので、今後我々とすれば、住民の方々がどんなふうな形で避難をしたほうがいいのかというような情報を、今年度に危険をわかりやすく解説したマップというのをつくりまして、各家庭に市や町を通じて配ってしまおうかと思っています。住民の方にとっては、人によっては、「いや、ここは全く崩れないよ」と、そんな認識を持たれる方がかなり多いので、多分、広島もそうだったと思うんですけれども、そういうことじゃなくて、やっぱり避難というのは重要なことなんだよと。

ただ、避難ということを考えた場合、お年寄りの方が200メートルも300メートルも離れている、例えば学校とか公民館に避難できるかということを我々はよく考えていかないといけないものですから、身近な避難場所がどこにあるのか、どこに避難したらより安全になるのかという情報提供を、各家庭に情報として我々は流していく努力をしていこうと思っています。

【徳永委員】これは土木部だけでの問題ではないと思っておりますけれども、土木部の委員会ですので、土木部に対しての質問をやっております。

土木部でやる責任の中でどうやっていくか、 そしてまた、私が一番危惧するのは、災害において甚大な被害が出た時に、人命ですよね。人 災を起こしてはいけないというのが第一番です ので、とにかく県民に大きな事故がない、死者 が出ないような対策をとっていくというのが行 政の大きな責務であるし、我々もそれを担うわ けでありますから、最後にちょっとお聞きをし たいのは、部長、こういうところで、長崎県は 地形的にも、そしてまた、過去にもそれだけの 災害を経験した県として、これはやはり初めて でしたからという言いわけはできません。そう いうことを含めて、今、日本各地で本当に痛ま しい事故が起きていることの中でどういう対策 をとるのか、お聞きをしたいと思っております。 【岩見土木部長】ハード、ソフト両面からさま ざまなことを考えていかないといけないと考え ております。

ご存じのとおり、ハードにつきましては、明 らかに危険箇所というのは放っておくわけにい かないので、そういう緊急性を要するところに 重点的にきちんと対応していくということ。そ れから、ソフト面につきましては、これは県庁 内でも危機管理課と十分連携をとりながらにな ります。想定氾濫箇所、あるいは危険箇所等の マップ、それから、市町がつくるハザードマッ プ、ここまでは行政がやるんですけれども、実 際に地域のコミュニティーの方々にこれを活用 してもらわないといけないわけで、例えばハザ ードマップを広げながら、実際地域で地元の危 険箇所の点検をすると。すると、ここは実際危 ないよねと、ここが水に浸かったら、ここに側 溝があって危ないよねとか、実際にそういうふ うな事前学習ができます。

また、あと、避難訓練を実際やることによって、実際やってみると、これだけ時間がかかるよねとか、誰々さんのところには高齢者の方がいらっしゃるので、その方はどういう手はずで、じゃ、皆さんより時間がかかるから、どういうタイミングで声をかけて、実際に避難に結びつけていったらいいのかとか、そういう具体的なことをやっていく必要があると思います。土木部にもどこが危ないのかというところについてのデータがございますので、それと市町、自治

会、このあたりをうまく連携しながらやってい くのが一番効果的だと思っております。

私も長崎県に来まして、本当に平地が少なく て山が多いと、ここに大雨が降ったら必ず土砂 災害が起こるというのは目に見えておりますの で、水害の危険性もありますけど、一番最初に、 やはり土砂災害を私も思ったところでございま す。

こういった常にリスク管理、それから、実際に災害が起きた時のクライシス・マネジメントといいますか、そういったことも含めて、日ごろからきちんと対策をとっていって、人が亡くなるということがないように、ここは本当にいろんなことを考えて日ごろから準備をしていく必要があると考えております。

【徳永委員】部長がおっしゃったように危険地域、これは調査をしてわかっておりますということですので、ここは、やはり危ないところから、ハード面では特にそこを優先してやっていくと、そして、事前に災害を防ぐということ、これは各市とも連携をとっていただいてやっていただきたいと思っております。

【八江委員】 戦後70年ということになっておりますけど、戦後、壊した山に植林をしておったスギ・ヒノキ材が伐期を迎えておると。50年、60年、70年近くになるわけですけれども、その伐期を迎えている山の、言えば県産材等が一向に利用拡大が進まないということ。言葉では、よく国でも県でも各市町でも、県産材の利用拡大だということで進めていただいておりますけれど、なかなか進まないという状況にあります。

そこで、住宅課、建築課の皆さん方に確認を しておきたいと思いますけれど、今、住宅もい ろんな新建材を含めたり、いろんなことで変化 しております。特にマンションのつくり方にな ってくると、木材を利用する機会が少なくなってきているということもありますが、一方、また、箱形の木造住宅も増えてきていることも事実です。そういうものを考えますと、もう少し県産材を利用した建築物があっていいんじゃないかと思います。そのために国は、公共建築物で普及させるためにいろんな奨励措置をしておりますが、地方になってきますと、それがうまくいってないような状況にあると思います。

この前、五島市に行って見たところで、五島市の野口市長は県産材、五島材を利用して、学校等の建設を2~3校つくる、公民館等をつくるということで、積極的な展開等しておられます。

ところが、県下全体にしてみれば、まだまだ そこまで至っていないと。言葉は残っておりな がらも、実際は稼働してない部分がたくさんあ ります。

それは、何が原因なのかということもありましょう。そのあたりを住宅課、あるいは建築課の人たちは、どのような形で県産材の利用拡大ということを、木造建築についての考え方を持っておられるのか、お二方のご意見を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

【平松営繕課長】県産材の利用の状況でありますけれども、昨年の建築課の発注工事では、県立ろう学校の管理棟等の3棟におきまして、県産材を利用したものを建設しております。

しかし、県産材の使用については、県内にJAS工場がございませんでしたので、運搬費等がかかり高額になるために、予算に余裕があるものを中心に利用しております。

今後の方針ですけれども、県内にJAS工場ができることを踏まえて、平成29年に木造建築物特記仕様書を改訂して、木造建築物におけるスギ・ヒノキ材について、県産材の使用を明記

しております。

【三原建築課長】 建築課からは、今、営繕課長が申したものと同じであります。

【八江委員】なぜ進まないのかと、JAS工場がないから云々ということもですけれど、それは公共建築物の中での一部のものだろうと思いますけれど、全体的に住宅建築がいろんな形で進められております。例えば健康と住宅の問題と、今、長大の調副学長が会長を務めている「健康と住宅の関係の建築」なども、もう一歩、県のほうの立場で、そういったものを状況を踏まえて推進活動をしようかなと思っておりますけれども、その点がどこまで浸透しているのか。健康というものを含めて考えていただいているものと思いますけれども、そのあたりがちょっと心配だなと思います。

もう一つ、私たちが考えてみる時に、やっぱ り構造物といいますか、木造を含めて、鉄骨も コンクリートもそうなんですけれど、それを使 う時に、設計をする人たちが木材に関する知識 というのが十分なされているのかどうか。今、 プレカット時代でありますけれど、材木もだん だん利用しやすくなってきていることは事実で すけれど、そういったものに対して技術屋とい う建築設計事務所等がどのような形でそういっ たものを理解し、推進をしていただく状況にあ るのかないのか。それは、県としてはどのよう にその方たちと交流を深めておられるのか、も う一度その点を両課長に確認しておきたいと思 いますが、いかがですか。

【三原建築課長】 県発注の工事、設計につきましては、木造は県産材を使うようにということで指導しております。

ただし、一般の民間の建物につきましては、 我々のほうから、県産材を使いなさいというよ うなことについては公には言えないということ もございますので、一般的な民間の住宅の設計 につきましては、そのような指導を行っていな い状況でございます。

【八江委員】ちょっと今の答えは消極的過ぎるといいますか、言えないと。今のは県産材の話です。国も県も市町村も、地元でとれた産物を、県で生産されている食料も、あるいはいろんなものも全部使いましょうと。地元は地元のものを使いましょうという時に、「県産材を使え」と言えないとはどういう意味ですか。もう一度、お願いします。

【三原建築課長】県が発注する公共建築物につきましては、我々のほうから県産材を使ってくださいという指導はできますと申し上げているところでございます。

ただ、我々が発注者でない民間の建築物につきまして、県産材を使いなさいというふうなことは強くは言えないと申し上げているところでございます。

【八江委員】強くは言えないということは、幾らかわかります。わかりますけど、国、県が進めておるそういった事業に対して、もう少し実態をわかって進めていただくことが必要じゃないかと思います。全く言ってないということではないかもわかりませんけど、もう少し、一押し、二押しといいますか、そういうことをしていくことによって、県の設計業者をはじめ建業者の皆さん方、国産材、県産材、あるいは外材というのもありますけれど、外材じゃなくて国産材、県産材を使うということが、今それが求められておると。そして、それが地域に大きな活性化につながってくるし、健康にもつながっていくというものを国が提唱しながら進めておるわけですから、それはもう少し積極的に取

り組む必要があるんじゃないかと思います。いま一度、しっかりした答えをいただきたいと思います。

【三原建築課長】 今後、建築士会であったりとか、建築事務所協会であったりとか、意見交換会をする場合もございますので、その場の中でも、県産材の利用についてお願いをしていきたいと考えております。

【八江委員】 これまで増産、終戦後、山が荒れ ているものを、さあ、ああせろ、こうせろとい うことで、補助金を出しながら相当の植林をや ってきたわけです。それがようやく物になって、 これから使おうといった時に、それを使うもの がないと。特別のC材、B材と言われる曲がっ たり、割れたりするものは木材として利用でき ない分がありますけれども、これはバイオマス 等に活用できますけれど、しかし、あまり金に はならない。それよりもA材というちゃんとし た木材を使うことによって、農家あるいは林家 の収入にもつながってくるし、それぞれの地域 に還元ができる。材木屋その他もちゃんと使え るようになっているんです。そういったことを いま一度、考えながら進めていただきたいなと いうことだけは申し上げておきたいと思います。

それと、学校とか、公民館とか、いろんな大きな公共物のものについては、今、お話がありましたように、確かな構造物の話の場合は、JAS工場そのものが、いろいろ問題があります。ちゃんとしたJAS工場であるのかないのか、公共的にできているもののJAS工場なのか、個人的にやったものがすべてJAS工場と認定できるものばかりじゃないと思いますので、その辺はもう少し高い立場で、県内のJAS工場をつくるにしても、ぴしゃっとした形で、地元の林家も、

あるいは林業団体にも認められるようなJASか工場でなければ、一人勝手につくったって、 それはそうは認められるものではないと私は思っております。ですから、その点は十分、県産材の利用拡大とあわせて、そのものをつくっていただきたい。

ここの県庁にも相当使っていただきました。 使っていただきましたけれど、もう少し使って もらえばよかったなと。例えばここの壁にして も、モルタルか何かになっていますけど、いろ いろあります。大村の図書館には、ホールに使 っていただいているものもありますけれども、 やっぱり一つひとつは気がけて、地元が求めて いるものをしっかり捉えながら、事業の展開を 図っていただきたいと思っておりますけれども、 両課長にお聞きしましたけど、部長か技監かど ちらか、もう一度確認をする意味でお願いしま す。

【岩見土木部長】県産材の活用につきましては、 県内の産業育成の観点からも非常に有効であり、 重要だと思っております。

公共建築物につきましては、先ほど答弁がありましたとおり、できるだけ県産林の活用を図っていきたいと思っております。

一方、民間のほうは、そこはちょっといろいろ知恵、工夫が必要だと思っております。先ほど委員のほうからありました、長崎大学の調先生の「健康住宅」につきましても、これは民間のいろんな住宅のメーカー、それから、長崎大学の医療の研究者の方々がいろいろ入った協議会があります。その中で、例えばですけれども、健康長寿のためにはこういった住宅が非常にいいんだと、今、室内の温度のことがいろいろ議論されているようでございますが、例えば県産材がそこでうまくかみ合ってくれれば、これは

健康にいい住宅だというようなことが、データの上からもきちんと示されれば、それを使って、例えば民間の住宅メーカーが、うちはこういう住宅が提供できますと、そのデータを使ってPRもできますし、そういったことから普及ができればいいというふうな考えもあるわけで、これは保健・福祉の部局ともいろいろ連携をとらないといけませんが、そういった形でのいろんな意見交換には、県としても参加できるのかなと思っております。

ですから、そういったところで、我々もいろいる情報交換をしながら、民間についても、どうやったら普及していくのかということについて、知恵を絞っていくことが大事だと思っております。

【八江委員】 先ほど例の中で、五島市長の話を させていただきましたけれども、首長もしくは 市町の取り組み方が積極的であるかないかとい うのは、やっぱり国、県等の指導によって大き く変わってくると。一つは、ふるさとを思う気 持ちが首長さんたちにも反映をしてくるわけで すけど、特に、対馬などは、大体8割は山で、 山の産物というのは木材を売らなければ、伐採 をして搬出しなければ、生活ができる状況にな い。あとは、海の幸ぐらいです。そういう状況 の中に置かれている島々もあるし、また地域も あります。それをどのようにして活性化させて いくかというのは、やっぱり必要なことだろう と思いますので、もう一度、今のお話は、各市 町に対するご指導も、もう少し積極的に取り組 みながら、新しく、長崎県は長崎県らしい制度 をつくってでも進めていただきたい、このよう に要望して終わりたいと思います。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【川崎委員】 2巡目ですので、1点だけ。

県道45号線の長崎市三ツ山町、犬継バス停三 ツ山教会下から東長崎方面へ200メートルか 300メートルぐらいでしょうか、カーブの部分、 こちらが非常に見通しが悪くて、大型同士の離 合はまず厳しい。どちらか一方が止まって譲っ てあげるというような状況がある場所です。そ ばにガードパイプがあって、そこは擦過、こす れた跡がたくさんついていて、恐らく車のミラ ーかなとおぼしき部品も破損して散乱している というような状況でした。警察に調べてもらっ たら、交通事故もあって、正面衝突、人身事故、 そういったことがあっておりました。

そういったことも踏まえて、地元から拡幅の 要望が出されているということを承知しており ますが、現在の対応状況についてお尋ねいたし ます。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘の主要地方道 東長崎長野線、長崎市三ツ山町の大継バス停付 近のカーブの件でございますけれども、現地の ほうは、確かに委員ご指摘のとおり、非常に急 カーブがきついところでございまして、幅員も、 一応センターラインは入っておりますが、路肩 がほとんどとれてないような状況のところでご ざいます。確かに、接触事故等も発生している というふうにお聞きしております。

従前からそういったお話を、地域並びに関係者の皆様からお話をいただいておりまして、今年度、測量と予備設計を行うということで、現在、地元の関係するであろう方々に測量の立ち入りをお願いしながら、並行してご了解いただいたところから測量に入っているという状況でございます。

しかしながら、カーブを切り取るところに家 屋等も建っておりますので、最終的には、補償 に関する協議等も発生いたしますので、今年度、 しっかりと予備設計を行った上で、地域の皆様 のご了解をいただければ、来年度以降、詳細設 計、用地買収等に入っていきたいと考えており ます。

【川崎委員】 ありがとうございました。もう随 分具体的に進んでいるようですので、速やかな 推進をお願いしたいと思いますが、何がしスケ ジュール的なめどというのは見えますでしょう か。最後にお尋ねです。

【大塚道路建設課長】事業といたしまして、かなりの長い延長を、1車線の道路を2車線に拡幅すると、そういった類の事業ではございませんで、カーブを1カ所取り払うというような事業になってきますので、国の補助金とか交付金を使って行うということが難しい箇所かなというふうに考えております。

相手さん方、補償対象の皆様、それから地権 者の皆様との協議等もございますし、先ほどか らご議論いただいております単独費用を使わざ るを得ないということから、十分な予算措置が できるかどうかという問題もございますので、 今後の具体的なスケジュール等については、ま だ明確にはお示しすることはできないかと考え ております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、 土木部関係の審査結果について、整理したいと 思います。

しばらく休憩いたします。

一午後 4時 8分 休憩 —一午後 4時 8分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。 これをもちまして、土木部関係の審査を終了 いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10 時から委員会を再開し、環境部関係の審査を行 います。

本日は、これをもって散会いたします。 お疲れさまでした。

一午後 4時 9分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年9月26日

午前10時 0分 自 至 午後 2時33分 於 委 員 会 室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 里脇 清隆 君 副委員長(副会長) 由夫 君 山本 委 員 八江 利春 君 IJ 田中 愛国 君 渡辺 敏勝 君 IJ 瀬川 光之 君 徳永 達也 君 IJ 雅広 外間 君 川崎 祥司 君 IJ 坂本 浩 君 IJ

3、欠席委員の氏名

な L

4、委員外出席議員の氏名

な L

5、県側出席者の氏名

環境部長 宮﨑 浩善 君 環境部次長 正広 山口 君 兼環境政策課長 地域環境課長 直樹 吉原 君 水環境対策課長 陽一 君 田口 廃棄物対策課長 君 重野 哲 荘一 自然環境課長 君 田中

県民生活部長 木村伸次郎 県民生活部次長 松尾 和子 君 兼県民協働課長

男女参画・女性 有吉佳代子 君 活躍推進室長 人権・同和対策課長 宮崎 誠 君 交通・地域安全課長 秀樹 君 宮﨑 統 計 課 長 笠山 浩昭 君 生活衛生課長 君 加藤 佳寛 食品安全•消費生活課長 松尾 康弘 君

6、審査の経過次のとおり

一午前10時 0分 開議 一

【里脇委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、環境部関係の審査を行います。

環境部は、分科会付託議案及び委員会付託議 案がないことから、委員会による審査とし、所 管事項についての説明及び提出資料に関する説 明を受けた後、陳情審査、所管事項についての 質問を行います。

環境部長より所管事項説明をお願いいたしま す。

【宮﨑環境部長】環境生活委員会関係議案説明 資料1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませ んので、議案以外の主な所管事項について、説 明いたします。

資料の5ページをお開きください。

(島原半島満喫プロジェクトについて)

環境省では、国立公園における2020年の外国 人利用者を、2015年に比べ倍増の1,000万人と することを目指し、「国立公園満喫プロジェク ト」としてインバウンド対策を進めているとこ ろでございます。

本県におきましても、島原半島満喫プロジェ クトとして、昨年度、アンケート調査やモニタ

君

ーツアーを実施し、その結果を踏まえて、本年 度は体験プログラムの創出等に取り組んでいる ところでございます。

また、昨年度に引き続き、島原半島観光連盟 と連携を図りながら、二次交通改善のための茂 木~小浜間における船の運航による交通社会実 験や、外国人アドバイザーによるモニターツア 一等を実施しているところでございます。

さらに、今年度は島原半島が日本ジオパークの認定を受けて10周年の節目の年にあたるため、11月10日に島原市でジオパークに関するシンポジウムを開催する予定であります。

今後も引き続き、島原半島が一体となったインバウンド対策を進めるとともに、地域自らが行っている国立公園やジオパークなど地域の魅力を増すための様々な取組に対し積極的に支援を行い、地元市と連携して地域の活性化を推進してまいります。

このほかご報告いたしますのは、中国福建省との環境技術交流事業について、地球温暖化対策について、大村湾環境総合対策事業について、平成29年度の各種環境調査の結果について、汚水処理人口普及率について、海岸漂着物対策の推進について、廃棄物不適正処理対策について、PCB廃棄物の適正処理の推進について、外来生物対策についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明 性等の確保などに関する資料」について説明を 求めます。 【山口環境部次長兼環境政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年6月から8 月までに実施したものとなっております。

初めに、資料1ページをご覧ください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金であります。直接補助金の実績につきましては、資料1ページに記載のとおり、緑といきもの賑わい事業補助金の6件であり、間接補助金につきましては、今回該当はございませんでした。

次に、資料2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてでありますが、2ページに記載のとおりであり、3件となっております。

また、3ページから5ページに、入札結果一覧を添付しております。

次に、資料6ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、 県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもの につきましては、長崎県町村会からの要望など 3件であり、それに対する県の取扱いは、資料6 ページから8ページに記載のとおりでございま す。

次に、資料9ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましては、附 属機関が長崎県環境審議会環境教育等行動計画 策定部会を1回開催しており、私的諮問機関等 が「緑といきもの賑わい事業」検討委員会など 2回開催しております。

その内容につきましては、資料10ページ以降 に記載のとおりであります。 説明は以上でございます。。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 【里脇委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を 行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、 陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願い ます。審査対象の陳情番号は、19番、20番、27 番、35番の4件です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 しばらく休憩します。

一午前10時 8分 休憩 一

一午前10時 9分 再開 —

【里脇委員長】 再開いたします。

【川崎委員】 35 番の五島市からの要望についてお尋ねをいたします。県管理のトイレの洋式化ということでございますが、指摘のとおり、世界遺産が登録をされ、インバウンドを含め多くの観光客の方がお越しいただけるような可能性が多分に広がっているところでございます。整備についてのご要望ですが、県のご所見を賜りたいと思います。

【田中自然環境課長】ただいまご質問のありました五島市からの要望につきましては、過去に自然環境課のほうで整備を行いましたトイレのうち、洋式化が全て行われていないというところもございまして、当時は、一部和式と洋式と両立した形で整備をしておりました。地元からの要望でも、全部洋式というのは、なかなかその時代ではまだ難しかったという面もありましたが、昨今では洋式化が生活の中でも進んでいるということもありまして、さらには世界遺産の指定もありますので外国人観光客等が今後非常に増えてくるということで、五島市のほうか

ら洋式化への要望が出されたものです。

県といたしましては、今後、洋式化を進めていくということで対応をしてまいりたいと思っております。自然環境課で所管しておりますトイレ、それからまた土木部で所管しておりますトイレ等を含めまして、今後、洋式化の整備を図っていきたいと思います。

【川崎委員】前向きなご検討ですので評価をしたいと思いますが、スケジュール感があればお知らせいただきたいと思います。

【田中自然環境課長】 今回、五島市から要望を受けましたので、来年度予算要求をいたしまして、来年度以降、計画的に整備を進めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】 わかりました。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 【外間委員】 おはようございます。

陳情番号19番の長崎県町村会が出されている「国政・県政に対する要望書」の中で、「浄化槽整備事業推進に対する助成拡充について」ということで要望が上がっておりますが、本県はもう下水道の普及というのは大変難しいということで、合併浄化槽等、そういった浄化槽の普及こそが汚水処理人口の普及率を高めていくというふうに理解をしております。

そういう中にあって、本県は80.2%と全国的にも低いということでありますが、質問の前に資料要求として、全国の汚水処理の普及率の一覧のご提出をお願いいたします。

【里脇委員長】 担当課のほうでできますか。 後からよろしいですか。

【外間委員】 はい。

【里脇委員長】 では、お願いします。

【外間委員】 その上で、個人の負担と自治体の 負担が6対4の割合になっている分について、こ こではもう少し国からの金額を増額してもらいたいというふうな見直しで上がっているようでありますけれども、ここで1点、本人の負担6割に対して国、県、市で4割と。例えば、ここで書いてあるのは、離島の場合は、設置者側は同じ6割で、自治体の負担が20%、12%、8%ということになっておって、結局のところ、個人の負担は変わらず、国、県、市の負担率が変わるというだけのことなんですか。

【田口水環境対策課長】個人設置型におきます 負担の割合といいますのは、委員がおっしゃい ましたとおり、個人が全体の6割、残り4割を国、 県、市が補助するという負担分担になっており ます。その中で、本土につきましては、国が4 割のうちの約3分の1で、離島につきましては、 4割のうちの2分の1を国が負担する仕組みになっております。

【外間委員】ということは、個人負担は変わらずに、自治体の負担が国に対して、例えば、離島のように国が大きくなれば自治体の負担が小さくなるので、今回のこの陳情というのは、その要望ということなんですか。個人の負担を楽に、その6割を減らすということではなくて、そのルールは一定決まっていて、自治体の負担額を軽減するために国に増額を要望するというふうに理解していいのですか。

【田口水環境対策課長】要望の趣旨といたしましては、いわゆる公共が負担します補助基本額4割の部分を拡大していただきたい、結果として、個人負担を減らしていただきたいと、そういう要望の趣旨でございます。

【外間委員】 わかりました。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 【坂本(浩)委員】 同じく陳情番号 19番の 9ペ ージにあります漂流・漂着ごみの関係です。国 では今年度も当初予算で全国枠で 31 億円、そのうち本県分が 4億8,300万円確保しているというふうなことです。さらにそういう財政措置を国に対しても拡充という形でお願いをしているんじゃないかと思います。

毎年繰り返されているというふうな認識に立っているということなんですけれども、繰り返して来ているんですけれども、漂着ごみの推移というんですか、例えば、この5年間ぐらいでだんだん、だんだん増えてきているものなのか。これは恐らく、5年前からもずっと取組されていると思うんですけれども、現状維持、あるいは少し減ってきているとか、それに対して、国の予算措置、本県分がどのように変動しているのか、そこら辺をお尋ねいたします。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、ごみの推移といたしましては、ほとんど変わっていないと。地元が感じるところも同じでございます。国の補助金が出ているんですけれども、25、26は、海ごみ基金で非常に多くの資金がこちらのほうに来ていたというところで、お金があった時には非常によく回収ができていると。補助金が、今の31億円の中の4億8,300万円が、長崎に来ているというふうな中で、その中では、ほとんど変わらない状況で回収しているところでございます。

【坂本(浩)委員】 今の答弁によりますと、それなりの財政措置がある時には、ごみの回収量もできている、実績を伴っているというふうに理解いたしますので、ぜひ、これは町村会からの要請となっておりますので、引き続き、予算確保へ向けてのご努力をお願いいたします。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、

陳情につきましては承っておくこととします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【渡辺委員】 3ページの1,700万円の事業なんですが、事業名が「平成30年度長崎県ヨウ素サンプラ整備事業」となっているんですけれども、これはどういう事業ですか。事業の中身を教えてください。

【吉原地域環境課長】ヨウ素サンプラ整備事業というものですけれども、玄海原子力発電所30キロメートル周辺の地域内に原子力発電所の事故で排出される放射性ヨウ素を測る機械を30キロメートル圏内に3カ所設置して、非常時の場合に測定できる体制をとるという事業でございます。

【渡辺委員】 そうしたら、3カ所に設置する費用が1,700万円かかると、こういうことなんですか。

その場所がわかれば教えてください。

【吉原地域環境課長】 3カ所に設置するために 必要な費用でございます。

設置場所に関しましては、松浦市役所、平戸市の田平町にあります県北保健所、そして壱岐にあります壱岐空港のところに設置しております。

【渡辺委員】 わかりました。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 【川崎委員】 4ページの長崎県流域下水道事業 公営企業会計システム構築業務委託について、 中身というよりは、この結果なんですが、福井 県の企業が落札をされています。特殊なシステ ムなんだろうと思っておりましたが、長崎市の 企業も入札はなさっております。金額がかけ離れて、こういう結果だったと思うのですが、どうしても他県に頼らないといけない状況なのでしょうか。

【田口水環境対策課長】今回の発注業務につきましては、発注金額が3,000万円を超えるということもございましたのでWTO対象案件として発注している形になっております。その関係もございまして、従来、委託業務ですと県内に営業所もしくは支店というような要件をもって入札を行う場合がございますが、今回はWTOということで、そうした要件を付けられないということで、こういった結果になっているものでございます。

【川崎委員】WTOで3,000万円の基準でもって、いわゆる縛りをかけられないために、広く求めざるを得なかったので、こういった結果だと。しかし、落札額を見たら3,000万円は大きく下回っているわけで、そもそもの設定額3,000万円と、この整合はどう考えればいいのですか。

【田口水環境対策課長】発注前には、今回の予定価格の参考とするために、参考見積もりを複数の会社から徴取をしております。その結果をもちまして予定価格を設定し、入札にかけたところでございます。中には、過去に同種のシステムを構築した実績があられまして、それを利用できるということでこういった低い金額での受注が可能だというふうに私どもは分析をしております。

【川崎委員】制度としては、そのとおりでしょう。何とか地元の方に仕事が行くようにということと、育てていって、今おっしゃられたのは、 既存のシステムをコピーしてカスタマイズする みたいに受け取りましたけれども、そうであれ ば、何かしら一つのきっかけ、実績を地元につくらせることによって、それが安価で、そして地元でということが回っていくような気がするのですが、ぜひそういった努力を行っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【田口水環境対策課長】私どもも発注に当たりましては、県内企業を活用していく、そういう方向で今、発注に必要な入札条件等も設定しているところでございます。この件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、WTOということでローカルルールが設定できないという状況の中で、こういった結果になっております。しかしながら、そういった視点は必要だと考えておりますので、今後につきましても、そういった視点を十分認識しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】 お願いします。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【渡辺委員】 1ページの地球温暖化対策について、お尋ねいたします。COP21、パリ協定で、日本政府が2030年度、2013年度から26%の削減の設定をされていますよね。これに伴いまして、国のほうから長崎県に削減目標とかいう指示は来ていないのですか。要するに、日本の国全体で26%削減をしなければいけないわけですから、長崎県に対して、こういう部門でどれくらい、こういう部門でどれくらい、こういう部門でどれくらい、こういう部門でどれくらいという要請というんですか、それは来ていないのですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】ただいまの 渡辺委員からのご質問でございますけれども、 パリ協定を受けて、国のほうでは平成28年に、 国の温暖化の計画がつくられておりますが、国 のほうからは各都道府県に対しましては、2013 年度比で2030年度までに26%減という目標を 掲げていらっしゃいますけれども、この目標を 達成するような努力しなさいというところのお 示しはあっていないということでございます。

【渡辺委員】国のほうから長崎県に対する具体的な要請は来ていないということ。

【山口環境部次長兼環境政策課長】国のほうからは、具体的な要請というものはあっておりません。

【渡辺委員】要請はないけれども、長崎県の環境部として、この26%削減に向けて、どのような計画をされておりますか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】県の地球温暖化対策につきましては、現在、県の実行計画をつくりまして取り組んでいるところでございます。実行計画の目標が、終期が2020年度までになっておりまして、国の計画よりも厳しい目標設定をしているところでございます。また、現在の実行計画は2020年度で終期を迎えますので、その後の実行計画を策定する必要がございまして、その場合には、国の計画等、2030年度までに2013年度比で26%削減というところを1つの目安として目標設定を進めていきたいと考えております。

【渡辺委員】 そうしたら、当面は、2020年度 の事業計画に基づいて削減していきますよと、 こういうことなんですね。わかりました。

次に、大村湾環境総合対策事業の関係についてお尋ねしますが、大村湾に流れ込む河川の中で、生活排水を含めて、汚水対策が何%できて、何%できていないのか、大村湾に流れ込む河川の汚水処理人口というんですか、割合というん

ですか、それがわかっていればお示しいただきたいと思うんです。

【田口水環境対策課長】河川ごとの汚水処理人口普及率というのは押さえておりませんが、市町別の大村湾に関連する汚水処理人口普及率は把握しておりますので、それを説明させていただきます。関連市町が10市町ございます。長崎市につきましては98.9%、佐世保市44.6%、諫早市92.3%、大村市99.8%、西海市83.8%、長与町99.7%、時津町99.2%、東彼杵町82.4%、川棚町89.1%、波佐見町74.9%、全体としまして94.1%の普及率となっております。

【渡辺委員】今言ったものの一覧表を後で資料 としていただけますか。よろしくお願いしたい。 【里脇委員長】 いいですか。

【渡辺委員】そうしたら、全体で平均が94%、 あとの6%に対する対策というのは、何か方針 はありますか。

【田口水環境対策課長】私どもでは、汚水処理の普及の方向性を示す汚水処理構想というものを策定しておりまして、平成38年度には、現在の94.1%を98.1%まで上げたいと考えております。上げるためには、下水道そして浄化槽の整備促進が必要だと考えております。

なお、その進め方につきましては、各市町ごとにアクションプログラムをつくっておりますので、それに基づいて整備を進めていただければと考えております。

【渡辺委員】閉鎖性湾の大村湾の水質浄化には 汚水処理が欠かせない対策だと思いますので、 ぜひ努力をしていただきたいと思います。

あと、各種調査の関係で、今話題になっております、食物連鎖によって海洋プラスチックの 微粒子の弊害が出ているというニュースを見る んですけれども、プラスチックごみの微粒子の 調査は長崎県としてしたことはありますか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、長崎県としてやった経過はございません。ただ、公益財団法人環日本海環境協力センターのほうがマイクロプラスチックの調査をしておりますので、その実態調査に参加をさせていただいております。調査地点としては、五島と壱岐と対馬の3海岸において調査をしております。

【渡辺委員】 そういう調査した結果、プラスチックごみの微粒子の蓄積が魚の中に認められたのですか。その調査した結果ですよ。

【重野廃棄物対策課長】この調査につきましては、海岸の砂をとって、その砂にマイクロプラスチックがどれだけ入っているかというふうな形の簡易的な調査の部分でございますので、壱岐と対馬のほうで、そういうマイクロプラスチックが確認されたというふうな調査結果は得ております。

【渡辺委員】そうしたら、海岸での調査にしかならなかったわけですか。壱岐と対馬は認められたということ。魚の調査はしていないのですか。

【重野廃棄物対策課長】 県のほうでは、魚の調査はしておりません。

【渡辺委員】国のほうからの要請も来ていないのですか。要するに、壱岐と対馬でマイクロプラスチックが見つかったということになれば、そこでとれている魚の中にプラスチックごみが入っている可能性があるわけですので、それは国から要請とか、あるいは県独自で調査する考えは持ちませんか。

【重野廃棄物対策課長】環境省の来年度の予算 におきまして、そういうマイクロプラスチック に含まれる有害物質の抽出等を実施するほか、 河川、湖沼等におけるマイクロプラスチックの 存在実態の調査に着手するというふうな形で、 来年度調査で国のほうでやる予定としておりま すので、その動向を見て、県のほうでは対策を 考えていきたいと考えております。

【渡辺委員】ぜひ前向きに調査をしていただいて、県民の安全・安心の生活環境を守るように、 よろしくお願いしたいと思います。

それと、3ページに、「市町村設置型浄化槽への県補助制度を拡充するとともに」となっているんですけれども、市町村設置型の浄化槽というのは、市町村が設置する合併処理浄化槽のことを言っているんですか。それは具体的に、どこの市町がやっているんですか。

【田口水環境対策課長】市町村設置型と申しますのは、市町村が事業主体となりまして設置をし、維持管理をしていくものでございます。現在は、時津町が行っております。

【渡辺委員】 そうしたら、要するに、公共下水の下にあるとか、コンパクトにしなければいけないとかいうようなところのものをまとめて市町、時津町なら時津町として合併処理浄化槽をつくっているわけですか。 県の補助制度拡充ということになっているのですが、これに対して、 県が幾ら補助しているんですか。

【田口水環境対策課長】市町村設置型といいますと、先ほど申しましたとおり、市町村が事業主体となって整備を進めるものでございます。時津町におきましては、先ほど申しましたとおり、ほぼ下水道による整備が終わっているということもありまして、残りの部分を個人設置型ではなく市町村型でやるというご判断のもと、整備を進められているところでございます。

県としましては、現在、多くの市町で採用されていますのが個人設置型ということでござい

まして、個人が設置を希望して、それに対して 補助するという仕組みでございます。しかしな がら一方で、個人の要請がない地区であります とか、特に、汚水処理の整備が急務であるとい う地区につきましては、行政主導のもと、整備 を進める必要があると。そういったところの促 進をするために、県として補助事業を拡充した ものでございます。

【渡辺委員】 市町村設置型の浄化槽に対して、 県は何割を補助しているのですか。

【田口水環境対策課長】 基本的に5%でございますが、普及率が50%を下回る市町と離島につきましては、10%を県が補助するということにしております。

【渡辺委員】汚水処理を進めるために、こういう市町村型の浄化槽を設置してでも、やっぱり環境改善のためには必要なことだと思いますので、これについてはぜひほかの市町の、要するに、集落排水事業もだめ、公共下水道もだめ、合併処理浄化槽しかできないというところが、残りがそういうところだと思うんですよ。公共下水道ができるところはもうしているだろうし、集落排水事業もできるところはしていると思うので、この設置について、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っています。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 【八江委員】中国の福建省と本県との環境技術 交流事業等についての記載をしてありますが、 これまで平成23年9月に締結した「長崎県と福 建省の環境技術交流に関する協定」ということ で、これまで7~8年進めてこられたわけですけ れども、一概に環境問題といっても多岐にわた っているものだと思いますけれども、大体どう いうものを協定を結びながら環境の事業等に展 開されてこられたのか、その主なるものを説明 いただきたいと思うんです。

【山口環境部次長兼環境政策課長】八江委員がお尋ねになりました交流の分野でございますけれども、やはり多岐にわたっております。例えば、越境汚染が問題になっていた PM2.5、要は、大気汚染の関係とか、水質の問題、土壌汚染の問題、そういうものがあります。ですから、人材交流の中では、こういうふうなことをテーマにして福建省から長崎に来られた、また長崎から福建省に行った場合には、廃棄物の処理の状況の確認とかを見させていただいているというところでございます。

また、経済交流につきましては、そんなに多くはないんですけれども、県内の環境企業がございまして、その中で、例えば、水処理のノウハウを持っている企業もいらっしゃいますので、そういう企業につきましては現地で、福建省のアモイで国際貿易の商談会等がありますので、そこに出向いていただいて、いろんなプレゼンテーション等を行っていただいているというところでございます。

【八江委員】本年の10月には本県の職員を2名派遣し、また福建省からは2名の技術職員もお見えいただくということで、交流を含めて、環境の問題を積極的に取り組んでいただいていることは大変評価もいたしますが、中国との環境については、相当の大きな格差と言えばおかしいんですけれども、そういったものがあるのではないかと。そういうところへ長崎県が指導的立場で主にやっているのか、それとも向こうとの交流だけが目的なのかということがあります。そういう面では、先ほど、民間の環境業者との関係を含めて、福建省との経済交流が順調にいけるようになってくると経済交流も盛んになってくるということは期待もいたすところであり

ます。その点について、経済交流の中に、どのような形で入っていけるのか、長崎県からは、どういう方々がそこに関与し、指導的なことができているのか、そのことがわかったら教えていただきたいと思います。

【山口環境部次長兼環境政策課長】まず、中国の環境技術につきましては、一部では、もう日本を超えると、例えば、分析機器の整備等につきましては中国も進んでいるような状況でございます。ただ、一方で、廃棄物の収集とかは、もうちょっと足らない部分もあると思います。

また、中国におきましては、環境問題がクローズアップされているということで、いろんな部分で規制等も強化されているというふうな状況がありますので、ここはビジネスチャンスにもなっていくのではないかと思っております。

その中で、今年度、9月7日から、福建省のア モイで国際貿易の商談会がございまして、その 中で、長崎県が福建省の企業を集めた説明会を 開いております。長崎県からは、環境技術を持 っている3社が参加しておりまして、その中で 注目を浴びているのが、向こうが揮発性の有機 化合物への関心が高いということ、要は、揮発 性の有機化合物が大気中に出ますと、いろいろ な有害物質を合成するというところもあります。 PM2.5の原因になったりするというところで、 その回収技術等を持っております県内のある企 業の分のところへの関心が高かったということ で、この辺は一つの切り口として、ビジネスに つなげていければと思っております。これにつ きましては環境部と産業労働部と一緒になって 事業を進めているところでございます。

【八江委員】 特に、水に関係する問題、下水道 等含めて、行けば長崎県から指導ができる、十 分なところもできるのかなと思っておりますし、 またベトナムでも、水処理の関係については、ベトナムとのこれからの交流の中で技術的な交換をしながら、指導的な立場で、あるいは業界の皆さん方の協力を得て進めていくようなことになります。環境事業での海外への進出と言えばおかしいんですけれども、交流事業を通じて経済交流がますます発展できて、長崎県の企業が進出できるような環境づくりも必要かと思います。

今後、どのように主な事業を展開していこう と思っておられるのか、それだけお尋ねしたい と思いますけれども、いかがですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】八江委員から話がありましたベトナムにつきましても、昨年度から、環境省のアジア水環境改善モデル事業を活用いたしまして、本県の環境関連企業さんと一緒になって、今、ベトナムで水処理についての実証試験を進めているところでございます。今年度につきましては、現地の廃棄物処理業者と組みましてその実証試験をやろうということで、今、取組を進めているところでございます。

環境部といたしましても、このような環境ビジネスというものがまたビジネスチャンスにつながっていくのではないかと考えていますし、もともとこの事業をスタートしたところが、平成22年ぐらいからアジア・国際戦略の策定に当たっておりますけれども、その段階で、最終目的としては、実需の創出とか拡大というところを目途にやっておりますので、今後とも、その目標に向かって、人材交流、人脈づくり等も進めていきたいと思っておりますし、環境部だけでなくて、関係部局とも連携しながら進めていきたいと考えております。

【八江委員】長崎県は国際県だといい、そしてまた福建省と長崎県の県省締結もあるし、またベトナム・クァンナム省との関係もありますし、それぞれ長崎県が得意とする分野の中では経済交流がそっちにつながっていくことが、ひいては長崎県の大きな役割にもつながってくると思いますので、引き続き、しっかり環境問題で取り組みいただきながら、両国が円滑に交流事業を拡大できるように努めていただきたいと要望しておきたいと思います。

【里脇委員長】 しばらく休憩します。

一午前10時47分 休憩 一

一午前10時49分 再開一

【里脇委員長】 再開いたします。

ほかに、質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】2つ質問させていただきます。 部長説明資料の5ページに、外来生物対策と いうふうなことで書かれております。本県にお いて、特定外来生物のセアカゴケグモが県内複 数箇所と、それからツマアカスズメバチが対馬、 壱岐というふうなことなんですけれども、この 県内複数箇所というのは、どことどこですよと いうふうなことは特定できているのでしょうか。

【田中自然環境課長】セアカゴケグモにつきましては、平成 28 年 8 月に大村市内で発見をされております。その後、大村市内で5 カ所、それから長崎市と松浦市で各 1 カ所確認されております。その後は、その他の市町では確認されておりません。

【坂本(浩)委員】 大村で最初見つかって、それから大村、長崎、松浦というふうに広がった時点というのは、これは現時点という理解でよろしいのですか。

【田中自然環境課長】今お話ししました場所に

つきましては、現在までに見つかった箇所とい うことで確認をされたというところでございま す。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。

この説明にも書かれておりますように、この 8 月に「長崎県危険な外来生物対策協議会」を 開催されて、情報の共有を図ったということで ありますけれども、この外来生物というのは、 本県でも希少な野生生物への影響が懸念される わけですね。最後に書いていますように、「侵入 の早期発見等を図り、本県の生物多様性の保全 を推進してまいります。」ということで、これは ぜひそういった取組を強化していただきたいと 思うんですけれども、今、いわゆる生物多様性 とか、そういうところでの国の法律と、それに 基づいて、例えば、長崎県であれば長崎県の条 例とか、あるいは基本計画とかあると思います。 例えば、国の法律で言うと「生物多様性基本法」 だとか、あるいは「絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法律」とか、そういう ものについては、例えば、長崎県の条例で言う と「長崎県未来につながる環境を守り育てる条 例」がありますし、それから長崎県生物多様性 保全戦略という基本計画、指針があるわけなん ですけれども、「特定外来生物による生態系に係 る被害の防止に関する法律」というのがあると 思うんですけれども、それにかかわる長崎県の 条例あるいは基本計画、指針というのが多分な いんじゃないかと思います。何かに含まれてい るのかもしれませんけれども、先ほど、セアカ ゴケグモが大村で1回見つかって、それがさら に広がったということから言うと、やっぱりそ ういう特定外来生物が拡散をしないように、も ちろん入らないようにしなければいけませんし、 それが県内で移動ないしは県外にまた拡散をす

るということにも一定の歯止めをかけるためにも、そういう条例、指針とかがあって、きちんと予算措置も含めてしなければいけないんじゃないかと思いますけれども、そういった特定外来生物の条例だとか基本計画はあるのかないのか、あるいはそれに対する予算措置というのはどうなのか、そこら辺を教えてください。

【田中自然環境課長】委員ご質問がございました外来生物に関する指針でありますとか条例についてでございますが、先ほど委員からもお話がありましたとおり、現在のところ、外来生物法については、当然、国のほうで所管しておりまして、一般的には、外来生物に関する所管は国となっております。県あるいは市町につきましては、現場に一番近いところにいるということで、そういった面で外来生物を水際で防除する、あるいは駆除するといったものについては、全面的に協力を行っているという状況でございます。

先ほど出ておりました、長崎県におきましては未来条例があります。それからもう一つ、先ほど出ましたとおり、長崎県生物多様性保全戦略の中にも、外来生物に対する危機を排除するために努力していくということを書いております。

そういった中で、最近たくさん入ってきておりますヒアリですとか、あるいはツマアカスズメバチ等に対しても、市町と連携しまして、県としては積極的に対応しているところでございます。

また、そういった外来生物につきまして、実際にこれまでリスト化したものはありません。 そういった情報をお聞きした中で、生物多様性保全戦略の中には書いておりますが、しっかり とした調査、あるいはアンケート調査を行った というものではございませんでしたので、今年度、アンケート調査、それから専門家による聞き取り等を行いまして、長崎県には外来生物は何がいるのかというリストをつくった上で、さらにどういった対策が必要かということを考えてまいりたいと思っております。

先ほど委員からご指摘がありましたように、 今のところ、外来生物に対する指針であります とか、外来生物だけを対象にした条例というの は長崎県ではつくっておりませんが、今後、そ ういった状況を鑑みまして、必要があれば検討 するということを考えてまいりたいと思います。 【坂本(浩)委員】 今ありましたヒアリも、これ は全国的にも報道されているところであります ので、ぜひ長崎県の生物多様性の保全のために も、条例なり、そういう指針というものを、き ちんと特定外来種でやれるようなものをつくっ ていただきたいと思います。そうしないと、今、 自然環境課長答弁にあったように、国が主体で、 県は市町と連携しながら協力をすると、そうい ったことですので、そういう条例とか基本指針 があれば、県も主体となって、さらに国との連 携もしながらやれるんじゃないかと思いますの で、今後、制定に向けての取組をぜひ進めてい ただきたいということは要望させていただきま す。

それから、部長説明資料の3ページにあります、今も資料が配られましたけれども、汚水処理人口の普及率についてお尋ねをいたします。

今配られた資料によると、長崎県の汚水処理 人口普及状況というのは全国的にも 38 位になっています。8月10日に発表した分によると、 今年の3月末現在で長崎県内の21市町の状況 を見ますと、下水道の普及率がゼロというのが 島原、平戸、対馬、五島、新上五島ということ になっています。ただ、そこの分については、いわゆる浄化槽が 30%から 40%ちょっと普及をしているというふうなことなんですが、最終的にそういうものをトータルした汚水処理人口の普及率というのが、下水道が普及されてなくて浄化槽があるというところがやっぱり低いんですよね。低いということは、この説明資料にもありますように、例えば、県の補助制度の拡充とかをやって、ここのところを増やしていかないと、長崎県内の 80.2%の普及率というのはなかなか上がってこないんじゃないかとこの一覧表を見て思ったんですけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

【田口水環境対策課長】委員がおっしゃいましたとおり、普及率が高い地域につきましては、下水道整備等を主体とした整備を進めてこられたということになっております。一方で、下水道整備を行っていない地区、もしくは下水道の地区が非常に限定的な市町につきましては、浄化槽に頼っているということもございまして、普及率が低い状況にあると私どもは分析をしております。

そういう観点で、私どもも、浄化槽の整備をいかに進めていくかというふうに考える中で、市町村設置型の導入というところを一つの契機にならないかと考えております。市町村設置型というのは、先ほど申し上げましたとおり、市町が事業主体となって設置し、維持管理をしていくと。下水道との違いといいますのは、下水道が汚水処理場を構えるのに対して、市町村設置型の浄化槽整備事業というのは、浄化槽で処理をすると。施設の違いがあるだけでして、仕組みとしては下水道と全く同じであると、そういうふうなメリットを活かして、浄化槽整備が遅れている地区については、従来の個人設置型

だけではなく、市町村設置型の導入も組み合わせながら、トータルとして浄化槽による整備を上げ、普及率の向上を図ってまいりたいと考えるところでございます。

【坂本(浩)委員】 了解しました。ぜひこの件の 補助制度の拡充へ向けて、財政的には、全体的 には中期財政見通しの中でも非常に厳しい状況 が出ておりますけれども、汚水処理人口の普及 というのは全国的にも低いレベルでありますの で、ぜひ担当課としても頑張って財政確保をよ ろしくお願いいたします。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 【田中委員】 私も合併処理槽の件で、私はもう 20年来発言してきているんだけれども、改善さ れているのかどうかというのを検証したいと思 うので、まず合併処理槽を設置する場合、この 資料によると、5 人槽の場合の負担率というよ うな感じで載っているけれども、今、何人槽、 何人槽という感じに切り替えてしまったんです ね。昔は、建物の面積で大体設置の大きさが決 まっていたので困っていた。特に、周辺の田舎 のほうは、どこでも大きい建物を持っている。 極端に言うと建坪が100坪ぐらいのところもあ る。そこに何人住んでいるか、3人、4人とか ね。そういう時に、今、切り替えができたのか な。昔は、これでいつも問題になっていたんだ けれども、改定されているのかどうか聞きたい。

【田口水環境対策課長】設置する浄化槽の規格につきましては、JISの基準がございまして、委員がおっしゃいますように、家の延べ床面積で決まっております。130平米未満でありますと5人槽、130平米を超えますと7人槽というふうになっております。しかしながら、先ほどおっしゃいましたとおり、私どもも、人口減少がある中で、実態とそぐわない部分があるので

はないかと考えておりまして、現在、その部分 については県の中で検討を進めているところで ございます。

【田中委員】 20 年検討を進めておられるわけですか。私は 20 年前ぐらいから大体年に 1 回ぐらいは話しているんだけれどもね。これはやっぱり問題ですよ。実態に合わせてやらなければ。

もう一つは、合併処理槽といえども最終的には排水をしなければいけない。排水するのは大変なんですよ。どこに持っていくか。青線とか、水路が近くにあれば、そこに流せばいいわけだけれども、農業用水路なんかもあるから、もちろん了解をとらなければいけない。そういう時に、排水先がなくて諦めたというような人もあるんです。どこにでも排水していいということになっていないと思うんだけれども、これは今、排水の基準はどうなっていますか。

【田口水環境対策課長】委員がおっしゃいましたとおり、排水先の管理者との調整は必要だと考えております。ただ、一般的に考えますと、例えば、浄化槽を付けずに垂れ流しの状態ですと、台所の水ですとか、お風呂の水がそのまま垂れ流し状態で側溝に入り、場合によっては農地に入っていくという状態がございます。これを合併浄化槽にかえますと、台所の水も風呂の水も、し尿も含めて全て合併浄化槽で処理をされて排水されるということになりますので、地域の方にとっても、それはメリットがあることだと考えております。そういうことを説明しながら、皆様方の同意を得ながら放流先の管理者との協議を進めているところでございます。

【田中委員】 田舎では、排水というとイメージ が悪い。 ちゃんと処理をしているわけだから別 に問題ないんだという話をする、 我々もそう思

っている。ところが、田舎のほうに行くと、排 水という感じになると簡単にはオーケーしない。 特に、農業用の排水なんかは、それを農業用に 使うわけですから。自分たちはその水をなめて いるんだと。特に、塩水が入ってこないかとい う問題もあるので、そういう時に合併処理槽の 水は何も問題ないんですよと、小学校の排水の 時だって町内挙げて大問題になって、とうとう 流させないという結論が出たことがある。その くらいイメージがやっぱりちょっとね。ppm じゃなくて単位がある、それ以上処理していま すから何も問題ないんだと言うけれども、簡単 には理解してもらえないのが実態だと私は思っ ているんです。私の話は少し古いので、今は、 皆さんが理解してオーケーしているかどうかわ からないけれどもね。これは置きたいと思いま す。

次に、設置時の負担は、いろいろ補助があっ て、まあまあよくなっているけれども、あとは 管理費用ですよ。公共下水道の場合は、ずっと 換算して大体月 2,000 円ぐらい、2 万 4,000 円 ぐらいで済むわけです。ところが、合併処理槽 は、普通の検査でも月に換算して 1,000 円か 1,500 円ぐらいかかるでしょう。2 月に 2,000 円ぐらいかな。プラス、問題あるのは法定検査。 法定検査はどのくらいかかっているかわかって いるでしょう。うちは家内といつも問題になる のは、年に1遍、4万5,000円払わなければい けないと。そうすると、公共下水道は年間3万 円ぐらいで済むけれども、合併処理槽は6万円 かかるんだ。だから、私は、昔は合併処理槽を ずっと田舎のほうにも、周辺にも勧めていたけ れども、今は怒られるから勧めない。勧められ て付けたけれども、費用が大変だという感じな んです。

法定検査をやっている業者さんはどこですか。 単独ですか。法定検査はどこでも入れるんです か。

【田口水環境対策課長】法定検査を行っていますのは、県が検査機関として指定しております 浄化槽協会だけでございます。

ちなみに、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、浄化槽の維持管理費につきましては、地域ごとに差はございますが、年間5万円程度かかっているようでございます。その中で、法定検査は5人槽で5,000円ということになっていますので、浄化槽の清掃料ですとか、先ほどおっしゃった月々の点検を行う保守点検料という料金が大きなウエートを占めているというところでございます。

【田中委員】私が実態把握を間違っているのかな。月々のものは2,000円ぐらいだから、言われたとおり払っているみたいだけれども、法定検査だけは、そんなに安くないと思うんだけれどもね。後で、何人槽で幾らというのを資料をください。

最後に、浄化槽協会、これは要らないんじゃないですか。本来、無用の長物だ。やめなさい。 民活、民間にやってもらえばいいんだよ。役所がそこまでする必要ない。特に、設置業者に委託できるような方法を考えればもっといい。設置した業者はおられるわけだから、そこに検査まで。業者さんで、やりたいと言うところはあるよ。

もう一つは、離島はそんなに浄化槽協会が機 能しているのかな。全離島、機能しているので すか。聞いておきたい。

【田口水環境対策課長】浄化槽協会が行っております法定検査というのは、浄化槽法の中で、 毎年1回行うように義務付けられているもので ございます。法定検査の目的としましては、浄化槽を設置した業者がきちんと設置をしているのか、保守点検を行う業者が、きちんとした保守点検しているか、そういったものを確認するための法定検査でございます。

離島につきましては、対馬、壱岐等に支部を置いて、そこから職員が島内の法定検査を行っておりますし、場合によっては、本土から離島に派遣をして検査を行っているという状況でございます。

【田中委員】だから、協会の収支が、旅費なんかが高くなるんだと思うよ。地元の業者にやらせればいいじゃない。離島だって業者さんはいっぱいいる。設置した業者が検査までやってくれれば一番いいんじゃない。浄化槽協会は、職員の人はちゃんと採用しているんだろうけれども、上のほうは、何か天下りみたいな感じばっかりじゃないの。今、誰が行っているの。もとの役職等を聞いておきたいと思う。

【田口水環境対策課長】浄化槽協会の職員は全部で 40 名おりまして、理事長がトップでございますが、もとの環境部次長でございます。

【田中委員】 そこまでやらなくても、今は県の OBの人は仕事はいっぱいあるよ。だから、浄 化槽協会は、私はぜひ廃止していただきたい。 民活ですよ、民間活力。やっていいよと言う管 工事業者さんがいっぱいいるんだから。そのほ うが競争も出てくると思います。

もう一つ、資料をもらったので。「大村湾流域 汚水処理人口」、これは実態を本当に把握してい るのかなと。これは各市から上がってくる数字 だけをしているんだろうけれども、例えば、佐 世保市の流域人口なんて、大村湾に、こんなも のじゃないよ。大体針尾島でも尾根から大村湾 沿いってあるけれどもね。三輪地区は大体全部

大村湾に注ぐ。瀬尾と早岐だって流れは大体大 村湾だ。こんな 7,444 人なんていう問題じゃな い。ハウステンボスにだって、昼間人口にすれ ば1万人以上あるんだからね。マンション、別 荘、コンドミニアムだけでも 1,500 人ぐらいい る、米軍住宅だって 1,500 人、これだけで 3,000 人ぐらい。プラス観光客がいっぱいいればね。 この7,444人、流域人口なんて実態にそぐわな い。実態に沿ったような資料を出さないと。大 村湾の浄化はぜひやってもらいたいと私も常々 言っている。大村湾の浄化、やってもらわない と、早岐水道なんて汚い限りだからね。観光客 の人はハウステンボスに来て、「この川は汚かで すね」と言って帰られる。海ですよ、これは。 川は一時的に汚くてもきれいになるだろうけれ ども、海は簡単にきれいにならない。だから、 ぜひ大村湾の浄化はやってもらいたい。実態を もう少しつかまなければ。7,444 人なんて、佐 世保市はこんな数字じゃない。

浄化槽と汚水処理、こんな感じだろうけれど も、浄化槽に関しては、私はもうやめなさいと いう指導をしていますのでね。大変だから。

【里脇委員長】 答弁はありますか。

【田口水環境対策課長】 数字につきましては、 改めて市のほうに精査をしていただきますが、 基本的に、生活排水対策という目的で汚水処理 人口普及率というのを算定しておりますので、 そこに住んである方を対象とした数字であると いうことでございます。

【田中委員】農業、漁業の集落排水が載っているけれども、佐世保市なんか、あんまりやっていない。一時期、黒髪で取り組もうとしたけれども、まとまらなかった。やっぱり費用の問題だ。設置費用じゃないんだ、後の管理費用に問題がある。さっき合併処理槽の問題も話したけ

れども、私も 20 年言っているのだから、そこ ら辺はもう少し検討してもらいたいと思う。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 【川崎委員】 お尋ねいたします。

地球温暖化対策についてお尋ねします。説明 資料にも、省エネの推進ということについては、 ごくごく当たり前だというふうに思いますが、 大規模な産業界に求める省エネもあれば、身の 回りでできるような省エネ、そういった運動も あるんだろうと思います。小学校、中学校にお きまして空調未整備が社会的な問題となってお りまして、どの市町も積極的に導入するという ことを表明されておりますが、一方では、二酸 化炭素の排出なんというのも改めて危惧もされ ているところでございます。

そういった中で、省エネ空調というのは時代 の要請だと考えておりまして、2月の定例県議 会で、次世代型輻射式空調システムのご紹介、 ご提案もさせていただいたところでございます。 システムとしては、ごくごく自然の原理に沿っ たもので、熱が高いところから低いところに行 くと、まさにそういったところを利用した非常 に環境に優しいシステムです。よくよく調べて みましたら、経済性なども大変優れていて、私 も、導入したところを行政の方から資料をいた だいて数字の確認をさせていただきましたが、 極めていい成果が出ているというところで、非 常に注目も浴びているところだと思います。そ ういった地球温暖化対策という視点から経済性、 機能性を踏まえまして、環境部の見解を問いた いと思います。

【山口環境部次長兼環境政策課長】輻射式空調システムにつきましては、熱の吸収や放射による熱エネルギーを直接交換し冷暖房を行う仕組みであり、メーカーによりますと、エアコンと

セットになった輻射式の冷暖房システムを各校 ごとに導入した先進事例もあると聞いておりま す。メリットといたしましては、ランニングコ ストが低減され、風の影響が少なく、自然な快 適性を得ることができる、また省エネも図られ ると言われております。

県では、地球温暖化対策の一環といたしまして、高効率設備の導入や省エネ改修を推進しているところでございまして、また国においても、温室効果ガスの排出削減につながる技術として普及拡大を図っているものであり、まず学校現場への話でございますけれども、まずは教育庁へ高効率空調設備の一つの事例といたしまして、この情報提供を行おうと考えております。

【川崎委員】システムとしての評価は一定ご確 認をいただいていると思いますが、今、説明を していただいて、ランニングコストが低いとい うことについて、私が実際行かせていただいた ところが熊本の宇土市の体育館でして、地震で 庁舎がつぶれた、あの宇土市です。そこで地震 発災直後は避難所、また後々は行政の仮庁舎と いうところで使用されて、県の方も応援に行っ たことから、体感をされた方もおられたと思い ますが、その体育館も、そもそも空調はついて なかったのですが、この輻射式空調を導入して、 初めての導入でしたので、その時に初めて空調 の利用料は、単価をそこで設定されたのでしょ うが、大体同じ規模のところを見ると、1時間 1 万円とか、1 万円を超えるところが通常でし たけれども、1時間、恐らく1,000円ぐらいだ ったと記憶していますが、それぐらいで利用し、 今、仮庁舎も終わっていますが、一般利用とい うことであれば、これまで高くて使えなかった 利用者が、この金額だったら使えるということ で、快適にスポーツもされているということで

した。

申し上げたいのは、ランニングコストが極めて低く抑えられ、そして今、数字でも明らかなようになっています。熊本県は、県立総合体育館も採用されていました。私はあそこに冬場に行きまして、わずかな時間に、たしか20分、30分ぐらいだったと思いますが、冬場は5度ほど気温が上昇するということも体験をいたしました。

夏場も行ってみないといけないと思って、久留米アリーナも行かせていただいて、これもかなり広い体育館でしたが、こちらも夏場の体感をいたしました。全体を回して冷やすというタイプではなく、本当に冷やさなければいけない高さまででとどめておくので、要するに、不要な空間まで冷やすというような無駄なことはやらないわけです。そういったところでもランニングコストが抑えられる、環境に優しいということの証明だと思っております。

環境部の皆様も、情報提供ということで今、 お話がありましたが、まず体感をやってもらう ことが一番かなと思っていまして、私も話を聞 いたうちは、全くぴんときませんでした。しか し、行くと、冬にしても、夏にしても、なかな か快適だなということを実感ができました。そ して、数字を見て、なるほどと思ったので、議 会で取り上げさせていただいたところでござい まして、ぜひそういったところで、まず視察、 現場確認、取り組んでいただきたいと思います が、いかがでしょうか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】今の川崎委員から紹介ありました3施設、距離的にもそう遠くはないところでございますので、時間を調整しながら視察等も進めていきたいと考えております。まずは、そういう資料を収集し、そし

てまた必要に応じて視察をしていきたいと考え ております。

【川崎委員】先ほど、情報提供をやっていただくということなんですけれども、自信を持って、これはいいということを体験しないと、なかなかそういうものは事実として伝わっていかないと思います。長崎は実は、あまりないんです。他県は、公共も民間もかなりの導入実績があって、メーカーもたくさんあります。そんな特殊な施工じゃないので、施工も地元の業者さんでできるぐらいの内容ですし、ぜひ体感をしていただいて、検討いただきたいと思います。

長崎県は、今申し上げますように、公共の施設において導入がないというのは、先進的な導入に取り組みにくい地域なのかなと思いながらいるんですけれども、長崎市が新庁舎において、この輻射式の空調導入を検討するということで、ペーパーも既に市民、議会に示されたところでして、そういったところで長崎市も認められたんだなと思っておりました。

そういった中において、本当だったらこの新 庁舎でも検討すればよかったのですが、時期を 逸しているわけで、今後、県にかかわる施設で あれば、ぜひ導入検討、比較検討をやってもら いたいと思うんです。環境部の部屋にというわ けにもいかないのでしょうけれども、例えば、 環境部が所管しているような施設とか、もし更 新の時期とかがあれば、ぜひご検討いただきた いと思いますが、何かそんなものはありました か。

【山口環境部次長兼環境政策課長】環境部の関係といたしましては、地方機関として、大村に、 先般視察をいただきました環境保健研究センタ 一がございます。

設置に当たっては、いろいろな比較検討は行

っていかなければいけないと思っておりますし、 また改修時期等の関係もありますので、すぐに はという話にはならないのかもしれませんが、 まずは、先ほど申し上げましたように、長崎市 においても新庁舎で設置の検討がされていると いうふうなお話を聞きましたので、そういった 資料を集めていきながら、将来的に環境保健研 究センターの改修等が行われる場合に導入が可 能かどうかというところも見極めていきたいと 思っております。

【川崎委員】確かにこの前、視察に行かせていただいたところで、失礼しました。所管の施設ですね。その更新の時期はどうなのかよくわかりませんけれども、行って、確かにあの時、いろんな説明を受けた場所は、暑かったなというような記憶があります。そこは誰も来ない廊下とかに常時快適な空間をということは逆に無駄だと思いますので、適正に判断をいただきたいと思いますが、とにかく情報収集して、体感をして、そこで自信持ってどうなのかということをご判断いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 【外間委員】 5ページの「PCB廃棄物の適正 処理の推進について」ということで、PCB(ポ リ塩化ビフェニル)のことが出ておりまして、 ちょっと驚いているのですが、私は、この世の 中で最も恐ろしい廃棄物は原子力廃棄物、その 次にこのPCBだと思っておりまして、PCB の処理というのは、大変厳粛な処理の方法で相 当やっていかれていると思うんですが、ちなみ に、ここに書いてある内容では、7月10日に、 委託契約を行わなかったので改善命令を出して、 さらに8月10日には催告を行っていると。行 政代執行も辞さない覚悟で臨むんだ、旨の報告 が上がっておりますけれども、現状、本県でそのようなことが行われているということは、大変驚いてこの内容を見たところなんですが、実際、本県でも、カネミ油症の事件で、PCBが油にまざって、大変苦しい事件が起きて、いまでその問題を引きずっているというぐらいのこのPCBの汚染というのは厳しいことであります。ですからこそ、全国でも本県でも、対策協議会をつくられて、適正に処理を進めていくというふうなことが書いてあるんですけれども、いま一度、この代執行も辞さないんだということで書いてある内容について、ここにはたくさんの化学の科学者がいらっしゃいますので、お話をぜひお聞かせいただけませんか。

【重野廃棄物対策課長】まずもって、PCBにつきましては、電気に対する絶縁性や熱に対する不燃性等の特性から、高圧変圧器とか、高圧コンデンサの電気機器の材料として昭和 29 年から国内で製造、使用が開始されました。

その中で、今、外間委員から言われたように、 昭和 43 年に発生したカネミ油症事件がござい ましたので、この事件を契機に、昭和 47 年に PCBの製造が中止されたということでござい ます。

それ以後、PCBの処理を進めていたんですけれども、なかなか進まなかったというふうなところで、国のほうで平成 13 年に、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法という法律をつくりまして、それによって処理を進めてきたところでございます。

今回問題になっておりますのは、高濃度のPCB廃棄物の高圧トランス・コンデンサ類の処分期間が平成30年3月31日までということになっておりましたので、この期限を過ぎた事業

者が1件あったというふうなところでございます。

事業者に対しては、この高濃度PCB廃棄物を片づけるように何度となく指導を行っているところでございますけれども、事業者いわく、製造元責任というふうなところで、何で保管している事業者が片づける必要があるのかというふうなご意見をお持ちで、なかなかこの趣旨を理解していただけないというふうなところで、現在も片づけに至っていないところでございます。

高圧トランス・コンデンサにつきましては、 年度内に処理をしなければいけないと。要は、 処理するところが、ここに書いていますように、 JESCOという北九州の事業所で処理をする ようになっているんですけれども、ここが地元 との協定がございますので、必ず年度内の処理 をしなければいけないということがございます ので、年内をもって処理を進めたいというとこ ろで、現在、代執行も視野に入れながら進めて いるところでございます。

【外間委員】 わかりました。

その排出事業者の理解度が足らなかったんで すね。排出事業者の責任なんだということをよ くよく本課でご説明いただいて、やっぱり業者 が責任ということの前に、出したほうの責任で あるということを、もう一度よくよくお伝えを していただければと思って聞いておりました。

さて、行政代執行も県が大きな金額を抱えて、 過去、大村のタイヤ業者とか、そういった行政 代執行も行っておりますけれども、今現在、代 執行の総金額に対して、どの程度回収して、残 額がどういうふうな状況になっているのか、現 段階でおわかりになる数字を教えてください。

【重野廃棄物対策課長】委員がおっしゃられま

した大村の最終処分場の件ですけれども、こちらにつきましては代執行金額が 3 億 1,812 万 1,037 円になるところを、徴収しているのが 3,524 万 1,261 円ということで、約 11%ぐらい回収をしているところでございます。

【外間委員】 あれからもう 20 年近くなりますけれども、回収率はわずか 10%ということで、いかに代執行の金額が大きいかということ。

また、代執行のお金の出どころなんですが、 基金かなにかだったですか。その金額の名目は どういうものか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、この代執行の費用につきましては、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の基金のほうから4分の3を負担していただいて、残り4分の1を県のほうで出している、うち80%が特別交付税措置がなされているところでございます。

先ほど、回収した費用を申し上げましたけれ ども、この回収した費用の4分の3につきまし ては、随時、交付金を出していただいた公益財 団法人産業廃棄物処理事業振興財団のほうに返 しているところでございます。

【外間委員】 ありがとうございました。

いずれにしても、本県が廃棄物の不適切な処理によって大きな金額を抱えるということが、今回出てきたPCBの代執行も視野に入れてやられるということになると、もし不測の事態が起こった場合には、この金額はとてつもない金額になるのではないかと心配をいたします。どうか適正処理をしっかりと行政指導を行っていただくべく、この8月10日の催告以降の本年度中に、きっちりと業者さんが処理できますように、しっかりと厳重に管理をしていただくことを要望しておきます。

【重野廃棄物対策課長】今回のPCBの廃棄物につきましては、必要経費として約100万円ほどかかるような形にはなっております。処分費用が約60万円、収集運搬費用が40万円ということで、今回の部分については、高圧コンデンサが1台分ということになっておりますので、費用としては約100万円ぐらいかかると。そのうちの100分の75、4分の3につきましては、基金のほうから補助が受けられるというふうな形になっております。

【外間委員】 わかりました。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 【山本(由)副委員長】 1点だけ確認をさせてください。島原半島満喫プロジェクトの件なんですけれども、この中で、茂木から小浜まで、雲仙シーライナーというのが去年から走っているんですけれども、たしか今週と先週で今年行われたと思うんですけれども、去年の参加実績と、今年の数字をもし把握しておられれば、お示しをお願いします。

【田中自然環境課長】今お尋ねがございました 小浜と茂木を結ぶ航路につきましてですが、昨年と今年ということで実証実験を行っておりま す。昨年は、10月13日から15日の3日間で 行いましたけれども、利用者数が295名、今年 度につきましては、9月15日から17日の3日間、それから9月22日から24日までの3日間で実験を行っております。今年度につきましては、現在、取りまとめたところでございますけれども、465名の乗船があったということで報告を受けております。

【山本(由)副委員長】 ありがとうございます。 これは茂木から小浜に船で来られて、小浜か らバスで移動できるようにということで、去年 の場合が、いわゆる雲仙越えで島原のほうに行 く、それからもう一つは、有明海沿いを島原の ほうに行くというバスがセットでも使えるとい うふうな形になっていたかと思うんですけれど も、このバスの利用者の数というのはわかりま すか。

【田中自然環境課長】 委員が申されたとおり、 今年度も、この航路とバスを連結させた形で運 航しております。ただ、バスのほうの運行につ いての乗車数については、まだ把握をしており ませんので、また報告がありましたら、ご説明 したいと思います。

【山本(由)副委員長】 わかりました。

これが1つは周遊をすることと、それから最終的に熊本と結ぶまでのアクセスをつくろうということで、多分、長崎から小浜に来て、その後、熊本にどうつなぐかというというのが最終的なテーマではないのかと考えておりますので、そこのバスのところについては、また次の機会に聞かせていただきたいと思います。

それから、もう1点、もともとは「国立公園 満喫プロジェクト」ということで、インバウン ド対策の事業の一つだと思うんですけれども、 先ほどのシーライナー、船に乗られた中の外国 人の数というのはわかるでしょうか。

【田中自然環境課長】実際に乗った職員から聞いているところでは、何人か外国人の方も乗っていたということは報告は受けておりますが、詳しい数についてはまだ不明ですので、またそれもあわせてご報告したいと思います。

【山本(由)副委員長】 わかりました。

「国立公園満喫プロジェクト」それから「島原半島満喫プロジェクト」自体が当然シーライナーだけではないと思います。全体を通してインバウンド対策という意味合いかと思いますので、そういったところも全体として後日、把握

をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、 環境部関係の審査結果について整理したいと思 います。

しばらく休憩いたします。

一午前11時38分 休憩一

一午前11時38分 再開一

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時 30分から再開します。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時39分 休憩 —

一午後 1時30分 再開一

【里脇委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活部関係の審査を行います。それでは、これより審査に入ります。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活部長より、予算議案の説明をお願い いたします。

【木村県民生活部長】 それでは、県民生活部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明 資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正 予算(第2号)」のうち関係部分であります。

第107号議案のうち、県民生活部関係部分については、歳入予算について、614万8,000円の増、歳出予算について、614万8,000円の増を計上いたしております。

これは消費者行政活性化事業費に要する経費であります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予 算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】今ご説明がありました予算議案についてですが、このタイミングで 614 万 8,000円の予算計上と、今次強化に至った背景はどんなものがあったのでしょうか。

【松尾食品安全・消費生活課長】 先ほど、県民生活部長からも説明がございましたが、今回、消費者行政活性化事業費の補正ということで補正予算に計上させていただいております。

消費者行政につきましては、国からの交付金を活用させていただいて、県及び各市町で推進をしているところでございますが、年度当初に交付金の内示がありまして、それに基づいて、現在それぞれの団体で推進をしているところでございます。今回、国のほうから、この交付金につきまして追加の要望調査があり、各市町分も取りまとめた上で国に要望しまして、その内示を得て、今後の消費者行政に活かしていこうというような内容でございます。

【川崎委員】もう少し具体的な事業をどう展開 されるのか、お尋ねします。 【松尾食品安全・消費生活課長】今回の補正予算を使いまして、県におきましては、民法改正による成年年齢引き下げが先に国のほうで決まりまして、今後それに向けて対応していく必要が出てきております。成年年齢が引き下がることによって、これまで20歳で成人になっていた方が18歳で成人ということになりますので、その若年者の消費者被害の増加が懸念されるということで、国におきましては、3年間の集中強化期間として、若年者への消費者教育に関するアクションプログラムを決定して推進していくことといたしております。

これを受け、県では、市町や学校と連携し、 消費生活相談員が教師とともに消費生活の授業 を実施する授業支援や高校卒業予定者それから 大学生向けの講座開催などに取り組んでいると ころでありまして、このような消費者教育を推 進するために必要な環境整備、備品の整備を行 おうというものでございます。

各市町におきましては、相談員の研修の受講、 それから消費者被害防止のための啓発用品の作 成をして、今後の消費者行政に活用していくと いうような内容でございます。

【里脇分科会長】ほかに、質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇分科会長】 ほかに、質疑がないようです ので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第107号議案のうち関係部分は、原案のとお

り、可決することにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

【里脇分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【里脇委員長】 次に、委員会による審査を行います。

県民生活部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

県民生活部長より、所管事項説明をお願いい たします。

【木村県民生活部長】 それでは、環境生活委員 会関係議案説明資料をお開きください。

今回、県民生活部関係の議案はございません ので、議案以外の主な所管事項についてご説明 をいたします。

1ページ目でございますが、女性の活躍推進について、人権尊重の社会づくりの推進について、2ページをお開きください、第三期長崎県教育振興基本計画の策定について、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、3ページになりますが、統計の普及・啓発について、4ページをお開きください、食品衛生法等の改正に伴うHACCPの制度化について、5ページになりますが、食品の安全・安心確保に向けた施策の推進について、つながるフェスタin県庁~NPO・じんけん・男女共同参画~につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、環境生活委員会関係議案説明資料の追加1をお開きください。

追加でご報告をいたしております犯罪被害者 等支援につきましては、犯罪被害者等支援の更 なる充実のためには、県、県警、市町、関係機関・団体等が一層の連携を図り、総合的・体系的な支援を実施していく必要があることから、7月10日に「犯罪被害者等支援協議会」を開催し、これら関係者と犯罪被害者等支援の現状と課題について協議を行いました。また、8月17日には2回目の協議会を開催し、条例制定を含めた今後の支援のあり方等について議論を深めました。

その結果、県、県警、市町、関係機関・団体 等が一体となって犯罪被害者等支援を行ってい くことの重要性と、犯罪被害者等支援条例の必 要性について認識の共有ができたところです。

県といたしましては、今後、犯罪被害者等支援に精通した有識者による会議を開催し、支援のあり方等について、犯罪被害者等支援条例の制定も視野に入れ、協議をしてまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 次に、提出のあった「政策等決 定過程の透明性等の確保などに関する資料」に ついて説明を求めます。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料についてご説明いたします。

1ページ目をご覧願います。

1,000万円以上の契約案件について、本年6月から8月までの実績は、資料記載のとおり、1件となっております。

次に、3ページ目をご覧願います。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、

本年6月から8月に県議会議長宛てにも同様の 要望が行われたものは、「平成31年度 国政・ 県政に対する要望書」の1件となっており、そ れに対する県の取扱いは、資料記載のとおりで ございます。

次に、4ページ目をご覧願います。

附属機関等会議結果についての本年6月から 8月までの実績は、食育推進県民会議など計4件 となっており、その内容については、資料5ペ ージから8ページに記載のとおりでございます。 以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を 行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、 陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願い ます。審査対象の陳情番号は、19、20の2件で す。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 【渡辺委員】長崎県町村会の要望にあります離島地域における燃油価格の是正の関係ですが、 県の対応の中で、「国の『離島ガソリン流通コスト対策支援事業』によって支援を受けておりますが」と、こうなっているんですけれども、 具体的に、この国の対策支援事業というのは、 どういう支援が受けられているのか、中身を教えてください。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】離島におけるガソリン価格につきましては、離島であるがゆえの輸送コストが本土よりもかかるということを念頭に置きまして、それぞれの離島ごとに、例えば、油槽所がある離島については10円、油槽所がなくてローリーで運ぶところについては15円ですとか、個別にそういう単価で助成をするという制度になっております。

【渡辺委員】国境離島新法が制定されましたよね。 それとの兼ね合いはあるんですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】国境離 島新法の中におきまして、その財源につきまし ては担保するというような保障をいただいてお ります。

【渡辺委員】 そうしたら、具体的に、リッター 当たり幾らぐらい単価補塡になっていますか。 ばらつきがあるでしょうけれども、最高幾ら、 最低幾ら。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】先ほど言いましたように、離島によりまして、リッター5円のところもございますれば、25円のところもあるというふうになっております。平均して、長崎県の離島全般でいけば大体10円から11円程度の助成制度になっております。

【渡辺委員】そうしたら、平均10円から11円、 国の支援事業でやっているんですけれども、県 としては、揮発油税の減免が必要であるという 立場で、県独自の対策というのは特段考えてい ないということですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 平成 22年に県議会において、揮発油税の減免に関する意見書というものが提出されておりますので、私ども、それを受けまして、やはりこれは国策でやっていただく事業であるということで、まずは揮発油税の減免という形でお願いをしていき、それに対する代替措置と言ってはなんですが、その要望がかなうまでは、国境離島新法において担保していただいているその制度を堅持していただくという形で、現在までのところ、2本立てで要望を続けさせていただいております。

【渡辺委員】 だから、これに対して要望しているけれども、県としての独自の対策は考えてい

ないということですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】なかな か価格の是正につきまして、経済活動の一つで もありますので、県単で補助をするという制度 になってくると難しいところがあると考えてお ります。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、 陳情につきましては、承っておくこととします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する 質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な どに関する資料」について、質問はありません か。

【渡辺委員】入札結果が出ているのですが、これは一般競争入札をして、何者が応募されたのですか。落札は1者としか書いてないんですけれども。

【加藤生活衛生課長】この食肉衛生検査システムの契約につきましては、1者の応札でございます。

【渡辺委員】 1者しかいなかった。

【加藤生活衛生課長】前回も入札にしましたけれども、引き続き、今回も1者応札となっております。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【外間委員】先ほど県民生活部長からご説明があった追加資料の犯罪被害者等支援について、ご説明をいただきましたけれども、「犯罪被害者等支援協議会」を7月10日に開催して議論を深めている状況のご説明をいただきました。う

ちの自由民主党会派の山本啓介議員が大変熱心 にこの被害者支援についてかかわってきており まして、これがいよいよ条例制定までこぎ着け るということになったということでありますけ れども、この条例制定までの工程等、具体的な 内容についてお示しをいただけますでしょうか。

【宮崎交通・地域安全課長】今回の有識者の会議につきましては、まずスケジュールでございますが、10月中に開催をしたいと考えております。有識者につきましては、犯罪被害者等に精通した大学教授、臨床心理士、弁護士等の各分野の学識経験者の中から人選を行ってまいりたいと考えております。

有識者会議では、各分野の学識経験者の方から、犯罪被害者支援にとって何が必要であるのか、また県及び市町における犯罪被害者支援のあり方、条例の必要性、効果等も含めまして、広くご意見をいただきたいと考えておりますので、現時点で、いつまでに結論が出るかということにつきましてはわかりませんが、できるだけ早く対応したいと考えております。

【外間委員】 ありがとうございました。

【坂本(浩)委員】 部長説明資料の中から2つ質問いたします。

1つは、1番目、女性活躍の関係です。この 事業に基づいて、ウーマンズジョブほっとステーションが長崎にあると思うんですけれども、 その中で、長崎だけじゃなくて、巡回相談を実施されているようなんですけれども、これもかねて女性団体からも声が上がっているんじゃないかと思いますし、私どもの改革 21 会派の山田朋子議員からもお話があっているんじゃないかと思いますけれども、佐世保・県北地域に、いわゆるサテライト的なステーションを設置できないかということなんですけれども、検討さ れているのか、現状と、それから見通しなどについてお尋ねいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 委員会の ほうに検討項目一覧表ということで提出をさせていただいております。

【里脇委員長】 しばらく休憩します。

一 午後 1時52分 休憩 一

— 午後 1時52分 再開 —

【里脇委員長】 再開します。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 ウーマン ズジョブほっとステーションの巡回相談という ことで、県下各地で巡回相談を行っているとこ ろですが、佐世保地区におきましては、平成27 年2月定例県議会におきまして、サテライト会 場をマザーズコーナーに設けてほしいという要 望を受け、その後、平成28年度、平成29年度 は経過を見ております。今年においても、相談 状況を一定見ながら、本年度中には結論を出し たいと思っているところです。相談状況を申し 上げますと、佐世保地区におきましては、巡回 相談を年間12回実施しており、平成28年度で は44名の相談者がありました。平成29年度に おきましては40名の相談者があっております。 今年4月から7月まで4カ月間におきましては 9 名ということで、年々相談者が減少している 状況でございまして、本年度末までには方向性 を見極めたいと考えているところでございます。 【坂本(浩)委員】 佐世保地区の場合、年に 12

【坂本(浩)委員】 佐世保地区の場合、年に 12 回ということは、月1ペースでの巡回相談ということで、今ずっと減ってきているという状況なんですけれども、例えば長崎は常設ですから、同じ平成 28 年度、平成 29 年度と今年の 4 月から 7 月でいいんですけれども、長崎の相談件数というのはわかりますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 長崎におきましては、巡回相談という形ではなくて、西洋館にありますウーマンズジョブほっとステーションのほうに直接相談に行っていただくことになっております。

長崎の相談件数ですけれども、平成 27 年度におきましては 1,539 件、平成 28 年度におきましては、若干減りまして 1,178 件、平成 29 年度におきましては 943 件、そして今年に入りまして 7月までの集計で申し上げますと 295 件ということで、こちらにおきましても相談者が減っているという状況でございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございました。

常設している長崎でも相談件数は減っているということなんですけれども、桁から言うと、年 12 回の巡回相談ということですから、やむを得ない部分もあろうかと思いますが、随分違うと思うんです。実績を見ながら、今年度中にはサテライト会場について結論を出したいということでありますけれども、例えば、週1とかにすれば、またそれはそれでこの相談件数も違ってくるんじゃないかと思います。ぜひ、長崎にあって、そして佐世保、本来なら同じような形で常設で置いてもらいたいと思うんですけれども、サテライトの設置について、改めてお願いをいたします。

次に、人権尊重の社会づくりの推進の関係なんですけれども、本人通知制度についてお尋ねなんですけれども、要するに、個人情報が不正に取得されることを防止するということで、現在、長崎市と五島市が本人通知制度を導入しているんじゃないかと思うんですけれども、この本人通知制度に関する県としての認識と、それから長崎市と五島市がしていますけれども、今後、県内の各市町におけるそういった制度の導

入等について、要請といいますか、そういった ことをされるのかどうか、そのことについてお 尋ねいたします。

【宮崎人権・同和対策課長】 委員から質問がご ざいました本人通知制度でございますけれども、 ご案内のとおり、長崎市と五島市が導入を決め ております。これによりまして、不正に個人情 報を入手して、いろんな偏見や差別のもとにな るようなものを未然に防ぎたいというふうな趣 旨でございます。そういうことで、この通知制 度の所管というのは市町村課になっております けれども、私どもも人権・同和対策課としても 関心を寄せておりまして、十分連携をとりなが ら、この問題については注視をしているところ でございます。また、国のほうとも、いろんな ご相談もさせていただいておりますけれども、 いま一つ、関係団体等との問題がございまして、 こういう観点も踏まえまして、総合的にどうす るのかというふうなことが求められているかと 考えております。

私どもといたしましては、例えば、戸籍謄本などをとって、その地区がどういう地区になるか、そういうふうなものを土地売買とかに活用していく、そういった事例もあっておりますので、私どもは、できれば導入をしていただければいい、各市町においても、そういう制度を持つということは非常に意義があるんじゃないかと考えて、いろんな情報提供等はさせていただいているところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。県の認識も改めて確認させていただきまして、ぜひ引き続き取組をお願いしたいと思いますし、この本人通知制度の早期法制化も必要じゃないかと思っておりますので、その件も含めて、引き続き、国に対して働きかけを強めていただきたいという

ことを要望として申し上げさせていただきます。 【川崎委員】 お尋ねいたします。

毎度お尋ねさせていただいております性的少数者対策、決して少数者と思っていないので、 いろいろ突っ込んでお尋ねをさせていただきた いと思います。

この間の確認でございますが、まずいろんな 施策を講じるには、きちんと現状を認識して取 り組むべきである、つまり、実態調査を行って 進めるべきである、こう申し上げておりました。 これについては、どう進めていくのかというこ とを研究、しっかりと検討し、進めていくとい うご答弁でありました。

現在どのような状況になっているのか、めどがついたのか、お尋ねいたします。

【宮崎人権・同和対策課長】性的少数者の県内における実態調査の取組の状況でございますけれども、6月定例県議会の答弁に従いまして、私どもとしては、まず県内の当事者団体の代表の方と調査についての意見交換を行っております。

その中でいろいろ話を詰めていく中におきまして、調査をするにおいて、具体的な課題というのが明らかになっております。例えば、まだ当事者であることを公表していないということで、どのようにして対象者を把握するのか、あるいは実態をきちんと把握できるだけの回答数が得られるだろうかとか、あるいは調査をどのような方法でやったらいいのか、ウェブ調査なのか、郵送なのか、あるいは調査内容についてどうすればいいのかと、さまざまな課題をお互い確認したところでございます。

そういった中で、私どもとしては、こういった課題につきまして精査をして、適切な判断を して、調査についてはどうするのか研究を進め てまいりたいと考えているところでございます。 【川崎委員】ということは、さまざま調査とい う作業については着手をし、進んでいるという ことを認識いたしました。

今、調査をするに当たっての課題の整理と、 そして解決だと思いますので、それをクリアし て次のステップでしょうか。まずは、急ぎ研究、 検討をお願いしたいと思います。

次に、今年度の事業の進捗について、前回も お尋ねしました。今年度、大きな3つの柱があ ったと思います。フォーラムの開催、デザイン の募集・決定、それと相談デーの設置というこ とでございました。現在の進捗状況について、 説明をお願いいたします。

【宮崎人権・同和対策課長】本年度進めております性的少数者に関します事業につきましては、ご案内のとおり3つございまして、まずLGBTフォーラムの開催についてでございます。日時については、11月21日の午後から、場所は、長崎大学の中部講堂を予定しております。

当フォーラムの趣旨でございますけれども、 広く教育関係者とか企業、一般県民の方を対象 といたしまして、こういった課題について意見 を交換して、意識を高め、理解を深めてもらう ということでございますので、特に若い人に対 してはアピールをしたいと思いまして、長崎大 学の大きな力を得ながら行っているものでござ います。

内容について若干ご説明いたしますと、まず 基調講演を関西のほうで弁護士として活躍され ている当事者の方にお願いをしております。続 きまして、4名の方によりますパネルディスカ ッション、この方は当事者であり、また支援者 である方でございまして、長崎出身の方も含ま れております。また、パネル展示なんかもあわ せて開催をしたいと思っております。

それから、2 つ目のロゴマークの募集を行っております。これにつきましては性的少数者の象徴であります6色のカラーを使いまして自由にロゴや図柄を考えていただく、それを中学生、高校生、大学生等に応募していただきまして、その応募を通じて理解の促進と意識の向上を図るというものでございます。300 件を超える応募があっておりまして、今後、10 月中に審査を行いまして、11 月のフォーラムにおいて、優秀作品をつくられた方を表彰したいと考えております。

それから、3つ目のLGBTの相談の件に関する事業でございますけれども、これは性的少数者とかご家族の方が気軽に相談できる日を定期的に設けて、いろんな悩みをお聞きすることによって軽減を図っていきたいという事業でございまして、今、準備を進めておりますけれども、相談に当たっていただく方に臨床心理士を予定しておりまして、県の臨床心理士会にるるご相談をしながら固めているところでございます。月に1度、相談デーということで設けまして、周知を図りまして、気軽にご相談をいただきたいということで、できるだけ早期にスタートさせたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 説明ありがとうございました。具体的に進んでいるということで、評価をしたいと思います。

相談デーについては、この前も指摘をしましたが、相談を受ける側の体制充実が重要かと思いますので、ぜひご専門の皆様に人選をしていただいて、スキルを持った方が当たっていただければと思います。

さまざまなことを取組をされているのでしょ うが、まず足元がどうかということも確認をし たいのですが、7%から8%もいらっしゃるということは、本当に少数者とは言えないと私は思っていて、お困りの方が、わからないけど大勢いらっしゃるんだろうと思っているところです。

そういった中で、職場においても、理解をし、 要らぬ発言というか、暴言といいますか、そう いったことがないように取り組むべきだと思っ ております。そういった意味で、足元、つまり、 県の職員の皆さんがこういった理解をどのよう にされているのか、理解度といいますか、そう いったことについて、お尋ねしたいと思います。 【宮崎人権・同和対策課長】 ご案内のとおり、 県職員は、住民の基本的人権を擁護する立場に ありまして、特に、人権感覚を持って行政を推 進していく必要があろうかということで考えて おりまして、一般職員につきましては、3年に 1 回必ず人権研修を受けてもらうような仕組み をつくっております。その中で、性的少数者に ついても3年前から内容に盛り込みまして、研 鑽を深めていってもらっているところでござい ます。

研修につきましては、それぞれ受けられた受講者の方からアンケートをとるようにしておりまして、研修全体の理解度については、9割以上で理解が進んだというふうなお答えをいております。

性的マイノリティについて、数字的にどれくらい把握できたかという項目の調査はやっておりませんけれども、アンケートで自由に書く欄がございまして、そこにかなり書き込んでもらっていますので 2~3 紹介いたしますと、今回の研修を受けて、より身近な問題として考えることができたとか、漠然としか知らなかったLGBTについての理解を深めることができた、それから委員のほうからもございましたように、

LGBTが 7.6%、8%もいるということは驚きだということで、周りにいるけれども、気づかないで傷つけたのかもしれない、正しい知識を付けて、そういうことがないようにしたい、こういった意見をいただいているところでございます。

まだまだ理解は十分とは言えないかもしれませんけれども、研修に盛り込んでいることについては肯定的な意見も多くございまして、今後とも、こういった研修は続けてまいりたいと考えております。

【川崎委員】今、多様な意見があって、本当に 身近な問題と感じた、7%か8%いらっしゃると いうことに驚いたと、まさにまだそういった状 況かなと、スタート地点についたところなのか なと。しかし、冒頭おっしゃいました人権を守 る立場の職員の皆様ですから、そういった皆様 が理解をしておかないと施策も進まないわけで すので、最低限の相手の立場に立ってどう考え るのかというところは、ぜひ常用していって進 めていただきたいと思います。何しろ継続が大 事でしょうから、3年に1回の人権研修、引き 続きやっていただきたいと思います。

その継続した理解の促進という施策につきましては、さまざまな広報の活動は必要かと思っておりまして、前回伺いましたら、人権かわら版「ステンドグラス」というものを年に2回発行しているという説明をいただきました。早速、拝見をいたしました。確かに基本的なことは学べるには十分内容は盛り込んであるのかなと認識をいたしました。しかしながら、実は、説明をいただいて初めてインターネットで検索をしてみるというのが私のアプローチの仕方でございました。実際このパンフレットがどのように展開されてきたのか、お尋ねいたします。

【宮崎人権・同和対策課長】 当課では、「ステンドグラス」という4ページのカラー版のリーフレットをつくりまして、これを十分活用しながら理解促進、啓発に努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、約4,000部つくっ ておりまして、その半数を各市町それから各市 町の教育委員会、それから県立高校であるとか、 幼稚園、大学、PTA、人権擁護委員連合会、 社会福祉協議会等々、人権について知っていた だきたい団体に送っているところでございます。 送付先からは、自分たちのところでの研修で使 いたいということで、この内容についてのお問 い合わせやデータについての追加のご相談なん かもあっているところでございます。また、当 課におきましても、県のほうで主催しておりま す研修会講座がございますので、例えば、リー ダー養成講座であるとか、あるいは県の市町の 担当者会議におきまして、積極的にかわら版を つくりまして、ワークショップ形式で身につく ような形での展開を図っているところでござい ます。また、教育委員会、教育サイドのほうか ら、高校の特別支援の校長会、校長協会、ある いは企業のほうからも、これを使っていろいろ 研修したいというふうなご相談があっている状 況でございます。

【川崎委員】 4,000 部作成をされて、今、配付 先もご説明がありました。活用をしたい、もっ と欲しいというようなところのお声もあるとい うことも確認いたしました。やはりそのニーズ は大きいと思います。どんどん理解を深めてい くための努力をしていっていただきたいと思い ますが、いかんせん、人権かわら版というのは 通信形式で年 2 回発行と。だんだん、だんだん 情報としても古くなってなっていくと思います し、学校の現場で知りたい情報だったり、企業において知りたい情報、さまざまなカテゴリーでいろいろアプローチの仕方というか、視点も変わってくるんじゃないかと思いますので、そういった意味でいけば、総合的なパンフレットをしっかりと作成して取り組むべきじゃないかと思っていまして、これも前回、福岡県の「おもてなしレインボーガイドブック」、また愛知県岡崎市のハンドブック、こういったものを示しながら県としての取組も求めたところでありますが、やはり時代の要請として、しっかりとこれについては取り組むべきだと思っています。

とはいえ、しっかりとした冊子であり、当然、 予算措置も必要かと思います。本年度補正をと いうことまでは申しませんが、来年度に向けて、 しっかりとした取組を県としても示していただ きたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宮崎人権・同和対策課長】 各県、工夫あふれるパンフレットをつくり始めているところでございまして、ご案内がありましたように、福岡県につきましては、「フレンドリーなまちづくり」というコンセプトで、企業やホテル、観光なんかもターゲットにした内容にしておりまして、また岡崎市につきましても、さまざまな観点からの内容を盛り込んでいるものを作成しております。

私どもは、そういった総合的なパンフレットは有効ではないかと考えておりまして、できれば来年度に予算を確保いたしまして、いつでも手元に置いて、わかりやすくひもといていろんな学習できるようなパンフレットをつくってみたいというふうな意向を持っているところでございます。

そういった内容にするには、どういった中身 を盛り込むのか、委員のほうからも、先ほど、 学校のか、企業なのかといろいろございます。 こういったものをきちんと、何を本県で書くべきか、そういった地域性も踏まえた形、しっかりした内容にするためには、作成委員会みたいなものをつくってはどうかと考えておりまして、ここに専門家とか、いろんな立場の方に入っていただいて、いい形のパンフレットにできればいいかなというふうなことでございます。経費がかかりますので、予算要求で頑張ってみたいと考えております。

【川崎委員】かなり前向きに検討し、ご答弁をいただいたと、これも大変うれしく思います。 作成委員会も立ち上げて、どういった内容にするのかということまで踏み込んでご答弁いただきましたので、実現できるように、さらに努力をしていただきたいと思います。

余り盛り込み過ぎて、冊子から、分厚い本の レベルまでになると、なかなかコストの面、ま た持ち歩きの面、お配りするに当たっても、い ろいろあろうかと思いますので、そこのところ は適正なボリューム感と思いますが、あとぜひ、 こういった時代ですから、ホームページはその まま同じものを掲載するとして、さらに深く知 りたいとか、学びたいという場合には、リンク を張って、もう少し詳しいところまでお知らせ できるような、そういったメディアの活用もあ ろうかと思います。もっと言えば、今頃はスマ ートフォンの時代でありますので、スマートフ ォンの活用ということも十分検討いただきたい と思っています。もう数年前ですけれども、子 育てアプリも県の所管の方につくっていただい たんです。それまで各市町が分厚い冊子をつく ってお配りをされているんですけれども、まあ 持ち歩くお母さんはいないわけで、それをアプ リで見ることができる、随分利用者も増えてい る、登録者も増えているということでありましたので、そういった方向性もご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、引き続き、第三期長崎県教育振興基本計画についても、特別ご意見がなかったということで部長説明がありましたけれども、確かに人権の部分も読ませていただいて、取り上げていただいたということは私も確認をいたしました。

先ほどのパンフレットの延長線上ではありますが、ぜひ教育現場においても、学校の先生方向けのそういった教育冊子も必要じゃないかなと。いわゆる切り出しになるのかどうなのかわかりませんけれども、学校現場における展開、理解の促進、こういったことにもぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宮崎人権・同和対策課長】 県の教育委員会に おかれましても、教員の方の性的少数者に対す る認識と理解を深めていただくということは非 常に大切なことだというふうな認識のもと、全 教職員に配付する冊子「人権教育をすすめるた めに」を2年に1回作成しているとお聞きして おります。その第50集の中で、性的マイノリ ティについて、基本的な知識や人権に配慮した 対応のあり方等をまとめ、4 ページを割いてそ ういった内容を記載されておりまして、一定の 検討はなされているのかなと考えております。 また、「人権教育をすすめるために」をいろんな 場で使っております。教育委員会サイドのほう でも活用されているとともに、文部科学省の通 知であるとか、私どもが作成しました「ステン ドグラス」についても活用しながら、委員会内 の学校等においての教育、啓発を進められてい ると聞いております。来年度、もし私どものほ うで総合的なパンフレットを作成するということになりましたら、教育委員会のほうの意見も十分吸い取れるような形で委員会等にも入っていただいて、また展開をしていきたいと考えております。

【里脇委員長】 ほかに、質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 ほかに質問がないようです。 しばらく休憩します。

一午後 2時21分 休憩 一

一 午後 2時21分 再開 一

【里脇委員長】 再開いたします。

次に、今回、公明党より、「キャッシュレス社会の実現を求める意見書」の提案があっておりますので、配付しております意見書(案)をご覧願います。

それでは、川崎委員より、意見書提出につい ての趣旨説明等をお願いいたします。

【川崎委員】「キャッシュレス社会の実現を求める意見書(案)」を提出させていただいております。

キャッシュレス、現金を余り用いない社会のことでございます。世界各国のキャッシュレス 決済比率を比較すると、我が国は他国に比べて 半数、約20%にとどまっているというのが実情です。

しかし、近年は、実店舗における人手不足やインバウンド、訪日外国人のお客様への対応やスマートフォンを活用した支払いサービスの登場など、まさにキャッシュレス推進の追い風ともなる動きが見受けられるところでございます。

政府におきましても、平成 30 年閣議決定を された「未来投資戦略 2018」では、今後 10 年 間(2027 年 6 月まで)に、キャッシュレス決 済比率を先ほどから倍増し、4 割程度までにするということを目指している状況です。

このキャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払いの利便性向上に加えまして、データの蓄積を通じたイノベーション、改革、新たな技術ということですが、そういったものの実現にもつながっていく期待が持たれます。よって、以下4点を政府に求めていきたいと思っております。

実店舗等がコスト負担している支払い手数料 のあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革の ための環境整備を行っていただきたい。

2 点目には、地域商店街等と連携したポイント制度などのインセンティブ措置、キャッシュレス社会を誘引していく、刺激をしていく措置を検討し、消費者に対する利便性向上を図っていただきたい。

3点目には、QRコード(2次元バーコード)のキャッシュレス支払いに関する技術的仕様の標準化などを行って、サービスの統一規格や標準化などを推進していただきたい。

最後に4点目に、産官学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス 決済を通じて新たに生み出されるデータの利活 用によるビジネスモデルを促進していただきた い。

以上4点を求めたいと考えております。

委員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく お願いいたします。

【里脇委員長】 ただいま、川崎委員から説明がありました、「キャッシュレス社会の実現を求める意見書」について、ご質問・ご意見はありませんか。

【坂本(浩)委員】 まず、理事者のほうにお尋ね

いたします。このキャッシュレス化が進むということに関して、具体的な何かキャッシュレス 化になることによっての県の指導監督というふうな業務になるのでしょうか、そういうふうな ものが具体的にどんなことに係ってくるのかと いうのは把握されていますか。

【松尾食品安全・消費生活課長】 キャッシュレス社会の実現に関しまして、まず国のほうの動きですけれども、国のほうは経済産業省でキャッシュレス・ビジョンというようなものをつくって推進をしていこうというような動きがございます。

その動きのメリットとか、そういうふうなことは、今、意見書案が提出されておりますが、 川崎委員からも説明があったように、そういう メリットを活かしていくというふうな形で取組 がなされているようでございます。

今回、環境生活委員会に付託がされておりますが、関係がある部署としては、私どもの食品安全・消費生活課ということで、消費生活の分野で若干関わりがあるかなということで、私のほうで答弁をさせていただいているところですが、具体的なところが十分つかめていないというところはございますけれども、当課の所管の関係で申し上げさせていただきますと、キャッシュレスによって消費者の消費生活の利便性が向上するということであれば、望ましい消費者市民社会の実現の一助になるのではないかというふうに考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 まだ今から国の経済産業省が キャッシュレス・ビジョンというものをつくっ て進めるということで、多分、今から具体化さ れてくるのだろうと思います。

それで、川崎委員に質問なんですけれども、 趣旨は了解いたしました。 ただ、いわゆるキャッシュレスに対する不安というんですか、要するに、ふだん私たちはまだ現金でやりとりするんですけれども、例えば、スマートフォンでも支払いができるとかいうのがどんどん、どんどん広がってくることによって、今、スマートフォンは中学生ぐらいから持っていますから、中学生が使ったりとかいう可能性も出てくるかもしれません。同時に、そういう情報がどんどん、どんどんそういうものを通じてICTで広がっていくということになりますから、そういう面で、例えば、個人情報の漏えいだとか、そういうものも一方ではらんでいるんじゃないかというふうな気がします。

それで、例えば、この4点挙げられておりますけれども、個人情報に関する厳格な運用、それをきちんと保護するというシステムを同時に考えていくような観点がどこかでこの意見書の中に盛り込まれるのがいいんじゃないかというふうなことがあるんですけれども、そこら辺については、ご見解はいかがでしょうか。

【川崎委員】 ご指摘ありがとうございます。

個人情報の保護ということは本当におっしゃるとおりでございまして、何の異論もないわけでありますが、しかしながら、個人情報の保護というのは、ある意味、前提条件といいますか、当たり前だということで、あえて書いてないのは実はそういったところもありまして、それは厳格に求めていく必要があろうかと思っております。

必要であれば委員長のほうでご判断をいただければと思いますが、私は、そういったものはある意味、前提条件で、ごく当たり前の世界で、さらにそれに加えて促進をしていくということを求めた意見書でございます。

身近で、バス、電車で今、カードで支払いが

できる、これが平成 14 年がスタートだったと 思いますが、まさに、もう既に世の中は高齢者 からお使いになるというぐらいの時代になって、 コンビニでも、私もそうですが、ほとんど現金 で払ったことはないというぐらいまで来ていま して、ポイントとして一番主張したいのは、イ ンバウンドの皆様の経済活動を高めていくとい うのが私は一番ポイントだと思っていまして、 今、多くの外国人クルーズ客のお客様が来ます けれども、なかなかお買い物をされていないと いうようなことも地域の方から伺うのですが、 要は、あの人たちはキャッシュを持たないので、 支払おうと思っても支払う制度が整っていない と。整えば、さらにお金も落としていただける ということなんですが、それがなってないとい うことが問題であって、ある意味、世界の流れ といいますか、そういったものにぜひ我が国も 追いついていかないといけない。現金が非常に 安全な国なので、現金を扱うことが不自由では ないのですが、世界はそれを求めているという ところから促進をしていただきたいというとこ ろを大きなポイントとして主張させていただき たいと思いますので、ご理解いただきますよう、 よろしくお願いします。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございました。

状況は今、川崎委員がおっしゃるとおりだろうと思いますけれども、個人的には、どうしても私は現金が安心感があるものですから、一方では、バス、電車はカードで乗っているんですけれども、やっぱり個人情報の漏えいだとか、子どもさんがスマートフォンで気軽に使えるという、ちょっとそういう不安もあるものですから質問させていただいたんですけれども、文言については一任をいたします。今、川崎委員から、個人情報漏えいについても当然の前提条件

だというふうな答弁もありましたので、了解い たしました。

【里脇委員長】 ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 ただいま、川崎委員から説明がありました「キャッシュレス社会の実現を求める意見書」について、文言の整理については、委員長のほうにということでしたけれども、これでそのままでというふうに考えます。これで皆さんにお諮りしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

一午後 2時31分 休憩 一

一 午後 2時31分 再開 一

【里脇委員長】 再開いたします。

ほかにご質問等もないようですので、意見書 の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「キャッシュレス社会の実現を求め る意見書」については、提出することに決定さ れました。

なお、文案の作成等についてはいかがいたし ましょうか。

[「正副委員長一任」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 それでは、正副委員長にご一任 願います。

ほかに、皆様から何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、 県民生活部関係の審査結果について、整理した いと思います。 しばらく休憩いたします。

一午後 2時32分 休憩 一

— 午後 2時32分 再開 —

【里脇委員長】 再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を 終了いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

一午後 2時33分 散会 —

第3日目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年9月27日

自 午前10時 1分 至 午前11時26分 於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 里脇 清隆 君 副委員長(副会長) 山本 由夫 君 八江 利春 委 員 君 田中 愛国 IJ 君 渡辺 敏勝 君 IJ 光之 瀬川 君 IJ 徳永 達也 君 外間 雅広 君 IJ IJ 川崎 祥司 君 坂本 浩 君 IJ

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長 太田 彰幸 君 管 英二 理 部 長 小畑 君 営 業 小川 雅純 君 部 長 貸 切 清 君 部 長 濵口

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開議 —

【里脇委員長】 おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

交通局は、分科会付託議案及び委員会付託議 案がないことから、委員会による審査とし、所 管事項についての説明及び提出資料に関する説 明を受けた後、陳情審査、所管事項についての 質問を行います。

交通局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【太田交通局長】 おはようございます。

「平成30年9月定例県議会環境生活委員会関係議案説明資料 交通局」の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、 主な所管事項につきましてご説明いたします。

(長崎市内等における路線バスの運賃改定について)

長崎市内においては、多くの路線で当局と長崎自動車が競合して路線バスを運行しておりますが、去る、8月10日に長崎自動車において、本年12月1日付で実施運賃を24円50銭から27円に引き上げる運賃改定を行う旨公表されました。

交通局といたしましては、これまでもバス利用者の混乱防止の観点等から長崎市内等において同社と同一運賃としてきており、8月31日付で国に対して運賃改定の申請及び届出を行ったところです。

申請内容の主なものにつきましては、長崎自動車と競合いたします長崎市内において、初乗り運賃を150円から160円とし、主な各乗車区間で10円から30円程度、運賃を改定するものとなっております。また、空港リムジンバスにおいても、長崎駅から長崎空港間を900円から1,000円に引き上げるなど、長崎自動車と同様の改定としており、実施時期も12月1日付で予定して

おります。

なお、諫早・大村地区においては、現行運賃 のままとしております。

今回の運賃改定に伴い、値上げとなる区間を ご利用いただく県民の皆様には、ご負担をおか けすることになりますが、ご理解を賜りたいと 存じます。交通局といたしましては、今後とも 安全運行及び接客サービスの向上に取り組んで まいります。

(営業・広報の取り組みについて)

営業・広報活動については、バスの利用促進 及び地域の方々に親しみを持ってもらうための 活動として継続的に取り組んでおります。

小学生が各市域内でバス乗り放題となる「夏休みこども定期」については、今年度も引き続き実施するとともに、長崎電気軌道と連携したバスと路面電車の両方が乗り放題となるセット券も新たに発売したところであり、期間中818名の小学生にご利用いただきました。

バスに乗車した子どもたちが、路面電車に乗り換える様子が多く見られ、公共交通機関の利便性を体感いただいたものと考えております。

9月20日は「バスの日」と制定されており、 毎年、記念のイベントを実施しております。今 年度は、先般開催しましたフォトコンテストの 優秀作品及び投稿作品をバス車内に提示した 「フォトコンテストバス」の運行を計画してお り、ほかにも長崎交通公園において、園児を招 待した交通安全教室を実施することとしており ます。

また、地域の魅力発信とバス利用促進を目的とした路線マップ「県営バスdeおでかけMAP」は、第6弾として大村市の萱瀬地域にスポットを当て、黒木渓谷などの納涼スポットやバス路線沿線の飲食店、地元の直売店などを紹介

し、7月下旬から県営バスターミナルやバス車内、大村市役所などで4,000部を配布しております。

今後もバスに乗ってもらうための工夫や取組 を企画し、地域の皆様に愛される県営バスを目 指して営業・広報活動に取り組んでまいります。

(ドライビングコンテストについて)

交通局では、高齢者や障害のある方がより安全で快適にバスをご利用いただけるよう、乗務員の車椅子取扱いの習熟とサービス向上を目的として、平成15年より毎年、車椅子介護コンテストを開催しております。

今年度は、車椅子の取扱いに加えて乗務員の 運転技術や接客接遇の向上を目的に加えたもの とし、名称も「ドライビングコンテスト」とし て、9月2日に長崎県運転免許試験場において全 ての営業所参加で開催いたしました。当日は、 各営業所で選抜された乗務員が日頃の業務で培 った技術を競い合い、優秀者を表彰したところ です。

今回の取組は、乗務員の安全運行や接客等の 向上につながるものと考えており、今後とも輸 送品質の向上に努めてまいります。

(「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のラッピングについて)

交通局では、6月30日の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録を受け、文化観光国際部と連携のもと、本県の魅力を広く九州各都市にPRするため、北九州・熊本・大分・宮崎・鹿児島と長崎を結ぶ高速バス5台の車両にラッピングを施し、運行を開始したところです。

これらの高速バスが九州内の各都市を走行することで、多くの方々の目にとまり、長崎県への観光需要拡大に寄与するものと考えておりま

す。

今後とも、交流人口の拡大を通じた観光振興 への貢献を図るとともに、地域の活性化を目的 とした取組を進めてまいります。

(交通局の経営状況について)

今年度の収入状況につきましては、乗合事業については、諫早・大村と長崎を結ぶ高速シャトル便が好調で、全体として堅調に推移しておりますが、貸切事業については、県外修学旅行における引き続く熊本地震等の影響やクルーズ団体の受注減等により厳しい状況が続いております。

また、費用につきましては、軽油価格が高騰 しており、このまま高い水準で推移いたします と、経営に与える影響が相当大きくなることが 想定されます。

経営の効率化につきましては、今年度から新中期経営計画に基づき、各種取組を進めておりますが、貸切事業において、県内外への受注の掘り起こしや観光業界と一体となった首都圏及び関西方面へのセールス活動による将来へ向けた誘致にも積極的に取り組むなど、さらなる収益の向上及び経費の節減に努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 次に、提出のあった「政策等決 定過程の透明性の確保などに関する資料」につ いて、説明を求めます。

【小畑管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件につきまして、本年 6月から8月までの実績は、資料1ページに記載 のとおり、計4件となっております。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長あてにも同様の要望が行われたものは、諫早市周辺整備事業への協力と支援についての1件となっており、それに対する県の取扱いは資料7ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】引き続いて管理部長から補足説 明をお願いいたします。

【小畑管理部長】 それでは、引き続きお手元に配付させていただいております「長崎県央バス社員による訴訟にかかる和解について」の資料をご覧いただきたいと思います。

本件は、平成29年5月に提訴され、係争中であった損害賠償請求訴訟において、長崎地方裁判所からの和解勧告を受け、去る9月20日に原告である長崎県央バス社員との間で和解が成立したものであります。

訴訟の主な内容は、原告である県央バス社員が、同僚職員から運賃箱の運賃を当該社員が過去に着服したという身に覚えのない噂を流布されたにもかかわらず、交通局及び県央バスが運賃着服の事実がなかったことを明確にせず、放置し、適切な対応をとらなかったとして、損害賠償を求める訴訟が長崎地裁に提訴されたものであります。

その後、長崎地裁における審理が続き、交通 局及び県央バスといたしましては、損害賠償の 責任がない旨を主張してまいりましたが、紛争 解決のため、長崎地裁から和解勧告がなされ、 「交通局及び県央バスの対応等に不法行為責任 は認められない」との判断が示されたことから、 今般、和解に合意することとしたものでありま す。

和解条項につきましては、労働者への安全の 配慮を規定した労働契約法の内容を確認する趣 旨のものであり、今後も引き続き職員の職場環 境への配慮に努めてまいりたいと考えておりま す。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

【里脇委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情 審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり 陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願い ます。

審査対象の陳情番号は21番の1件です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 質問がないようですので、陳情 につきましては、承っておくこことします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する 質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】1ページの1,000万円以上の契約状況一覧表のところでありますけれども、3番目のインタンク軽油の購入ということで随意契約でされております。これは福岡の筑紫野市の株式会社西日本宇佐美九州支店ということで随意契約なんですけれども、県営バスですから基本的に県内が優先ということはないのかなというお尋ねです。

【小畑管理部長】今回の随意契約でございますが、まず前提といたしまして、同じ資料の表の下記に※1として記載しておりますが、インタンクの契約につきましては、当初8月から10月を期間とする一般競争入札に付したところでございまして、特に県内・県外という縛りはなく、広く入札公告を図ったものでございますが、実際結果といたしましては落札者がなく、再度入札に付するまでの期間に時間を要しますので、その間の随意契約をすることといたしまして、応札のあった事業者に対して、見積もり合わせを行った結果として、この福岡の業者が随意契約に応じたという形で実施しておりますが、結果としてそういう形になっております。

【坂本(浩)委員】 結果としてこういうふうになったということで、県内を優先してという意識はあるという理解でよろしいんですね。

【小畑管理部長】基本的に一般競争入札でございますので、特に県内を排除するということはございませんし、基本的には優先すべきと考えておりますが、何分、応札がないことにはなかなか難しいと思っておりますので、どうしても交通局の軽油の使用量が多いということもございますので、そういった中での事業者の判断だと考えております。

【渡辺委員】 今の契約状況の一覧表の1ページです。今、坂本(浩)委員が言われましたのが3番ですが、1番と4番も随契で県外の企業になっているんですけれども、その原因は何ですか。ちょっと教えてください。

【小川営業部長】まず、1番目でございますが、 1番目については液晶運賃表示器ということで ございまして、これは運賃表示、今、24区画か ら72区画までございます。72区画になると運賃 の表示自体も非常に見づらいという状況がございまして、昨年度から運賃表示器につきましては多国語表記もできるような、画面を分割して表示ができるような運賃表示器を、いわゆるOBCと言われておりますが、その導入を始めております。

昨年度、一般競争入札によりまして入札をした結果、当該福岡の事業者が落札をしたということでございまして、私どもの場合、運賃表示器のメーカーが変わってきますと、いろんなシステムも変わってくるということもございまして、今回も昨年度と同一の事業者で同一の機械機種の導入をさせていただいているというところでございます。

ちなみにこの分につきましては、国の平成29 年度の経済対策の補正予算におきまして、国庫 補助の対象にもしていただいているところでご ざいます。

続きまして、4番目の一般乗合旅客自動車大 型5両でございますが、この分につきましては、 佐賀県の事業者と契約をしているということで ございますが、これは平成16年式の中古車の車 両がそこの事業者にあるという情報がございま して、従来、私どもは東京都営の方から中古車 の購入をして改造しておったわけでございます が、その改造事業者が基本的には長崎県内に1 社と佐賀県内の1社、2社でございまして、その うち1社がそういう掘り出し物といいますか、 中古車を所有しているということがございまし たので、その中古車の購入にあわせて改造工事 までやらせていただくということで、今回、中 古車の購入及び改造工事ということで、そこの 事業者と随意契約で実施をさせていただいたと いうところでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、契約の4番の佐賀県

の分は、佐賀県のこの会社が中古車を持っていて、いい中古車なので、改修もしてもらって随意契約を結んだということで理解していいですか。

【小川営業部長】その中古車の情報を得まして、整備士を実際現地にやりまして、状況を見たところ非常に状態がいいということでございまして、今回のこの金額につきましては中古車5台分の購入費、それとその改造費等々が含まれたところでこの値段ということでお考えいただければと思っております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【山本(由)副委員長】 今の質問に関連してくるんですけれども、先ほど、管理部長の答弁の中に、できるだけ県内でという話があるんですけれども、県営バスという性格も踏まえて、入札の条件がありますけれども、その中で具体的にできるだけ県内にというための取組といいますか、仕掛けというのはおかしいんでしょうけれども、そういったものがありましたらお願いします。

【小畑管理部長】申しわけございません。具体的に県内を優先するというのは、その規約の中で縛り等をかけているわけではございませんけれども、もともと以前は随意契約という形でやっておりましたが、過去経緯がございまして、透明性の確保と公正な競争を促進するという趣旨で、現在、原則3カ月ごとに一般競争入札という形の中で実施をさせていただいております。あとは事業者の判断になろうかと思いますので、おりますので、そういった中での事業者の判断なり、応札の結果という形だと考えておりますので、具体的なところまで書くのは難し

いのかなと考えております。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】 おはようございます。

経営全体のことで局長にお伺いしたいことが ございます。本来ならば、ご就任の当初、前回 の議会でお尋ねすべきことでありましたけれど も、時期がずれたことについてはお詫びしたい と思います。ちょっと枝葉のところまで走り過 ぎて時間切れでございました。失礼いたしまし た。

今回改めてお尋ねしたいのは、県営という公 営企業として運営をずっと長年されておられま すが、改めて公営企業の使命ということ。

さらに、今、新規の中期経営計画等をおつく りになられて経営をなさっておられますが、ま さに人口減少というのは思っている以上に加速 度的に進んでいて、経営を直撃していることは 間違いないことかと思います。そういった中で 人口減少にどう対応されていかれるのか。

また、公共交通としては、県北の方では再編等もあっておりますし、先ほども諫早は鉄道とバスの連携といいますか、そういったことで新たにいろんなバリアを乗り越えていきながら進めていかないといけないということもテーマとしてあろうかと思います。そういった意味での公共交通の未来、そういったものについて、大きく2つお尋ねしたいと思っております。

さらに、細かい点ではございますが、これまでさまざまな努力をなさっておられますけれども、国もしくは県の方から補助金等をいただかれて事業をなさっておられると思います。そういった中で、なるべくなら補助金には頼らない経営が望ましいかと私は思いますが、そういっ

た意味での補助金をいかに圧縮をしていこうと されるか、その施策。

さらに、利用者へのサービス向上という点では、先ほどドライビングコンテストのこともご紹介をいただいておりますが、このようなところで県民に対してどうサービスを向上していくのか、そういった観点から局長の経営方針を伺いたく存じます。よろしくお願いいたします。

【太田交通局長】ご質問が多岐にわたっておりますので、少しお時間をいただいてお話をさせていただきたいと思います。

まず、委員がおっしゃいますように、人口減少ということにつきましては、公共交通機関を営む者といたしまして大きな課題と考えているところでございます。そういうことを前提に少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、交通局長としての考えということですので、交通局への関わりのところを少し話をさせていただきますと、私は二十数年前に交通局に勤務したことがございます。それと平成15年度に、交通局のあり方につきまして、県の立場で方針検討に関わった経緯がございます。

これまでの交通局の取組といたしまして、県 央バス株式会社を創設しました。それから、給 与制度の大幅な見直しをして経営の効率化を図 っております。また、大村・諫早と長崎を結ぶ 高速シャトル便の運行を新たに始め、それから、 九州内の高速バスの増強など、こういう新たな 需要の開拓に積極的に取り組んでいるところで す。

それから、先ほどもお話をしましたけれども、「夏休みこども定期券」、それから「免許返納パス」、「グランドパス」等の実施など、バスの利用促進、それから高齢社会に対応した、行政と連携した取組、こういうものを実施してお

ります。

私といたしましては、これらの県営バスの独自の発想、これまでの実績について、大変よく頑張っていると考えておりますし、評価をしているところです。

公営企業等の使命と今後の経営についての考え方についてですけれども、交通局においては、今年3月に新たな中期経営計画を策定しております。その中で、公営交通事業としての使命といたしまして、将来に向け、地域の生活交通を確保していくということ、それから、本県の観光振興に貢献していくということを明確にしております。その上で、輸送の安全の確保、それから少子高齢化への対応、施設等の老朽化対策、人材確保対策等を進めていくこととしております。

私としましても、この中期経営計画に沿った 取組を確実に行うことで、県民の皆様に県営バ スが愛され、よりご利用いただけるよう努めて まいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目、人口減少に対応してどのような対応をしていくのか、それともう一つ、 補助金についての考え方でございます。

バス事業者が置かれている環境につきましては、委員おっしゃいますように人口減少等によりましてバス利用者の減少、それから、先ほどもありましたけれども、軽油費の高騰、それから運転士などの人材確保難など、大変厳しい状況にあると思っております。

県営バスにおきましては、これまで進めてき た都市間輸送、拠点間輸送、こういうものの強 化、それから路線の再編、貸切バスの収益の安 定化に今後さらに注力していきたいと私として 考えているところでございます。

それから、バス路線の維持のためには、地域

住民の皆様の理解、それから行政の協力と支援、 それともう一つは同業であるバス事業者との良 好な関係構築というのが不可欠だろうと思って おります。

補助金の削減、補助金はないに越したことはないということでございますけれども、バス事業者としまして赤字路線を運営しております。それを地域の皆様に提供するためには、国、県、市からの補助というのはどうしても必要になってまいりますので、今後、県内のバス事業者とも連携、協力関係を築きながら、利用しやすいバス路線網とすること、それから、案内表示等のあり方などについて、行政への提案も行いながら、適切な負担のあり方について協議を行っていく必要があると考えておりますので、いろんな情報交換を行いながら、利便性の向上と行政の負担の軽減に努めてまいりたいと思っております。

最後に、公共交通機関を営む者としてのサービスの向上策でございますが、バス事業者の根幹となりますのは輸送の安全でございます。その上に立って、バスの運営をしていく必要があろうかと思っております。

県営バスにおきましては、これまでも安全・ 安心の確保を最優先に考えて、法令の順守の徹 底、運輸マネジメントの推進、それから車両の 計画的な更新など、これら各種の取組を行うこ とで、県民の皆様への輸送の確保を行ってきて おりますので、私といたしましても、さらに安 全とサービスの向上という面で取組を進めてい きたいと思っております。

今年度は、先頃「ドライビングコンテスト」 も実施いたしましたが、毎月1回、早朝に職員 の点呼を行う際に、幹部職員が営業所に参りま して、職員に声かけをする取組を行っておりま して、それから、マネジメント安全会議という ことで、具体的な取組の状況を確認するという 作業も行っております。

それから、安全確認のための3秒ルールというのも決めまして、運転士が運転をする際に安全を確認するものを具体的に示すことで安全を確保していっております。

そういう取組をしながら、皆さんに交通の安全な運行を行っていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

【川崎委員】詳しく思いを語っていただきまして、ありがとうございました。本当に厳しい状況の中で工夫をなさっておられることについては、よく理解をしたところでございます。

まず、経営的には、やはり新中期経営計画、この確実な実施ということでございましたので、しっかりとこれを前に進めていただきたいなと。やはり繰り返しおっしゃられた、使命は県民の足を守ること、それと安全な輸送の提供だと思います。とりわけ乗務員の皆様の技術向上とサービス向上について、引き続き研修等も行いながら進めていっていただければと思っております。

繰り返しになりますが、人口減少というのがもう数年前に言われていた予測、そのとおりに恐らく推移しているんでしょう。やはり減っているんでしょうけれども、それがなかなか当時は実感できなかったことが、今、日に日に身につまされているというか、そういったことを感じているところでございます。

そういった意味でも、この効率化、地域との 連携、そういったことについては大変重要なテ ーマかなと思いますので、ぜひ先取りでいろん なことを考え、計画を立て、推進をしていただ きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お尋ねしたことの中から少し、これまで確認 をさせていただいた点で、いま一度お尋ねなん ですが、サービスの向上の一環として案内表示 も含まれていると思います。

私は、これまでバスロケーションのことについてお尋ねをさせていただいておりました。つい先般、電気軌道が電停において次の電車が何時頃到着をするといったサービスを行うという記事を目にいたしました。まさに利用者の利便向上、観光客の皆様のわかりやすさ、利便向上だと考えております。

バスはたくさん路線があって、行き先の表示が自分が行きたいところと一致すればいいんですけれども、恐らくほとんどは一致していないと思います。どれに乗ればいいのかというのは、観光客の皆様、なかなかわかりづらい部分かと思います。そういった中で、このバスロケーションというのが、この行き先のバスがいつ頃来ますよということから、もう一歩踏み込んで、自分が行きたいところを何か検索をすると、このバスに乗ってくださいというお知らせまで踏み込んでいくと、利用者がもっと伸びたりするんじゃないかということも思っております。そういったことでこのバスロケーションシステム、ぜひ進めていただきたいと思いますが、いま一度ご所見を賜りたいと思います。

【小川営業部長】 今、委員からご指摘がございましたバスロケーションシステムについてでございますが、このシステムにつきましては、各利用者がスマートフォンでそれを見るという場合と、あと今回の長崎電気軌道のように、電停もしくはバス停でそういう情報を取得するという事例が一般的ではないかと思っております。

仮にバスロケーションシステムの導入について検討していく場合につきましては、当然交通局だけではなくて、ほかのバス事業者とも一緒になって協議、調整をしていく必要があると考えております。

長崎市内におけるバス停につきましては、今後、長崎駅周辺についても大きく変わってくるというものがございますので、多言語表示等々含めたバス利用者の環境整備というのが非常に重要なものになってこようかと思っております。

そこで、現在、私どもと民間のバス事業者の 方、もしくは行政を入れた形でバス停でのそう いう多言語表示とか、いろんな機能についてど ういう形でやっていったらいいのかという協議 もさせていただいておりますので、そういうも のも含めてバスロケーションの必要性の有無と いうところもそこの中に上げながら、今後、協 議を進めてまいりたいと思っております。

ちなみにでございますが、民間バス事業者との協力体制という意味では、昨年度、平成29年度に1カ所、バス停の更新の際に、従来2本あったものを1本にしまして、その分について表・裏を両事業者で使うということを始めましたが、平成30年度におきましては、市内のバス停、今のところ10カ所程度を予定しておりますが、そこにつきまして4面張りのバス停の標柱をつくって、両事業者でそれを使うような格好にしていこうということで、今、協議、調整も進めておりますので、そういうお話も出しながら、検討については進めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】 ありがとうございました。協議もなさっているということですので、少し検討に入っているということは確認できましたが、ち

よっと拘って毎度ご質問させていただく背景には、車いすの方がバスに乗りたいけど、必ず決まった時間に来るとは限らないということから、もう数年前、切実なご相談を受けたことがあります。もうこの時間に決めてバスが来ればというようなことをおっしゃるんですけれども、さまざまな事情もあるのかもわかりませんが、そういった中で、まさに、もうスマートフォンというのを持っておられる方がたくさんおりますし、手軽にできるツールだと思いますので、ぜひそういった角度から、できるところから先にお進めになられたどうかなと思います。で検討していただければと思います。

それでは、運賃改定のことでお尋ねでございますが、まず、今、収入の内訳といいますか、 現金とカードと定期券と、それ以外にもあるのかもわかりません。このシェア率といいますか、 構成はどんな感じになっていますか。

【小川営業部長】全体の収入のシェアでございますが、全体の中のスマートカードに関わる収入というのが約7割程度、それは通常の市内路線等々の部分を考えますと、約7割程度かなと思っております。その中に当然定期券、スマートカードで定期券を発行している部分もございますので、そういう部分も一部あろうかと思っておりますので、約3割弱ぐらい現金の方がまだ残っていようかなというところで今整理をしているところでございます。

【川崎委員】 7割までカード化をしてきている。 まさに昨日、キャッシュレス社会の推進という ことで意見書を出させていただいたところです が、このスマートカードの世界というのはもう 十数年、15~16年ぐらいになって、もう定着を しているというところなんですね。非常に便利 なツールだと思っているんですが、そうなって きますと、この支払いに関して、さほど小銭等々も意識せずに支払っている方が多くいらっしゃると思います。そういった中で、この運賃改定の理由の中で異種運賃が発生した場合に混乱をする観点等も一つの理由に挙げられておりましたが、もうカードでそんなに混乱するということがあるのかなと、正直思ってですね。現金がたくさんある時代は確かにそうだったかもわかりませんが、カードでそう混乱するのかなと。むしろ、そんなことじゃなくて、県営バスの新中期計画で12月の運賃改定が予定されていたのかどうかは承知しておりませんが、むしろ、安い運賃で戦って、要するに利用者を獲得するようなそういった戦略もあったんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【小川営業部長】私どものもともとの基準賃率 というのは32円40銭でございまして、諫早市内、 大村市内については32円40銭で運賃の設定を して運行させていただいているところでござい ます。本来であれば、長崎市内についても32円 40銭で運行するというのが一つの目安でござ いますが、やはりそこは利用者の皆様からいろ んなお声をいただく中で、私どもとしては平成 27年10月の運賃改定の時に、長崎市内におきま しては他の民間バス事業者と同一の賃率で運賃 の設定をさせていただくという形をとらせてい ただいております。それは長崎市内、どちらの バスをどこで乗っても同じ運賃で乗れるという 状況にしてございますので、今回、民間バス事 業者の方が運賃改定、賃率の改定をしたという ことであれば、私ども、本来の賃率に近づくと いう意味でいけば経営改善にも資すると。

また、先ほど、委員からご指摘がありますよ うに、いろんな意味でバス利用者の方の利用環 境の改善を図っていくという部分においては、 例えばWi-Fiの設置だったり、今お話がございましたバスロケーションシステムとか、また、先ほど局長からご答弁させていただきました車両の更新計画とか、そういうものを着実に進めていくためには、やはりそこで一定の収入も得るというのが必要なことだろうというのがございますので、そういうものも含めて、同じ賃率で運賃を設定させていただくように今般申請をさせていただいたところでございます。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【八江委員】県営バスの皆さん方には、改定に 改定を重ねながら、経営刷新を図っていただい ていることもよく見えております。頑張ってい ただきたいというのは、私たち諫早にとっても 大村にとっても、市民の足として、あるいは県 民の足として頑張っていただいていることに対 して、今そういう立場で申し上げておりますが、 ただ頑張ればいいというだけじゃなくて、効率 よくというお話も今ありましたように、会社の 運営につきましては、やっぱり経費がかからず 利益が上がるようにと、もちろん利益だけを追 求するものではないと、公共交通機関ですから、 適切な管理をしながらということになろうかと 思います。

そういう意味で、確かに車社会ですから、やっぱり公共交通機関というのは利便性のあるところ、例えば諫早~長崎間とか、大村~長崎間のシャトルバス等についてはうまく運営というか、その路線をつくり上げていただいて、一つはドル箱みたいな形になっているんじゃないかと思うし、空港線とか、あるいは今、県外の路線ですか、そういったものも大きく貢献をしていると思いますけれども、何分赤字路線が非常に地方は多いと。それは場合によっては政治路線とか言われている部分です。あそこもここも

つくれと、車が行けるところは全部つくって運搬をしろということもあったと思います。それが簡単に切れないということもあって、そのために国、県、市が助成をしながら赤字を埋めているということも言えると思います。

そういう面で、どうしてもそれを全部残すということばかりはできないと思いますけれども、ここで見直しも当然していかなきゃならない。地方の自治体との話し合いの中で、切るのは切るということがあっても仕方ないけれども、ただ、重大な役割を持っての運行ですから、そう簡単にブツブツ切ればいいということでもないと。しっかりその辺を検討しながらやっていただきたいと思います。

そして、もうバスの問題が、運営することで 経営を安定させるわけですけれども、どうして もできない部分もあると思います。

今、例えばJRでもしているし、ほかの交通 機関を経営しておられる方々も、いろんな部門 ですか、不動産部門、あるいは持っている不動 産、土地、建物、こういったものを有効に活用 しながら、その経営の安定を図っていくという ことが一番大きなものと。皆さん方は公営の局 ですから、民間のようには思うようにいかない と思いますけれども、ただ、持っている資産を 有効に活用できないためにうまく経営に寄与で きないという部分もあると思います。そういっ たものを、これまでも長い間、私は何かあるた びに申し上げてきたけれども、今現在、運行の やり方も変わってきていると思いますけれども、 不動産関係を通じた、あるいはまたバス部門以 外に考えていかなきゃならないものというのが 検討されているものがあるんじゃないかと思い ますけれども、その点はどのように進められて いるのか、お尋ねしておきたいと思います。

【小川営業部長】 2点のご質問があったかと思います。

まず、地方バス路線の維持という部分におきましては、私どもの方、特に諫早、大村については地域公共交通会議というのが設置をされておりまして、私自身もそこの委員になっておりますが、そういう中でバス停ごとの乗降人数のデータとか、そういうものもお示しをしながら、一部に諫早、大村両市では乗合タクシーの方に切り替えをされるようなところも出てきておりますので、そういう部分で自治体とどういう形で将来的に地域公共交通として維持していくのが望ましいのかという議論を進めながら現在進めているところでございます。

今後も自治体との意見交換を十分に行いなが ら、どういう形であれば、地域の皆さんの移動 手段の確保というのが継続的に図れるのかとい う視点を持って協議を進めてまいりたいと考え ております。

それともう一点は、バス事業以外の収入によって経営を安定させるという部分で、交通局で持っている資産について、どのような活用を検討されているのかということだと思います。

直近にございますのは、現在、長崎ターミナルと諫早ターミナルについては、移転新築の計画をしてございまして、当然その跡地については私どもの資産でございますので、その有効活用というものは大きな課題になってこようかと思っております。

特に、諫早市のターミナルにおきましては、 建物、土地については全て私ども交通局の単独 所有の資産でございますので、ここについてど のように活用していくのかというのは、私ども の大きな課題だと思っておりまして、どういう 形であれば私どものいわゆる収益の一つになる かということで検討を進めております。

その中で、やはり今、諫早市が駅周辺の整備をやる中でのまちづくりとの調和とか、周辺環境との調整というのは当然出てこようかと思っておりますので、そこも見ながら調整を、検討を進めていきたいと。

特に、諫早駅前のターミナルにつきましては、 目の前にもともと西友というテナントが入って いたビルがございますが、そこが今閉鎖をされ ていると。その跡地の建物もしくは土地の利用 が、詳細なものが見えてきてないという状況も ございますので、そういう動向を見据えながら、 どういう用途でどのような活用を、またどうい う事業手法を用いた方がいいのかというものま で含めて現在検討を進めておりますので、そう いう状況で一定の整理ができましたら、またご 報告、ご説明をさせていただきたいと思ってい るところでございます。

【八江委員】あくまでもバスの乗客を輸送する ためにバス会社をつくって交通局があるわけで すから、あくまでもそれで経営が安定できるこ とが望ましいわけであります。しかしながら、 広い場所を持っているバス業者ですから、街の 中に駐車場その他、広大な面積がある部分があ ると思う。それは有効に活用すべきじゃないか と思って申し上げております。車も大型から中 型、小型と、あるいは今言われるように乗合タ クシーみたいなものへの転換等もあるんじゃな いかと思います。

そして、いつまで続くかというよりも、ずっと、将来ともに安定的な経営ができるようにするためには、局の皆さん方が知恵を出し、社会のニーズに的確に応えられなければ転換をせざるを得ないということになりますので、その点は、今が特に知恵の出しどころといいますか、

あるいは方向を考えるにも非常に大きな役割を 果たす時期じゃないかと思っております。

特に、新幹線等がくることによって相当な交通の流れが変わってくると。大村の駅も別のところに新しくできると。諫早は、従来のところですけれども、ターミナルを移転してもらう。 長崎もそのターミナルを移転するということになると、交通の流れが人の流れとうまく合致すれば、乗客の確保をすることはできると思います。

県営バスそのものは県がつくっている交通局ですけれども、長崎県内は、長崎、諫早、大村が中心、それと郊外路線ですか、しかし、島原半島も島鉄の皆さん方に譲渡もされましたし、長崎はまた長崎バスも活発に積極的な経営でうまくいっていると思いますし、佐世保は佐世保で、昨日の新聞だったか、議会でも佐世保市営バスが廃止をするということが決定した。五島、壱岐、対馬、それぞれの乗客を運ぶバスの関係がありますけれども、みんなが車社会のために順調なということはなかなかできないものがあると。そのために不動産関係のものを活用しながら、最後まで維持していく必要があるということで検討いただいているものと思います。

そこで、先ほど諫早駅の前のターミナルの話が出ましたが、今のターミナルは閉鎖して駅ビルの方に移転をすると。その図面も全部提示しておりますから、それは十分承知して、いいところに入れてもらって、市民の、あるいは県民の足を確保できているなと、このように思っておりますけれども、ただ、先ほども言うように有効活用できるバスターミナルの用地が築後48年と結構古くなってきた、老朽化しているターミナルがあるわけですけれども、広さも結構広くて2,400平米の土地であります。その土地が

諫早市にとって、駅前商店街、今、諫早の新幹 線の駅前の中で重要な役割を果たそうと、果た されるのか、果たそうとするのかということ。

だから、先ほど西友が決まらないからというよりも、むしろ、西友のところに入ってくるように県営バスが何かを仕掛けておかなければならない。今の発想は逆じゃないかなと。諫早市民にとりましては、役割が相当期待をされる部分がある。それは永昌東町商店街の皆さん方といかに有機的に話し合いができて、それをこの新幹線の開通と併せて、県営バスここにありと、あるいはそこが大きな役割を果たすというのが大事じゃないかと思うんです。周囲を見てからというよりも、むしろ誘導する立場で、県の立場で考えていただければと思うんですけれども、いま一度、考え方が私は逆じゃないかと思うんですが、いかがですか。

【小川営業部長】 地域の方々とは、先日も諫早市の中心市街地活性化協議会というのがございまして、私はそこの委員にもなっておりますので、地域の方々との意見交換もある中で、そのようなお話も出てございます。

その中で、地域の方々からいろんな計画、構想というようなお話も伺っておりますが、その後につきましては、私どもだけじゃなくて、諫早市がどうするのか、どう考えるのかというのがございまして、市の建設部の方とも協議をしながら、地元に対してどのようなグランドデザインを描くのかというボールを投げているという状況だとお聞きをしております。

そういう中で、いろんな計画については、諫早駅のアクセス道路をどう確保していくのかという問題もございますし、また、委員ご指摘のように、駅前の私どものターミナルの跡地の活用について、私どもが先に先行して動くべきじ

ゃないかというご意見をいただいていることも 承知をしております。

先般申し上げたんですが、私どももいろんな ゼネコンとか、そういうところからのお話あた りもお聞きする中では、周辺の配置計画とか、 例えば今、駅の再開発ビルを諫早市の方で建設 をしておられますが、そこに入っていく企業、 店舗等々の状況が少し見えないと、どういう用 途で使った方が一番いいのか、そういう部分に ついても判断がしづらいというお話もお聞きし てございまして、そういうもの等々を考えた時 に、そういう情報を交換したりとか、また、い ろんな情報収集をしながら整理をしていくべき かなというところで少し時間がかかっていると いう状況でございまして、市の方とか、いろん なところとの意見交換はしておりますので、一 定の整理の方向性ができれば、またご報告、ご 説明はさせていただきたいと思っております。

【八江委員】 今まで、諫早駅から雲仙行きとい うのがあったんですけれども、今それは島鉄の 方に譲渡されている。路線の譲渡ですね。今度、 新幹線駅ができれば、また変わった形でそうい ったものを、どことどのように提携をしながら やっていくかということは、当然あっちを出せ とか、こう出せとか言うつもりはないんですけ れども、これから相当のその辺の感覚が変わっ てくるんじゃないかと。そのように思った時に、 駅の方にターミナルを移してもらうことはいい ことだと。しかし、今まであった土地は有効に 活用しないといかんけど、それは商店街等含め て、駅前の全体に大きく寄与できるものを考え る。そうしたら、県営バスそのものが運営する のがいいのか、それを委託しながらする、ある いは当然売却する、そういう方法だってあるわ けですので、それによって駅前の開発が大きく

変わってくるわけです。

だから、結論は、早く地元の市、当局含めて 進めていただきたいなと。そして、次なるステ ップを考えていかないと、でき上がってからと、 平成34年に新幹線が開業して、それから皆さん 方のバスターミナルもそこに移転するわけです。 その後、あいてしまうんです。あいてしまった 後に、今の建物を有効に活用するのか、解体を するのか、あるいはその後に何をつくるのかと いうことですけれども、そのあたりは今のお話 ではまだ見えにくい状況ですけれども、どこま で進んでいますか。

【小川営業部長】現在の諫早ターミナルの建物でございますが、築48年を経過しているという状況で、前の前の国体の時につくられたターミナルでございます。当然のことながら、現状でそのままあのターミナルの建物を使うというのは非常に難しいだろうと考えておりますので、当然一度、機能移転が終われば解体をして、更地の状態で使っていくという形を想定してございまして、その場合に、事業手法として、私どもが独自にやるのか、例えば民間の方と連携をした事業手法を使っていくのか、そういうところを今、調整、検討しているところでございます。

【八江委員】解体をする時期はもう見えてきているわけですね。そのまま残して使えるというものではないと。駐車場に使うとか何とかというのはできない。そうなってくると解体をしないといかん。2,400平米の広大な面積を商店街のど真ん中、駅前にあるわけですから、これをどのようにしてまちづくりに貢献し、またそれでもって県営バスも何かの収入といいますか、そういったものができることが望ましいと思うから、早くすることによって地域の商店街に大き

く寄与しながら、何といいますか、歓迎されな がらやっていかないと、しぶしぶ、ああじゃ、 こうじゃという逃げる立場ばかりじゃなくて、 積極的に取り組んでいって、地元の商店街と一 緒になってやっていく、それは利益にも関わっ てきますし、また地域に貢献できるかというこ とになると思います。しっかりその辺はしてい ただきたい。1日当たりの乗降客が2,500名、バ スは1日700便という大きな数字があるわけで すから、そこが駅前に全部移っていきます。大 村だってそうじゃないかと思います。大村の駅 前もちょっと遠いから、結構古い建物にもなっ ていると聞いておりますので、そういったもの が今後見直す中の一番大事な役割だと。それが 県営バスといいますか、交通局に求められてい ると、市町からしてもですね。そこら辺をしっ かりお願いしたいと思うんですけれども、交通 局長、その点は、先ほどの経緯はわかりました。 しかし、将来の図面を描いていかないと、今ま でしたことはしたことで結構です。しかし、そ れ以上にこれからどうしていくかというのが大 きな課題ですので、その辺の考え方、意気込み はいかがですか。

【太田交通局長】交通局のよって立つ経営の基盤になりますように、そういう資産の活用については十分慎重に検討していかないといけないと思っております。

ただ、既にスケジュールが決まっております 新幹線整備に伴うターミナル移転等があります ので、これについては時期を逸しないように、 それと委員がおっしゃいますように地域の活性 化等にも資するような取組についても十分検討 した上でお示しをしていきたいと考えておりま す。

【八江委員】 県央バス株式会社というのを、先

ほど説明がありましたが、諫早につくっていただいて車両基地としていただいております。そこに移譲した経緯を我々も説明を受けておりますけれども、そういうものの運営のあり方等についてもしっかり求めていく必要があるんじゃないかと。どこまでそれを広げていくのかは別として、十分子会社としてはしっかり運営に取り組んでいただく。そして、職員の教育も含めて、コンクールなどもしていただいておりますけれども、そういったことが大きく影響してくるものと思いますので、子会社についてもしっかり管理運営をしていただきたいと、それだけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【渡辺委員】 3点ほどお尋ねします。

まず、路線バスの運賃改定の関係ですが、空港リムジンバスを時々利用させていただくんですけれども、片道1,000円になりますね。今、2枚切符というのがあるんですよ。あれが今度は幾らになるんですか。

【小川営業部長】 今回、12月1日からの運賃改定によりまして、現在、片道900円、2枚切符で1,600円という形で発売させていただいておりますが、今回、片道900円が1,000円になるということで、2枚切符は廃止されるという形になりますので、片道それぞれ1,000円という形になろうかと思っております。

【渡辺委員】 そうしたら、2枚切符というのは もうやめるというわけですか。そうですか。そ れはどうしてですか、今まで2枚切符で乗車率 を上げていたのに。

【小川営業部長】 実は、九州とか、ほかの地域の空港と主要都市間の連絡バス、リムジンバスというのは、基本的にはほとんど1,000円を超え

ている状況でございまして、特に長崎空港間の リムジンバスにつきましては、私どもの単独で はなくて、民間バス事業者との共同運行をして おります。そういう中で共同運行する会社の方 が先に、リムジンバスについて、片道1,000円で 2枚切符廃止という打ち出しをされております ので、私どもだけがまた2枚切符をやるという わけには、共同運行という観点からそこはいけ ないと思っておりますので、そこは民間バス事 業者の方とも協議をさせていただく中で歩調を 合わせたという形になってございます。

【渡辺委員】そうですか。それは事前に県民に 周知しておかないと、2枚切符がまだあるとい う感覚になっていると思うんですよね。そこの ところは十分広報しておいていただきたいと思 います。

それと、例えば11月末に2枚切符を買った人が12月1日以降に半分の切符を持っていた場合、これに100円追加すればオーケーなんですか。 12月1日から上がるんだろう。11月に2枚切符を買っていた人が、その半券、帰りの分を持っていたとした場合にはどうなりますか。

【小川営業部長】現在、共同運行会社と調整中でございますが、有効期限を一定期間設けさせていただこうかと思っております。例えば11月に購入したものについて、1月末まで、2月末まで使えるとかといった形の有効期限について記入を今後させていただこうかと思っておりますので、利用者の皆様については、これがいつまで使えるという形で整理ができるようにしてまいりたいと思っております。

【渡辺委員】 そうしたら、半券で片道12月になってもいいんですか。使えるんですか。例えば100円追加しないとだめですよとなるんですか。どっちなんですか。

【小川営業部長】先ほど申しました有効期限というのは、今お持ちの、1,600円で2枚券を買われている分でも、1月までとか2月までについては利用ができるという形のものについて、今協議をさせていただいているということでございますので、買われる際の切符の中に、例えば12月末までとか、1月末までについては有効ですよという有効期限を入れさせていただければ、その分はその期間はそのまま使えるということでございます。

【渡辺委員】 わかりました。そうしたら、有効期限までは2枚切符は有効であるということなんですね。まとめ買いする人が出てきやしないかと心配だな。

3ページの交通局の経営状況の関係で、軽油 が高騰しておって、14円ほど高くなっておりま すと書いています。これが1年間続けば影響は どのくらいの金額になりますか。

【小畑管理部長】委員ご質問の件ですけれども、 交通局における軽油の年間使用量でございます けれども、概ね6,000キロリットル前後でござい ます。そういうことですので、単純に計算いた しますと、1円の価格変動で年間600万円ほどの 差が出てくると。単純計算ですけれども、そう いった形での負担増になろうかと考えておりま す。

【渡辺委員】 もう一遍言ってください。6,000 キロリットルでいきますと、幾らになるんです か。

【小畑管理部長】 もう一度ご説明します。

概ね6,000キロリットルの軽油を使用いたしますので、単価が1円上がりますと、単純に600万円の負担増と、2円上がれば600万円の2倍ですので、1,200万円という負担増を生じるということでございます。14円上がりますと、単純に

600万円を掛けた8,400万円ほどと、単純計算でいくとそういう形になろうかと思います。

【渡辺委員】そういう経営努力以外の外的要因 で厳しい環境になるわけですけれども、頑張っ てください。

最後に、今、駅舎ができていますよね。平成32年に高架事業で新しい駅舎がそこにできます。そうしますと、交通ターミナルの移設は新幹線が入ってきた時に移設になるんですか。それともJRの高架線が完成した平成32年の時に一部移動するのか、その辺の移行期間、JR高架事業が平成32年に完成しますと、今度は駅が150メートルほどこっちにずれるわけなので、その動線の関係も含めてどういう形になるのか、示していただけませんか。

【小川営業部長】長崎の新ターミナルでございますが、今見えております在来線と新幹線の高架が交差する部分に新設を予定してございまして、平成32年度中に新ターミナルの工事については着手をする予定でございます。

完成、供用開始となりますと、現在、新幹線の開業に合わせて供用開始ができるように、長崎駅周辺の工程調整会議ということで、鉄道運輸機構、JR九州、長崎県、長崎市、そこに私どもが入りまして、毎月会議を行っておりますので、その中で3カ月ごとのスケジュール調整をやってございまして、そういう中でいきますと、新幹線開業に合わせた形で供用開始ができるように、現在、調整を進めているところでございます。

【渡辺委員】そしたら、高架事業は平成32年、 新幹線開業は平成34年ですから、この2年間は JRで来たお客さんは歩いてターミナルの方ま で行かないといけないのか。そういう対応策は 特段考えていないわけですか。 【小川営業部長】先ほど申しました長崎駅周辺の工程調整会議の中で、在来線が完成をして供用開始をした時に、例えば今の国道のバス停だとか、もしくはバスターミナル等々へ行く動線について、どのように確保していくのかという調整も進めております。当然、アミュプラザの方もJR九州で手をつけられるというお話もお聞きしておりますので、そういうものを含めて工事が進捗するにつれて、その動線も時期でずっと変わってくるということで、今、それを3カ月単位で押さえて、この時期についてはこういう動線を確保していこうというような整理をしているところでございます。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。 委員長を交代します。

【山本(由)副委員長】 里脇委員長、どうぞ。

【里脇委員長】先ほど報告の中でありました県央バス社員による訴訟の件ですが、和解なんですね。取り下げじゃない、和解ということは、一定の交通局についても落ち度があったということなんでしょうか。いわゆるパワハラに関するものを放置していたというんですか、そういう環境をつくらなかったということは事実だということになるんでしょうか。

訴訟は、判決を受けるか、和解するか、取り 下げかという3種類があると思うんですけれど も、和解になったというのはどういうことなの かなということです。

【小畑管理部長】先ほどの県央バス社員との和解の件でございますけれども、今回の和解につきましては、長崎地方裁判所の方から、紛争を解決するに当たっての和解勧告という形で提案がなされたものでございます。

内容につきましては、交通局及び県央バスの 対応等に不法行為責任は認められないという前 提の上で和解条項を定めております。先ほど申 し上げましたが、和解条項の内容につきまして は、労働者への安全の配慮を規定した契約の内 容を単純にうたったもので、これについては「引 き続き」という文言が入ってございまして、基 本的には従来から交通局が取り組んでいる内容 についても引き続きやっていくようにという確 認の意味でその条項が入っているということで ございますので、交通局側の対応に対して不当 なものはございませんし、そういったパワーハ ラスメントみたいなものは基本的にはない、引 き続き同じ精神で当たってくれという趣旨だと 理解しております。そういった形での提案がご ざいましたものですから、今回、我々としては 和解に同意したと。原告の方もその内容で同意 したということで、同意が成立したということ でございます。

【里脇委員長】原告の社員の方は、交通局と県 央バスと、それから同僚の職員2人、計4者を相 手どって訴訟を行っておられるんですよ。

その中で、交通局と県央バスについては和解をするということですね。あとの方については別問題として、今の話でよくわからないんですけれども、要は、落ち度はない、要するに交通局についても県央バスについても落ち度は何もないですよと。別に法的に違法なことも何もないですよと。ただ、職場環境を整えることを条件としなさいねと。そのことはこの訴訟とは実際現実的には無関係の問題というか、関係のないことの中で、訴えられ、和解したという、単純に和解をしたということなんですが、ここについては、要するに県央バスにしろ、交通局にしろ費用がかかるわけですよ。弁護士費用、何万円なのか、何十万円なのかかかってきますし、そういった費用負担部分もあるんですよね。だ

から、単純に、勧告ということなんですけど、 それを単純に受けられて、その費用負担につい てはどうなのかということもちょっと気になる ものですから、その辺を教えてください。

【小畑管理部長】 申し訳ございません。説明不 足の点があったことをお詫びします。

今回の原告の提訴に当たりましては、交通局 及び県央バスとあわせまして同僚職員2名につ いても提訴されております。今回の和解内容に つきましては、交通局と県央バスにつきまして は先ほど申し上げた内容で、残り同僚職員の2 名につきましては、運賃着服をしたという、過 去そういった噂を流したことについてはお詫び した上で解決のための金品を支払うということ でお互いに同意したということです。交通局に ついては先ほどの内容で一応和解をしたと。も う一方の当事者である同僚職員2名については、 その噂を流したことについては一定お詫びをす るという形で、お互い合意ができたという形で の和解勧告でございましたので、それがお互い に成立した上で和解に至ったということでござ います。

ただ、和解条項の中に、先ほど労働契約法以外の条項で原告のその余の請求については請求しないということでございますので、損害賠償は当然生じない。委員長おっしゃるように、ただし、裁判費用については、双方それぞれが負担するという形での和解、結果になっております。

【山本(由)副委員長】 委員長を交代します。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、 交通局関係の審査結果について整理したいと思 います。 しばらく休憩いたします。

一午前11時20分 休憩 一

一 午前11時20分 再開 一

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

一 午前11時21分 休憩 一

一午前11時21分 再開一

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

本定例会で審査いたしました内容、結果について、10月3日(水)の予算決算委員会における環境生活分科会長報告の内容、10月5日(金)の本会議における環境生活委員長報告の内容及び10月18日からの予算決算委員会における環境生活分科会の決算審査の日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

一 午前11時22分 休憩 一

一 午前11時24分 再開 一

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員会委 員長報告については、協議会における委員の皆 様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会環境生活分科会の決算 審査の日程については、お手元に配付いたして おります日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 ご異議がないようですので、そ のように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議した いと思いますので、しばらく休憩いたします。

一 午前11時25分 休憩 一

一 午前11時25分 再開 一

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は ありませんか。

[「正副委員長一任」と呼ぶ者あり]

【里脇委員長】 それでは、正副委員長にご一任 願いたいと存じます。

これをもちまして、環境委員会及び予算決算 委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

一 午前11時26分 閉会 一

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年9月27日

環境生活委員会委員長 里脇 清隆

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番号	件名	審査結果
第 114 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例	原案可決
第 115 号 議 案	長崎県建築基準条例の一部を改正する条例	原案可決
第 116 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 117 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決

計 4件(原案可決 4件)



 委員長
 里脇
 清隆

副委員長 山本 由夫

署名委員 瀬川 光之

署名委員徳永達也

書 記 佐原 昌子

書 記 城戸 壮太郎

速 記 (有)長崎速記センター

配付資料

平成30年9月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会 関係議案説明資料

土 木 部

金属原附新 H e 中 o is xh平

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第107号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号)のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、本年6月から7月の集中豪雨及び台風7号の被害に伴う対策工事及び崩落の危険性が高まった急傾斜地の防災対策について補正しようとするものであります。

歳入予算では、

*	分担金及び	負担金	÷ ;	8 Å		400万 円の増
147	国 庫 支	出金			4億5,	716万6千円の増
	合 G T E E E E E E E E E E E E E	11			4億6,	116万6千円の増
となっ	っております。			31		RALISTICAN

歳出予算では、

河川	海岸	費	6億2, 455万	円の増
港湾	空 港	費	6,000万	円の増
公共土木族	歯殻災害復	3費	1億3,000万	円の増
合	1 1 7		8億1,455万	円の増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1,000億4,209万5千円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(災害関連緊急地すべり対策費)

公共事業	4億9,	980万	円の増
(災害関連緊急急傾斜地崩壊対策費)	in a strictor		
公共事業	2,	100万	円の増
(災害関連地域防災がけ崩れ対策費)			
公共事業	4,	875万	円の増
(砂防事業費)	januar.		
単独事業	5,	500万	円の増
(港湾区域海岸保全費)	e .:		
公共事業	6,	000万	円の増
(災害復旧費)		Ne.	3
公共事業	9,	000万	円の増
単独事業	4,	000万	円の増
を計上いたしております。			

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

石木ダムの事業進捗を図るため、付替県道工事について、年度を越えて一括契約を 締結するため、

河川総合開発費 1億2,000万 円の増 の債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。 何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成30年9月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

土 木 部

SHAPE BY BUT BUT OF SHAPE

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第114号議案 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第115号議案 長崎県建築基準条例の一部を改正する条例

第116号議案 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第117号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例 であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第114号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に つきましては、松浦市が平成30年11月から屋外広告物条例を施行することに伴い、 知事の権限に属する屋外広告物に関する事務の一部を市町において処理することにつ いて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第115号議案「長崎県建築基準条例の一部を改正する条例」及び第116 号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、建築基 準法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第117号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に 伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成30年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、道路法面からの落石や転石によるものが2件、道路法面からの樹木等の落 下によるものが2件となっております。

各事故の相手方へ支払った賠償金は合計で661,711円であります。

(契約の締結の一部変更について)

平成29年2月定例県議会で可決された一般県道諫早外環状線の建設事業における工事の施工(受委託)において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、地盤改良工において、当初杭径1400mmで施工を予定しておりましたが、地質条件等により施工ができなかったことから、貫入能力がより高い杭径800mmに変更して施工したことなどにより、請負代金額を548,000,000円から46,631,470円増額し、594,631,470円に変更したものであります。

次に、平成28年9月定例県議会で可決された高田南南東部宅地整地工事(補強盛土)について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、労務単価及び物価の変動並びに岩盤掘削量の減少により、請負代金額を 722,095,560円から5,637,600円減額し、716,457,960円 に変更したものであります。

(公共用地の取得状況について)

平成30年5月1日から平成30年7月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市におけるダム建設事業1件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(平成30年7月豪雨による被害等について)

去る6月28日から7月8日にかけて、停滞した梅雨前線や台風7号による豪雨で、 西日本を中心に本県を含む11府県で大雨特別警報が発令され、河川の氾濫や土砂災 審等が各地で発生し、甚大な被害をもたらしました。

県内では、県北地域を中心に土木部関係の公共土木施設が被害を受け、平成30年9月5日現在で、県有施設は27件で被害額約4.2億円、市町有施設は119件で被害額約10.6億円に上っています。被災箇所については、速やかに応急対策を実施するとともに、国庫補助や県単独の災害復旧事業による早期復旧に向け、国・市町との調整や測量等を実施しております。

また、広島県と愛媛県へ建築職及び土木職の技術職員を派遣し、応急仮設住宅建設支援業務及び道路、河川、砂防設備等の早期復旧に向けた災害査定業務等の支援を行っております。

引き続き、被災した県内公共土木施設の復旧及び今回の大雨により崩落の危険性が 高まった急傾斜地等の防災対策に全力を注ぐとともに、県外被災地の復旧・復興に向 けた支援も行ってまいります。

(石木ダムの推進)

石木ダムについては、平成25年9月に国が告示した事業認定を経て、現在、土地

収用法に基づき事業用地の取得手続きを進めておりますが、この事業認定処分の取消 しを求めて、事業に反対する方々が国を被告として提訴した訴訟について、去る7月 9日、長崎地方裁判所は、原告の請求を棄却する旨の判決を出しました。

裁判所の判断では、概ね100年に一度の大雨を想定した川棚川の治水計画及び佐世保市の水需要予測に基づく利水計画のいずれにおいても不合理な点はなく、これらに対する原告の主張には全て理由がないとされ、石木ダム建設事業が水道用水の確保、流水の正常な機能の維持及び洪水調節のために必要性があり、本件起業地が事業の用に供されることによって得られる公共の利益は、原告らの失われる利益に優越していると認められました。

県としては、これまでも石木ダムは必要不可欠な事業であるとの考えから、必要な手続きを進めるとともに、付替県道工事など工事の進捗に努めているところでありますが、今回の裁判において国の主張が全面的に認められたことからも、引き続き、事業の早期完成に向け、佐世保市及び川棚町と一体となって、取組みを進めてまいります。

一方、本年1月に、地権者の方々から知事へ直接求められた面会については、未だ面会の環境などについて最終的な合意が得られておらず、実現には至っておりません。 県としては、ご要請の趣旨からも、第三者を交えず静穏な環境で、忌憚のない話し合いをさせていただきたいと考えており、現在も土木部において調整を進めているところであります。

(幹線道路の整備について)

県では、観光振興をはじめとして、企業立地促進や物流の効率化、地域振興等を支える九州横断自動車道や西九州自動車道、島原道路など、規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から生活に密着した道路整備

を計画的に進めているところであります。

このうち、規格の高い道路については、九州横断自動車道の長崎多良見インターから長崎芒塚インター間の4車線化において、最も長い平間橋が完成し、去る8月3日に渡り初め式が開催されました。また、最後の未完成橋梁である日見夢大橋もまもなく架設部分の工事が完了する予定となるなど、今年度の完成供用に向け、順調に整備が進められております。西九州自動車道においても、松浦インターまでの区間が今年度完成される予定であるとともに、松浦佐々道路のトンネル工事にも今年度着手する予定であるなど、着実に事業が推進されております。

また、島原道路については、現在、国で1 工区、県で4 工区、計5 工区の整備を行っており、県が事業を進めている長野〜栗面間では先日、延長約1. 6 k mの(仮称) 4 号トンネルが貫通するなど、整備促進が図られております。

今後とも、地域の活性化並びに、安全・安心の確保を図るべく、効率的で効果的な 道路ネットワークの整備に努めてまいります。

(九州新幹線西九州ルートの建設推進について)

九州新幹線西九州ルートについては、6月には諫早鉄道建築建設所が、8月には諫早鉄道軌道建設所が相次いで開所し、建築工事や軌道工事が進められる運びとなりました。また、平成34年度の開業に先駆けて、JR在来線と島原鉄道の新しい諫早駅が8月に営業を開始いたしました。

今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市町と連携を密にして取り組んでまいります。

なお、武雄温泉〜長崎間の整備については、去る8月21日、国から、労務単価や 資材価格の高騰、事業着手後に判明した地盤条件に合わせた工法の見直しなどにより、 事業費が約1,188億円増加する見込みであるとの説明がありました。 県としては、今後、国に対して、事業費増加の要因やその内容、国費や貸付料の活 用を含めた財源の考え方等について詳細な説明を求めてまいりたいと考えております。

(公共事業の再評価、事後評価について)

今年度の土木部関係の公共事業評価については、再評価25事業、事後評価9事業 を、長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、9月11日に意見書の提出が行われた ところであり、再評価23事業を「継続」、2事業を「見直し継続」とする県の対応方 針、及び事後評価9事業の事業効果に係る評価は、いずれも妥当であるとの答申を頂 きました。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

(公共事業の事前評価について)

平成30年度9月補正予算(案)に係る公共事業新規箇所の事前評価を実施 しました。その結果については、お配りしている資料「平成30年度9月補正 予算(案)に係る公共事業新規(追加)事業の事業評価調書」のとおりであり ます。

なお、評価結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いた しております。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。 何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成30年9月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

環境部

全個規則實現在中心自然平

to the sec

今回、環境部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項について ご説明いたします。

(中国福建省との環境技術交流事業について)

本県環境部と福建省環境保護庁は、平成23年9月に締結した「長崎県と福建省の 環境技術交流に関する協定」に基づき、去る7月24日に福建省において、環境部長 と福建省環境保護庁の付朝陽庁長の間で、環境保全に関して相互の人材交流を行うこ とや環境問題の解決に向けた情報交換等に取り組むことで合意し、備忘録の締結を行 いました。

この備忘録に基づき、本年10月中旬には本県職員2人を福建省へ2週間程度派遣し、さらに今後、福建省から2人の技術職員を4週間程度招聘することとしております。また、昨年度に引き続き、本年10月下旬には福建省環境保護庁から虞平和副庁長を団長とする代表団が来県し、県内環境関連施設の視察等を行う予定としております。

今後とも、本交流事業を通して、福建省との友好信頼関係の強化を図るとともに、 民間を含めた本県の環境に関する取組や技術について情報発信に努めてまいります。

(地球温暖化対策について)

県では、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための各種施策等に取り組んでおります。事業活動に伴う排出削減対策として、7月に県下3地区において、事業者自らの省エネの取組を促進するためのセミナーを42名の参加者を得て開催したところであり、国の補助事業として一般社団法人エネルギーマネジメント協会が本県で実施する無料の省エネルギー取組支援事業の活用へつなげることとしております。

また、家庭部門における排出削減対策についても、7月に県下3地区において、中

小工務店を対象に、住宅に係る省エネ改修補助金制度説明会を74名の参加者を得て 開催したところであり、改修を希望する家主等へ制度の提案を行ってもらうことによ り、数多くの住宅における省エネルギー性能の向上につなげていこうとするものであ ります。

さらに、家庭での省エネ、二酸化炭素削減の取組を促進するため、九州 7 県や経済 団体等が共同して取り組んでいる九州エコライフポイント(家庭における節電活動) を実施し、夏期の取組に昨年度を上回る1,411世帯の参加を得たところであり、 日常の省エネ意識の向上など、環境に配慮したライフスタイルのきっかけづくりにつ なげているところです。

今後も、県民、事業者、関係機関等と連携し、引き続き地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(大村湾環境総合対策事業について)

大村湾については、「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき関係機関と連携して各種施策を進めてきた結果、大村湾の水質は一部の地点を除いて全体的に改善傾向にあり、平成29年度の全観測地点のCOD(化学的酸素要求量)の平均値は2.0mg/Lと計画の目標を達成したところであります。

また、本計画については、今年度終期を迎えることから、関係機関と次期計画の策定作業を進めているところであり、引き続き大村湾の水質保全を図るため流域からの汚水対策を中心に取り組むほか、水産資源の維持管理対策や県民の親水意識の向上を図るための海と触れ合う活動等について検討してまいります。

(平成29年度の各種環境調査の結果について)

県及び関係機関では、県民の快適で安全・安心な暮らしを確保するため河川、湖沼、 海域等の水質や大気等の各種環境調査を実施しており、平成29年度の調査結果につ いて8月7日に公表したところです。

水質の状況については、一部の河川や諫早湾干拓調整池及び大村湾などの閉鎖性海域などにおいて、BOD(生物化学的酸素要求量)やCOD(化学的酸素要求量)の環境 基準を達成していませんでしたが、前年と比較して横ばい若しくは改善傾向を示して おります。

また、大気の状況については、二酸化硫黄、二酸化窒素の環境基準を全測定局で達成し、PM2.5の基準達成局も前年より増えてきております。なお、光化学オキシダントについては全測定局で環境基準を上回る日がありましたが、注意報を発令する 濃度には至っておりませんでした。

今後とも、関係部局とも連携を図りながら環境調査を実施するほか、環境汚染防止 のための工場等の監視指導にも取り組み、県民の安全・安心のための情報提供に努め てまいります。

(汚水処理人口普及率について)

県では、県汚水処理人口普及率の目標を平成38年度に90.2%とする「長崎県 汚水処理構想2017」を策定し、市町とともに下水道や浄化槽などの汚水処理施設 の早期整備を推進しております。

去る8月10日に公表しました、平成29年度末の県汚水処理人口普及率は80.2%となり、前年度より0.7ポイント増加しました。

汚水処理の普及促進のため、今年度からは、市町が事業主体となり計画的な整備が期待できる市町村設置型浄化槽への県補助制度を拡充するとともに、浄化槽による整備を進める市町に対し、市町村設置型浄化槽の導入を要請しているところです。

今後とも、県と市町が一体となって、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を 進め、県民の生活環境の向上及び河川や海域等の公共用水域の水質保全を図ってまい ります。

(海岸漂着物対策の推進について)

本県の海岸漂着物対策については、国の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を活用し、海岸漂着物の回収・処理を実施するとともに、発生抑制対策として普及啓発や関係者との交流事業に取り組んでいるところです。

今年度は、県内の10市5町において海岸漂着物の回収・処理を実施するとともに、 離島3市1町と連携した交流事業として平成28年度から毎年実施している「海ごみ 交流事業」を、去る7月14日から15日の2日間、五島市において開催しました。

この事業では、日韓の高校生・大学生及びNPO団体など約100名が参加し、海岸でのクリーンアップ活動、日頃の活動報告、海ごみ問題に関するワークショップなどを通じて、日韓の取組と現状認識を共有し、海ごみ問題に関する意識を高めるとともに相互交流を図りました。

今後とも、市町、民間団体及び地域住民の皆様と一体となって、海岸漂着物対策を 積極的に推進してまいります。

(廃棄物不適正処理対策について)

毎年、6月の環境月間に併せ、不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、 広く県民に不法投棄防止の啓発を行うことを目的として、市町、警察、海上保安部な ど関係機関が連携して合同パトロールを実施しているところです。

本年6月の合同パトロールで発見された不法投棄件数は17件と過去10年間で最も少なく、また、投棄量も49.8m³と3年連続で100m³を下回っており、県民への理解促進と抑止効果が現れてきたものと考えております。

今後も廃棄物の不適正処理や不法投棄防止のため、産業廃棄物処理業者に対する効率的で統一的な立入検査の実施や指導、関係機関等と連携した巡回パトロールの実施を通して、引き続き未然防止、早期発見に努めてまいります。

(PCB廃棄物の適正処理の推進について)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れがある有害物質であることから、国が定めたPCB特別措置法や長崎県PCB廃棄物処理計画に基づき、適正処理を進めているところです。

トランス・コンデンサ等の高濃度PCB含有機器については、法で定める中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)と平成30年3月31日までに処分の委託契約を締結しなければならなかったところ、高圧コンデンサ1台を所有保管する県内事業者が、6月末時点においても、なお、処分の委託契約を行わなかったことから、7月10日に改善命令を発出し、さらに、8月10日に催告を行いました。

今後は、代執行も視野に入れて、年度内の処理完了に向けて、引き続き関係機関と 連携しながら、保管事業者への指導・助言を継続してまいります。

(外来生物対策について)

本県におきましては、特定外来生物のセアカゴケグモが県内複数個所で、ツマアカスズメバチが対馬及び壱岐で発見されるなど、外来生物の侵入による生態系への影響等が懸念されております。

このため、県では「長崎県危険な外来生物対策協議会」を去る8月10日に開催し、 発生状況や被害対策等について、市町及び関係機関等と情報の共有を図りました。

また、本県に生息・生育する希少な野生生物等への影響が懸念される外来生物について、専門家からの情報等を元に県内での生息・生育等の情報を整理したリストの作成を進めており、市町及び関係機関等と情報を共有することで侵入の早期発見等を図り、本県の生物多様性の保全を推進してまいります。

(島原半島満喫プロジェクトについて)

環境省では、国立公園における2020年の外国人利用者数を、2015年に比べ

倍増の1,000万人とすることを目指し、「国立公園満喫プロジェクト」としてインバウンド対策を進めているところです。

本県におきましても、島原半島満喫プロジェクトとして、昨年度、アンケート調査 やモニターツアーを実施し、その結果を踏まえて、今年度は体験プログラムの創出等 に取り組んでいるところです。

また、昨年度に引き続き、島原半島観光連盟と連携を図りながら、二次交通改善の ための茂木~小浜間における船の運航による交通社会実験や、外国人アドバイザーに よるモニターツアー等を実施しているところです。

さらに、今年度は島原半島が日本ジオパークの認定を受けて10周年の節目の年に あたるため、11月10日に島原市でジオパークに関するシンポジウムを開催する予 定であります。

今後も引き続き、島原半島が一体となったインバウンド対策を進めるとともに、地域自らが行っている国立公園やジオパークなど地域の魅力を増すための様々な取組に対し積極的に支援を行い、地元市と連携して地域の活性化を推進してまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年9月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会 関係議案説明資料

県民生活部

COMPANY REPORTS TO A

ACTION AND DESIGNATION

II B' I II W

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第107号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号)のうち関係部分であります。

歳入予算は、

国庫支出金

614万8千円の増

計

614万8千円の増

歳出予算は、

生 活 対 策 費

614万8千円の増

計

614万8千円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(消費者行政活性化事業費について)

県及び市町の消費者行政の強化を図るため、県内の市町及び関係機関と緊密に連携 し、市町の消費生活相談員の研修や消費生活に関する住民への啓発促進、学校、地域 等における消費者教育の充実による消費者の意識向上などに取り組むこととしており、 これらに要する経費として、

614万8千円

を増額計上いたしております。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

Books of Artif

平成30年9月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県民生活部

全部型网东风日平085分

胡馬丁州馬

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項について ご説明いたします。

(女性の活躍推進について)

女性の能力発揮の場、働き方の多様な選択肢のひとつとして、女性の起業を支援するため、独立行政法人 中小企業基盤整備機構等の起業支援機関と連携のもと、女性起業家掘り起こしセミナー及び相談会を9月27日(木)から年内にかけて、大村、佐世保、長崎地区で実施し、女性の就業を促進してまいります。

なお、離島地区など地理的に来場することが困難な方のために、テレビ会議システムを活用し、インターネットを介して長崎地区のセミナーに参加できるよう参加希望者の利便性の向上を図ります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

県においては、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、市町や関係機関と連携しながら、教育・啓発事業及び地域における指導者の育成事業等に取り組んでいるところであります。

去る8月2日から2日間にわたり、「人権文化に満ちた豊かな地域社会の実現」を テーマに、第43回長崎県人権教育研究大会を松浦市において開催いたしました。教 職員をはじめ、社会教育関係者、地域住民など延べ1,110名の参加があり、助産 師 内田美智子氏による、子どもの健やかな成長を保障するための大人の役割や地域 のつながりについての記念講演の後、同和問題をテーマとした一人芝居による啓発や 授業における人権教育、子どもの仲間づくり、学力保障について、事例発表をもとに した活発な討議が行われるなど、人権意識の高揚が図られました。

また、地域において研修会等を企画・運営する人材を育成する「地域リーダー養成 講座」を7月に長崎地区及び諫早・大村地区、8月に壱岐地区で開催し、計79名の 方に、人権教育を効果的に進めるための「参加体験型学習」のスキル等を修得してもらうとともに、既に指導者として登録されている方々を対象とした「人権・同和教育指導者専門講座(前期講座)」を去る8月22日及び23日に、35名参加のもと実施し、更なる資質の向上を図ったところです。

なお、来る11月21日には、同性愛や両性愛、こころの性とからだの性が一致しないなど多様な性について、学生や教育関係者をはじめ広く県民の理解を深めてもらうため、講演やパネルディスカッションなどを内容とした「LGBTフォーラム」を、長崎大学や当事者団体等との連携のもと、長崎市において開催することとしております。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の策定につきましては、先の6月定例県議会で素案 をご審議いただくとともに、7月2日から7月31日までパブリックコメントを実施 いたしました。

県民生活部の関係部分にかかるご意見等はあっておりませんが、委員会での議論や 県民の皆様から頂いたご意見、ご提言等を踏まえ、計画案が修正されましたので、改 めてご審議いただきますようお願いいたします。

今後は、本委員会でのご意見等を十分踏まえ、年内の策定を目指してまいります。

(犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

本年7月末現在における県下の刑法犯認知件数(暫定値)は2,005件で前年同期と比べ540件減少し、犯罪率は148.1ポイントで、全国では低い方から第2位となっております。

このような情勢のなか、「犯罪のない安全・安心な長崎県づくり」をさらに推進するため、自治会等の団体が、子供の見守り活動、パトロール活動、環境美化活動など

の自主防犯活動に1年間にわたって取り組むことを宣言する、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体」を4月から6月まで募集したところ、県内286団体から参加申込みがあり、各地域の実情に応じた自主防犯活動に取り組まれているところであります。

また、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」では、10月11日から 20日までを「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」と定めており、各種啓発 活動を行うこととしております。

この間、防犯に対する県民の意識を高め、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地に広げていくことを目的に、防犯ボランティア団体や自治会、学校関係者などが参加する「県内一斉防犯パトロール」を実施するほか、推進旬間の前日にあたる10月10日には、県警や県防犯協会などとの共催により、「平成30年地域安全・暴力追放運動『安全・安心まちづくり長崎県大会』」を大村市で開催予定であります。

今後とも、県民と一体となった取組を推進し、安全で安心な暮らしの実現に努めて まいります。

(統計の普及・啓発について)

今年度は大規模な周期調査となる「平成30年住宅・土地統計調査」と「2018 年漁業センサス」が実施されます。

住宅・土地統計調査は、本年10月1日現在の住宅の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすること、また漁業センサスは、本年11月1日を調査期日として現在の全国の漁業の生産構造、就業構造及び流通・加工業等の漁業をとりまく実態を総合的に明らかにすることを目的としています。

これらの公的統計をとりまく調査環境は、個人情報保護意識の高まりなどから年々厳しさを増しており、統計情報を広く理解しやすい方法で公表するなど、統計を身近

なものにする普及啓発活動を行うことが必要となっております。

このため、今年度新たに、教育関係者を対象とした「長崎県統計指導者講習会」を 去る7月30日に開催しました。

県内外から教育関係者26人の参加があり、専門家による統計教育の重要性と指導 のポイントに関する講演や統計データを使った模擬授業を通じて、統計教育に対する 理解を深めました。

このような取組を続けることで県民の統計に関する理解を深め、正確な調査結果を 得るとともに、今後の利活用にもつなげてまいります。

(食品衛生法等の改正に伴うHACCPの制度化について)

HACCPに沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し等を含む「食品衛生法等の一部を改正する法律」が本年6月に公布され、全ての食品事業者、と畜場、食鳥処理場に対して、平成33年6月までにHACCPによる衛生管理が義務付けられることとなります。

HACCPとは、原材料の入荷から製品として出荷するまでの食品製造等の全工程の中で、食中毒菌による汚染や異物の混入等の危害発生のおそれとなる点を予め把握した上で、その要因を除去低減させるために必要な対策を工程ごとに管理し記録する手法で、全ての製品に対して高い安全性を担保するものとなります。

これまでもHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及のため、本県独自に「ながさきHACCP」という施設の評価制度により、事業者自ら衛生管理水準の向上に取り組む事業を行ってまいりましたが、法律に基づく制度化を受け、各県立保健所においては昨年度から県立保健所管内の全ての食品事業者に対してHACCP導入のための講習会を実施しているところです。

今後も引き続き、衛生管理計画の作成等の実践を交えた講習会を開催するとともに、 製造等の現場での指導等を実施し、事業者がスムーズに本制度に移行できるよう取り 組んでまいります。

(食品の安全・安心確保に向けた施策の推進について)

県では、平成28年3月に策定した「長崎県食品の安全・安心推進計画」に基づき、 食品の安全・安心確保に向けた施策を総合的・計画的に進めているところです。特に、 食品に関する様々な情報が溢れている中、食品に対する信頼を確保する観点から、消 費者、関係事業者及び行政等の間で食品の安全についての理解を共有するためのリス クコミュニケーションを推進しております。

本年度の取組としましては、これまでに、食品添加物や食中毒などを題材とした「ジュニア食品安全教室」を長崎市立大浦中学校と佐々町立佐々中学校で、また、小学生とその保護者を対象に、素麺づくり体験を通して食品製造現場の安全確保の取組を学ぶ「親子食品安全教室」を開催したほか、10月31日、11月1日には長崎市と佐世保市において「気をつけよう!!自然毒の食中毒」と題してフグ毒や植物性自然毒による食中毒をテーマにフォーラムを開催する予定としております。

今後とも、食品の生産から消費の各段階における安全性の確保に加え、様々な機会 を設けながら、より効果的に食品の安全・安心に関する理解促進を図ってまいります。

(つながるフェスタin県庁~NPO・じんけん・男女共同参画~について)

多様な主体による協働の実現や、人権尊重・男女共同参画に関する理解促進を目的 として、来る10月21日、県民との協働の拠点である県庁舎において、県内で活動 するNPO・ボランティア団体、女性団体などが参加する「つながるフェスタin県 庁~NPO・じんけん・男女共同参画~」を開催いたします。

このフェスタでは、これからの協働を考えるシンポジウムやテーマ別分科会、駅前 じんけん講座を開催するほか、女性起業家によるマルシェや、笑いヨガを通じた女性 の健康支援、県庁舎を利用したクイズラリーなどを実施し、県民の皆様に楽しみなが ら、協働・人権・男女共同参画についての理解を深めていただく1日にしたいと考えております。

イベント終了後も、参加者同士の連携や取組を継続して支援するとともに、今後と も、県民生活部が一体となって、県民とのさらなる連携・協働体制の強化や男女共同 参画社会の実現、人権が尊重される社会づくりの推進に取り組んでまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

平成30年9月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料 (追加1)

県民生活部

金属型制管 R. E. P. O. \$ 36.19

普图全用用

【環境生活委員会関係議案説明資料 県民生活部の3頁14行目の次に、次のとおり 挿入】

(犯罪被害者等支援について)

犯罪被害者等支援の更なる充実のためには、県、県警、市町、関係機関・団体等が一層の連携を図り、総合的・体系的な支援を実施していく必要があることから、7月10日に「犯罪被害者等支援協議会」を開催し、これら関係者と犯罪被害者等支援の現状と課題について協議を行いました。また、8月17日には2回目の協議会を開催し、条例制定を含めた今後の支援のあり方等について議論を深めました。

その結果、県、県警、市町、関係機関・団体等が一体となって犯罪被害者等支援を 行っていくことの重要性と、犯罪被害者等支援条例の必要性について認識の共有がで きたところです。

県としましては、今後、犯罪被害者等支援に精通した有識者による会議を開催し、 支援のあり方等について、犯罪被害者等支援条例の制定も視野に入れ、協議してまい ります。

Constitution in the Constitution of the Consti

平成30年9月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

交 通 局

金融加限5t月8季0.6加率

现域生活专具会関係温度配卸資料

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎市内等における路線バスの運賃改定について)

長崎市内においては、多くの路線で当局と長崎自動車が競合して路線バスを運行 しておりますが、去る、8月10日に長崎自動車において、本年12月1日付で実 施運賃を24円50銭から27円に引き上げる運賃改定を行う旨、公表されました。

交通局としましては、これまでもバス利用者の混乱防止の観点等から長崎市内等において同社と同一運賃としてきており、8月31日付で、国に対して運賃改定の申請及び届出を行ったところです。

申請内容の主なものは、長崎自動車と競合する長崎市内において、初乗り運賃を150円から160円とし、主な各乗車区間で10円~30円程度、運賃を改定するものとなっております。また、空港リムジンバスにおいても、長崎駅前から長崎空港間を900円から1,000円に引き上げるなど、長崎自動車と同様の改定としており、実施時期も12月1日付で予定しております。なお、諫早・大村地区においては、現行運賃のままとしております。

今回の運賃改定に伴い、値上げとなる区間をご利用いただく県民の皆様には、ご 負担をおかけすることとなりますが、ご理解を賜りたいと存じます。交通局としま しては今後とも安全運行及び接客サービスの向上に取り組んでまいります。

作品リミア 引動調整 フテス 日本開催しております

(営業・広報の取組について)

営業・広報活動については、バスの利用促進及び地域の方々に親しみを持っても らうための活動として継続的に取り組んでおります。

小学生が各市域内でバス乗り放題となる「夏休みこども定期券」については、今 年度も引き続き実施するとともに、長崎電気軌道と連携したバスと路面電車の両方 が乗り放題となるセット券も新たに発売したところであり、期間中818名の小学生にご利用いただきました。バスに乗車したこども達が路面電車に乗り換える様子が多くみられ、公共交通機関の利便性を体感いただいたものと考えております。

9月20日は「バスの日」と制定されており、毎年、記念のイベントを実施しております。今年度は、先般開催しましたフォトコンテストの優秀作品及び投稿作品をバス車内に掲示した「フォトコンテストバス」の運行を計画しており、他にも長崎交通公園において、園児を招待した交通安全教室を実施することとしております。

また、地域の魅力発信とバス利用促進を目的とした路線マップ「県営バス de おでかけMAP」は、第6弾として大村市の萓瀬地域にスポットを当て、黒木渓谷などの納涼スポットやバス路線沿線の飲食店、地元の直売所などを紹介し、7月下旬から県営バスターミナルやバス車内、大村市役所などで4,000部を配布しております。

今後もバスに乗ってもらうための工夫や取組を企画し、地域の皆様に愛される県 営バスを目指して営業・広報活動に取り組んでまいります。

(ドライビングコンテストについて)

交通局では、高齢者や障害のある方がより安全で快適にバスをご利用いただけるよう、乗務員の車椅子取扱いの習熟とサービス向上を目的として、平成15年より毎年、車椅子介護コンテストを開催しております。

今年度は、車椅子の取扱いに加えて乗務員の運転技術や接客接遇の向上を目的に加えたものとし、名称も、「ドライビングコンテスト」として、9月2日に長崎県運転免許試験場において全ての営業所参加で開催いたしました。当日は、各営業所で選抜された乗務員が日頃の業務で培った技術を競い合い、優秀者を表彰したところです。

今回の取組は、乗務員の安全運行や接客等の向上につながるものと考えており、 今後とも輸送品質の向上に努めてまいります。

(「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のラッピングについて)

交通局では、6月30日の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界 文化遺産登録を受け、文化観光国際部と連携のもと、本県の魅力を広く九州各都市 にPRするため、北九州・熊本・大分・宮崎・鹿児島と長崎を結ぶ高速バス5台の 車両にラッピングを施し、運行を開始したところです。

これらの高速バスが九州内の各都市を走行することで、多くの方々の目にとまり 長崎県への観光需要拡大に寄与するものと考えております。

今後とも、交流人口の拡大を通じた観光振興への貢献を図るとともに、地域の活性化を目的とした取組を進めてまいります。

(交通局の経営状況について)

今年度の収入状況につきましては、乗合事業については、諫早・大村と長崎を結 ぶ高速シャトル便が好調で、全体として堅調に推移しておりますが、貸切事業につ いては、県外修学旅行における引き続く熊本地震等の影響やクルーズ団体の受注減 等により厳しい状況が続いております。

また、費用につきましては、軽油価格が高騰しており、今年度は昨年度の平均単価より14円程度高く、このまま高い水準で推移すると、経営に与える影響が相当大きくなることが想定されます。

経営の効率化につきましては、今年度から新中期経営計画に基づき、各種取組を進めておりますが、貸切事業において、県内外への受注の掘り起こしや観光業界と一体となった首都圏及び関西方面へのセールス活動による、将来へ向けた誘致にも積極的に取り組むなど、さらなる収益の向上及び経費の節減に努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

COLOR DE MANAGEMENT DE LA COMPANION DE LA COLOR DE

.

- 4 -

Contract to the School of the Contract to the